はじめに

（旧保存管理計画　Ｐ１
はじめに）　に追記

百舌鳥古墳群は、わが国の古墳時代を代表する貴重な文化財であり、古墳時代を解明するうえでも重要な遺跡である。古墳群の造営は、4 世紀後半に始まり 6 世紀前半ごろまで続きその間に 100 基を超える古墳が築かれた。大型古墳をはじめとする大半の古墳は、5 世紀を中心に築造され、出土品には大量の鉄製品や希少な金銅製品やガラス製品などがある。このことは、当時、海外との交流が盛んであったことを物語っている。このように、百舌鳥古墳群は古墳の規模だけでなく、副葬品の内容においても他を凌駕しており近接する古市古墳群とともに、古墳文化という他に類を見ない文化がかつて日本に存在したことを物語る物証が、1600 年以上の時を経て現在に伝えられてきたことに大きな価値がある。

百舌鳥古墳群の中核にあり、日本最大の古墳である仁徳天皇陵古墳（大山古墳）など、多くの古墳は陵墓として、約 1600 年の間損なわれることなく守り伝えられてきた。陵墓以外の古墳の一部は、大正年間に史蹟名勝天然紀念物保存法で史蹟の仮指定を受け、また昭和 25 年施行の文化財保護法のもと合計 7 基の古墳が史跡指定を受けて守られてきた。

百舌鳥古墳群の位置する地域は、主要部分は都市公園である大仙公園として整備が行われてはいるものの全体に都市化が進展し、建築物が多く建てられ、都市環境は成熟段階にある。戦後復興期に群内の古墳が失われることが続いたが、昭和 30 年のいたすけ古墳の保存運動以降、古墳保存の動きが生れた。大仙公園の整備も古墳を保存する考えのもとに進められ、それ以外の古墳の保存についても市は大きな関心を持ち続けた。

平成 27 年 3 月、国指定史跡百舌鳥古墳群保存管理計画を策定し、古墳群の保存管理を明確にした。さらに令和元年 7 月、第 43 回世界遺産委員会において「百舌鳥・古市古墳群―古代日本の墳墓群―」が世界遺産として登録され、改めて資産を確実に次世代に引き継いで行くことを約束した。本保存活用計画は、世界遺産委員会における追加的勧告を解決するとともに史跡百舌鳥古墳群の将来的な古墳群の保存活用の基本的な方針をさらに明確にするため従来の保存管理計画を改定するものである。

第１章　沿革と目的

新規記述

１．計画策定の沿革

史跡百舌鳥古墳群の特徴は、4㎞四方に広がる古墳を古墳群として捉え、ひとつの史跡としたところにある。昭和 31 年のいたすけ古墳の史跡指定以後、古墳単体で史跡指定され保護が図られてきた。未指定の古墳の保護・追加指定と古墳群全体の保護を図る目的で古墳群としての史跡指定をめざした取組みをすすめ、平成 26 年 3 月に百舌鳥古墳群として統合して指定された。また、古墳群の史跡指定に向けた取組みと併行して保存管理計画策定事業を進め平成 27 年 3 月に策定し、昭和 31 年以降 60 年近くの間に生じた史跡管理上の様々な課題を克服し地域とともにある史跡を本来あるべき姿に導くべく、事業を進めてきた。本計画に基づいて、計画的な発掘調査、追加指定、土地取得をはじめ第 1 期整備基本計画を策定し、寺山南山古墳・御廟表塚古墳の整備や史跡古墳ごとの説明板の設置などの活用に取り組んできた。また、御廟山古墳・ニサンザイ古墳の内濠の追加指定がなされ、陵墓周辺で史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素とも捉えられる濠の指定で、今後の史跡の保存活用の取組みにも影響をあたえた。さらに、令和元年「百舌鳥・古市古墳群－古代日本の墳墓群－」が世界遺産として登録された。本古墳群の世界遺産登録により本保存管理計画の取り組みを確実に進め、世界遺産としてふさわしい資産の保存管理や周辺環境の保全につとめ、価値や魅力の発信を行なってきた。世界遺産登録にあたり世界遺産委員会における追加的勧告で、「史跡指定されている構成資産に対して準備されている整備基本計画を完成させること。その際、計画と保存の目的および顕著な普遍的価値（OUV）の保護との間の整合性を確実に担保すること」とされ、保存管理計画の見直しが必要となった。

このような状況のもと、将来にわたって史跡百舌鳥古墳群を適切に保存活用し、かつ世界遺産委員会決議における追加的勧告と整合できるよう、従来の保存管理計画を改定し、保存活用計画を策定するものである。

（旧保存管理計画　Ｐ３
計画策定の目的）　に加筆

２．計画策定の目的

本計画は、史跡百舌鳥古墳群を文化財保護法に基づき、将来にわたり適切に保存管理し、次世代へと確実に伝達していくための基本方針の策定などを目的とする。

本計画では、百舌鳥古墳群を取巻く自然・歴史や現状を踏まえて、各史跡の本質的価値と史跡を構成する諸要素を改めて整理し、資産の顕著な普遍的価値を伝える属性を構成する諸要素を確実に保存しつつそれらを適切に保存管理するための方針や方法、現状変更などの取扱基準について定める。更に各史跡を中心としたより良い環境の保全を視野に入れ、整備活用の基本的な方針や、各史跡の古墳をはじめとする百舌鳥古墳群を意識した周辺地域も含めた景観形成の基本方針もあわせて検討することとする。また、保存管理と整備活用を

一体として確実に進めていくための運営方法や体制整備の方針についても定める。

本計画は、旧保存管理計画を見直し、史跡百舌鳥古墳群を適切に保存活用し、次世代へと確実に伝えていくことを目的として策定したものである。そして、史跡百舌鳥古墳群の歴史及び現状を把握し、史跡の本質的価値と史跡を構成する諸要素の明確化、史跡を保存管理していくための基本方針や方法、現状変更などの取扱い、整備の基本的な考え方を所有者及び関係者の合意を踏まえ改めて示すもので、行政の指針として位置づけられるものである。また、本計画で定めた史跡の保存活用の方針や方法は、世界遺産登録にあたっての追加的勧告に対応するものである。

（旧保存管理計画　P4　計画の位置付け）を整理

本計画の対象範囲は、国指定史跡である、いたすけ古墳、長塚古墳、収塚古墳、文珠塚古墳、丸保山古墳、乳岡古墳、御廟表塚古墳、銭塚古墳、旗塚古墳の 9 基の前方後円墳と、塚廻古墳、ドンチャ山古墳、正楽寺山古墳、鏡塚古墳、グワショウ坊古墳、七観音古墳の 6 基の円墳と、善右ヱ門山古墳、寺山南山古墳の 2 基の方墳ならびに墳丘が陵墓で前方後円墳の御廟山古墳内濠、ニサンザイ古墳内濠の合計 19 基の史跡指定地及び周辺地域とする。

加えて、現在史跡に指定されていないが、墳丘が現存しており、将来的に史跡として保護すべき古墳が 5 基あり、これらの古墳、定の山古墳、かぶと塚古墳、万代山古墳、鎮守山塚古墳、東上野芝町 1 号墳についても、群としての一体性を考慮し、史跡の指定化を図るべく諸課題を解決し追加指定を検討する。

今後、追加指定した場合は、本計画に示す保存活用の基本方針や現状変更などの取扱基準に準じて取扱うこととする。また、古墳群を構成する各古墳を取巻く周辺の環境保全や景観形成についての基本的な方向性も示すこととする。更に、史跡指定地を取巻く周辺環境の保全は、史跡の適切な保存管理と深く関連しており、隣接地や地形などの環境を視野に入れた検討を進めていく必要がある。なお、仁徳天皇陵古墳（大山古墳）をはじめとする陵墓は、宮内庁の管理であるため、本計画からは除外するものとする。ただし、墳丘のみが陵墓で墳丘周辺の周濠などは、未指定古墳と同様に史跡の指定化を図るなどの保全を検討する。

３．堺市百舌鳥古墳群等史跡整備委員会の設置と審議の経過

本計画の策定にあたっては、「堺市付属機関の設置等に関する条例」に基づき設置した「堺市百舌鳥古墳群等史跡整備委員会」で検討を重ねるとともに、文化庁と大阪府教育庁からの指導助言を得た。

平成 25 年 9 月 13 日付　「堺市付属機関の設置等に関する条例」（条例第 4 号）
一部改正　「堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会」の設置

平成 25 年 9 月 18 日付　「堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会規則」
（教育委員会規則第 31 号）制定、10 月 1 日施行

平成 30 年 4 月 1 日付　「堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会」を廃止し

「堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会」を設置する

①堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会

○委員（令和２年 12 月１日～令和４年 11 月 30 日）

委員長	和田晴吾	兵庫県立考古博物館館長（考古学）
副委員長	一瀬和夫	京都橘大学教授　（考古学）
委員	北口照美	奈良佐保短期大学客員教授　（生活環境学）
委員	中村彰宏	大阪府立大学准教授　（緑地環境、造園学）
委員	宮路淳子	奈良女子大学教授　（考古学）

○助言者　文化庁文化財第二課
　　大阪府教育庁文化財保護課

○協力者　堺市建設局公園緑地部公園緑地整備課
　　羽曳野市教育委員会事務局生涯学習室文化財保護課
　　藤井寺市教育委員会事務局教育部文化財保護課

○事務局　堺市文化観光局　文化部文化財課

○計画策定課　堺市文化観光局　文化部世界遺産課

②策定の経緯

令和３年８月２４日　第１回　堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会
令和　年　月　日　第２回　堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会
令和　年　月　日　第３回　堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会
令和　年　月　日　第４回　堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会
令和　年　月　日　第５回　堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会
令和　年　月　日　第６回　堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会
令和　年　月　日～　月　日　パブリックコメント実施
令和　年　月　日　第７回　堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会
　　パブリックコメント報告
令和　年　月　日　計画策定

４　他の計画との関係

（旧保存管理計画　P44　上位計画）の内容を更新

上位計画

① 堺市基本計画２０２５（令和３年（2021）３月策定）計画期間 2021 年～2025 年
本計画では、目まぐるしく変化する社会経済情勢を的確にとらえ、将来にわたって持続可能な都市経営を推進することを目的に、本市として取り組むべき方向性を示した都市経営の基本となる計画で、人口減少への対応や都市の活性化など「まち、ひと、しごと創生総合戦略」と基本的な考え方や方向性を共通する。重点戦略のひとつとして「堺の特色ある歴史文化 - Legacy - 」堺の類稀な歴史文化資源に磨きをかけ、後世にその価値

を引き継ぎ、歴史や文化芸術、国際交流を通じて、都市のブランド力の向上を図り、新たな誘客や交流を生み出すことの方向性を示している。「１６００年にわたり保全されてきた古墳群を後世へ継承し、世界遺産の「百舌鳥・古市古墳群」に代表される堺の歴史文化資源の価値や魅力を国内外に発信することにより、絶え間なく人が訪れ交流するエリアを実現する」ことを取り組み施策とし、①百舌鳥古墳群の保全継承とゲートウェイ機能の強化、②大仙公園を活かした魅力あるおもてなし環境の整備、③本市の誇る歴史文化の価値や魅力を学び体感できる（仮称）堺ミュージアムの整備を取組みの方向性としている。

② 堺市 ＳＤＧｓ未来都市計画（2021～2023） （令和３年（2021）） 2030 年

あるべき姿・将来像を「多様性を認め合い未来を創造する都市・堺」とし、具体的には堺は、古くから世界と交流し多様な文化や価値観などを受け入れ、「もののはじまりなんでも堺」と謳われるほど、様々な新しいものを生み出してきた都市。この伝統を受け継ぎ、市内企業の高い技術力などの強みを生かしながら、イノベーションを 創出し、未来への貢献をめざす。また、先進的な環境政策の推進により経済と調和を図ることとあわせて、多様性を認め合う、誰一人取り残さない社会を築くことで持続可能な未来を創造することをあるべき姿としている。2030 年のゴール実現イメージの一つに百舌鳥古墳群の保全に取組み、百舌鳥古墳群が保全され、次世代に継承されている実現イメージとしている。

③ 大阪府文化財保存活用大綱（令和２年３月制定）

大阪を取り巻く状況にも鑑み、大阪の文化財における諸課題に対応し、めざすべき姿や施策の方向性を示すため、大阪府文化財保存活用大綱が策定された。「歴史が輝き未来と織り成す魅力都市・大阪」をめざすべき姿・基本理念として、その実現のため①文化財を確実に保存する、②文化財の価値を伝え、活かす、③地域社会全体で文化財の保存と活用を支えることを基本方針として定めている。この基本方針に取組むにあたり国・府・市町村・所有者の役割や仕組みづくりや人材の育成について整理している。

（旧保存管理計画 P44 関連計画）の内容を更新

関連計画

①堺市都市計画マスタープラン（平成 24 年 12 月策定）

本市では、都市づくりの基本姿勢として「歴史・文化を活かし、持続可能な、自治都市を支える協働の都市づくり」を掲げ、めざすべき都市像として以下の４つを設定している。

(1)活力あふれる都市～賑わいと交流、産業活動を支える都市づくり

(2)居住魅力のある都市～やすらぎと歴史・文化が感じられる都市づくり～

(3)環境と共生する都市～自然と調和し、環境にやさしい低炭素都市づくり～

(4)安全で安心して暮らせる都市～災害に強く犯罪等が起こりにくい、誰もが安心して暮らせる都市づくり～

百舌鳥古墳群に関しては、都市づくりの基本姿勢のなかで、「地域の誇りとして歴史・文化資源を守り、活用することによって、国内外の多くの人々にとって訪れたい、また住民に

とって暮らし続けたいという地域ひいては都市の魅力へと高めていくことが重要であるため、世界文化遺産登録をめざしている百舌鳥古墳群をはじめとした歴史・文化資源の有する価値を市民一人ひとりが再認識し、それぞれの魅力や歴史がもっと身近に感じられる都市づくりを進める」ことがあげられている。

②堺市景観計画（平成 23 年 6 月策定）

景観計画では、景観形成の理念を「―共に守り、育み、創造する景観文化―古代から未来へ 輝くまち・堺」とし、これに基づく基本方針の一つとして、「“堺文化”の個性を守り育む」ことを掲げている。

本方針では、仁徳天皇陵古墳（大山古墳）をはじめとする百舌鳥古墳群などの堺独自の歴史・文化資源を、市民の共有財産として再認識し、本市の、そして地域のブランド、文化的シンボルとして保全・継承するとともに、それらと調和し、またその要素を取入れて、まちなみをつくりあげていくこととしている。

また、百舌鳥古墳群周辺地域を、重点的に景観形成を図る地域のひとつとして位置づけており、成熟した市街地と歴史・文化遺産の保護の両立をめざし、古墳と一体をなす歴史・文化環境にふさわしい景観の誘導を図るため、古墳周辺においては、大仙公園の整備や濠の水質保全、視点場の形成などの環境整備を進めるとともに、これと調和した周辺市街地の景観形成に向け、建築物の高さや色彩などの形態意匠につき、景観地区などの都市計画手法や景観法に基づく各種手法の活用により良好な景観形成に努め、百舌鳥古墳群周辺景観地区を都市計画決定するなど、景観誘導を進めている。

③堺観光戦略　（2021（令和３）年５月策定）

対象期間は 2021(令和 3)年度から 2025(令和 7)年度 までの 5 年間で、「人々を魅了し続ける屋根のないミュージアム」をめざす姿としている。市内に広く点在する歴史、文化の魅力を最大限に活用し、百舌鳥古墳群の一部が所在する大仙公園エリアと環濠エリアを重点エリアとし、広大なミュージアムで来訪者をもてなし、古墳や伝統産業などの価値や魅力を体感できるエリアとしてブランディングするものとしている。また、百舌鳥古墳群を次世代へ引き継ぐとともにその価値魅力を体感し、ビジターセンター、市博物館を活用した古墳群の効果的な情報発信に取り組むものとしている。

④緑の基本計画（平成 15 年策定・平成 30 年 3 月改訂）

緑の基本計画では、「緑が育む堺の未来」を基本理念とし、「1. 堺らしさを象徴する緑のシンボルエリアを育みます」「2. 堺を支える緑の骨格を育みます」「3. 身近なまちの緑を育みます」「4. ともに緑を育む絆をつくります」の４つの基本方針を定めている。

基本方針１の、堺らしさを象徴する４つの緑のシンボルエリアの１つとして、百舌鳥野エリアを位置付け、施策展開の方向性を「歴史・文化と緑や水が一体となった豊かな風土を次代に継承するため、百舌鳥古墳群における古墳の保存・活用や大仙公園の整備などにより、世界文化遺産に相応しい緑豊かなまちづくりを進めます。」としている。

具体的個別的な計画及び事業

①大仙公園基本計画（令和３年３月改定）

堺市のシンボルパークとして世界に誇れる古墳を保全し活用した公園の実現を目指し、「古墳を生かした百舌鳥野の空間形成」や「訪れる人々をもてなす施設整備」、「より多くの人々を呼び込む機会の創出」を基本的な方向性とし、令和元年５月のイコモス勧告及び７月の第 43 回世界遺産委員会登録決議の内容や古墳の分布状況や地形を考慮したエリア設定している。

②堺市歴史的風致維持向上計画（平成 25 年 11 月認定）

歴史的風致とは、歴史上価値の高い建造物が存在する市街地において、地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が展開する良好な市街地の環境のことであり、本市には「百舌鳥古墳群の周遊に見る歴史的風致」をはじめとする７つの歴史的風致が存在する。本市における、「百舌鳥古墳群及び周辺区域」と「環濠都市区域」の 2 つの区域には、歴史的風致が集積し、周辺地域の歴史文化の醸成に大きな影響を与える反面、歴史的風致の維持向上に関する課題を多く抱えている。このことから、両区域を本計画の重点区域として設定し、認定後 10 か年（平成 34 年度まで）を実施期間として歴史的風致の維持向上に繋がる取組みを実施する。

③百舌鳥・古市古墳群世界遺産推薦書包括的保存管理計画

百舌鳥・古市古墳群は巨大前方後円墳とその周辺に築造された多様な規模と形態の 45 件の構成資産からなり、資産全体及び周辺環境も含め、一体的な保護の在り方や方法、推進体制を含む包括保存管理体制を明確化することを目的とし、①将来にわたり保存し②世界の人々に伝え③保護と地域社会の発展との調和を図ることを基本方針としている。

④世界文化遺産登録記載での勧告

令和元年７月６日、第 43 回世界遺産委員会において「百舌鳥・古市古墳群―古代日本の墳墓群－」が世界遺産として登録された。世界遺産委員会では、すべての将来的な開発計画について遺産影響評価の手法を開発し実施するなどの追加的勧告をうけた。

５　計画の実施

この国史跡百舌鳥古墳群保存活用計画は、令和５年４月から実施するものとする。なお本計画の効用は概ね 10 年とし、史跡を取り巻く環境の変化等により必要に応じて見直しを図ることとする。

（旧保存管理計画　P7　史跡の概要と保存管理状況）を修正

第２章　史跡の概要

百舌鳥古墳群はわが国最大の古墳である仁徳天皇陵古墳（大山古墳）、第３位の履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）などの巨大古墳を中心に中小の古墳まで、各種の墳形、規模の約100基の古墳で構成され、その範囲は堺市内の東西・南北約4kmに及ぶ。巨大前方後円墳の周囲には、同古墳に付随する古墳や独立する中小の古墳が築かれ、さまざまな規模と形状の古墳が数多く存在するほか、古墳の集中した地域から少し距離をおいて、6世紀代の築造と想定される地域の首長墓も所在し、これらも含めて百舌鳥古墳群として扱っている。

また、『日本書紀』において仁徳天皇の陵はこの地で築造されたという、他に例のない具体的な記述が見えるのをはじめ、3基の古墳が遅くとも1,000年以上前の平安時代から天皇陵とされて今日に至っていることも大きな特徴と言える。また、これまで巨大古墳の築造が続いた奈良盆地から離れ、大阪湾を望むこの地に造られているということも立地の特徴である。

これまでの発掘調査で各古墳から埴輪や土器が出土し、その特徴から本古墳群では４世紀後半から６世紀前半にかけて古墳の築造が続いていたことがわかっており、大半の古墳は5世紀を中心に築造されている。埋葬施設から出土した遺物には大量の鉄製品、少量ながらも金銅製品やガラス製品がある。鉄製品には武器武具、農工具などがある。この時代は、我が国において本格的かつ大量の鉄の使用がはじまり、窯業や滑石製品の生産をはじめとした手工業生産が発展した。また、各種道具に改良が加えられたことが確認できるという点から、古墳の築造をはじめ多くの土木工事が盛んに行われたことがわかる。さらに、いずれの製品も海外との盛んな交流を物語るものである。我が国が本格的に国際社会の仲間入りをした時代である5世紀に我が国を牽引した指導者の墳墓が、この古墳群の中心にある。

群中で最大の仁徳天皇陵古墳（大山古墳）は、巨大な前方後円墳であるのみならず、鍵穴形の墳丘とそれを取巻く周濠の均整の取れた輪郭がしっかり形作られている。こうした主に土の造形物でありながら、1500年以上たった現在でもその柔らかな造形美を乱すことなく保っていることから、高度な土木技術が当時既にあったことが理解できる。

膨大なエネルギーを集中して古墳を築造し、それをもって人の地位や階層の差を視覚的に示し国を統治するということが、北海道と沖縄を除く全国各地で行われた時代があったことを古墳が示している。古墳は我が国の成り立ちを考えるうえで、また歴史を正しく理解するうえで欠くことのできない貴重な文化遺産であるのはもちろんのこと、古墳時代の文化の多様性をも示すものでもある。特に古墳の規模がピークになる5世紀において、百舌鳥古墳群は規模が頂点に達した古墳で構成されており、古墳群の代表といえる。堺の市街地の中に巨大な古墳が累々と広がる雄大な景観を見ることで、古墳時代に思いを馳せることができる。百舌鳥古墳群にはこのような世界規模の比類なき価値があり、国民共有の財産として1基たりとも損ねてはいけない存在であり、末永く守り伝えていかなければならない。

百舌鳥古墳群の史跡指定は、陵墓周辺で濠などが存在する古墳も対象に群として一体的

に保護するための方策である。

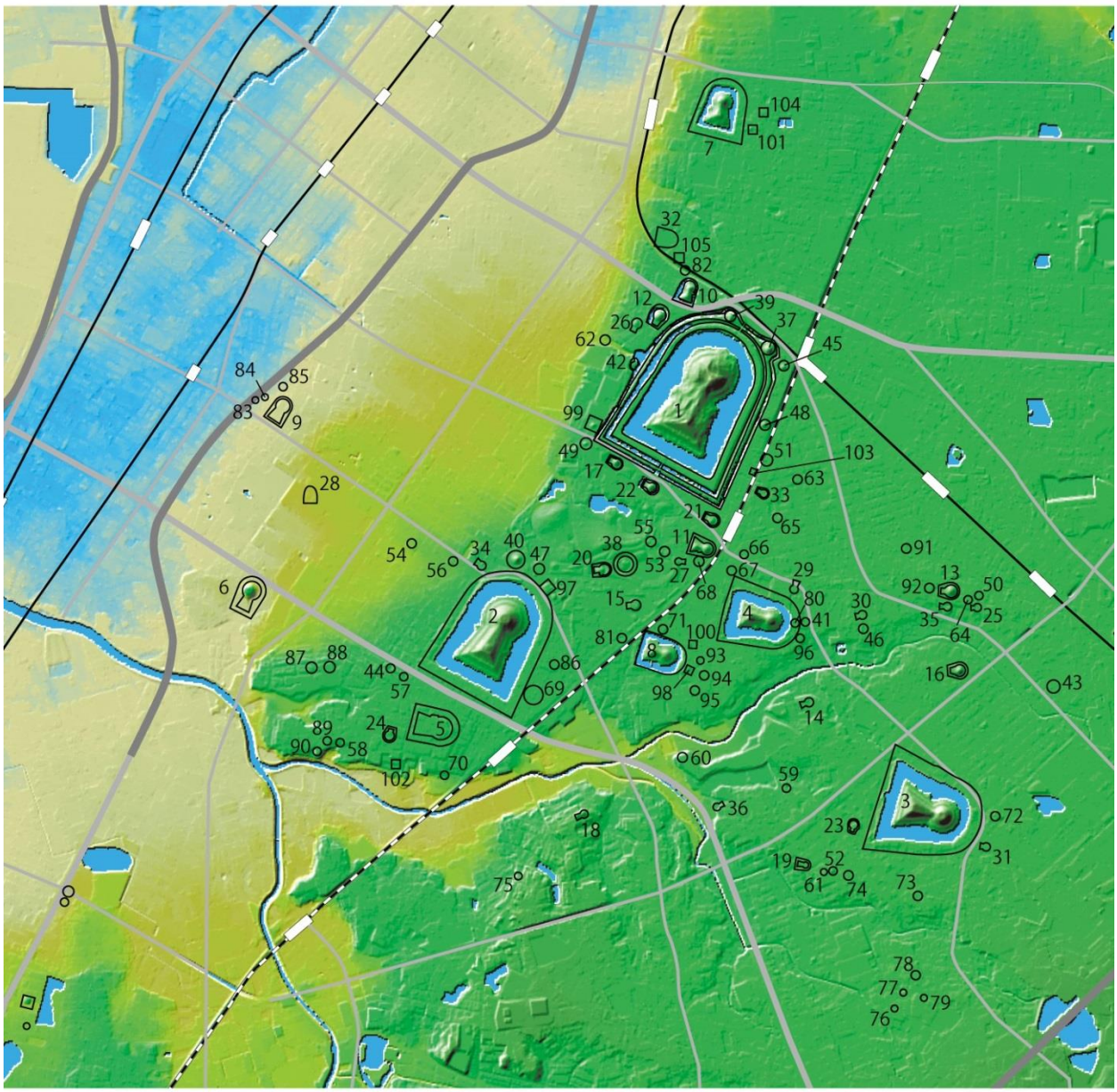

百舌鳥古墳群分布図

資料２－４

（旧保存管理計画　P9　表）の内容を更新

百舌鳥古墳群　古墳一覧表

	No.	古墳名称	墳丘長 m	陵墓・史跡等	指定年月日	備　考
前方後円墳	1	仁徳天皇陵古墳（大山古墳）	486	陵　墓		
	2	履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）	365	陵　墓		
	3	ニサンザイ古墳	290	陵墓・国史跡	H31. 2. 26	
	4	御廟山古墳	203	陵墓・国史跡	H30. 10. 15	
	5	大塚山古墳	168	墳丘削平		
	6	乳岡古墳	155	国　史　跡	S49. 1. 23	
	7	反正天皇陵古墳（田出井山古墳）	148	陵　墓		
	8	いたすけ古墳	146	国　史　跡	S31. 5. 15	
	9	長山古墳	110	墳丘削平		
	10	永山古墳	104	陵墓・市史跡	H28. 4. 11	
	11	長塚古墳	106.4	国　史　跡	S33. 5. 14 旧法　仮指定 T9. 6. 21	
	12	丸保山古墳	87	陵墓・国史跡	S47. 7. 25	
	13	御廟表塚古墳	84.8	国　史　跡	H26. 3. 18	
	14	城ノ山古墳	77	墳丘削平		
	15	銭塚古墳	72	国　史　跡	H26. 3. 18	
	16	定の山古墳	69	未指定		城の山公園
	17	竜佐山古墳	61	陵墓・市史跡	H28. 4. 11	大仙公園
	18	文珠塚古墳	59.1	国　史　跡	S46. 4. 23	
	19	平井塚古墳	58	墳丘削平		
	20	旗塚古墳	57.9	国　史　跡	H26. 3. 18	大仙公園
	21	収塚古墳	57.7	国　史　跡	S33. 5. 14 旧法　仮指定 T9. 4. 8	大仙公園
	22	孫太夫山古墳	56	陵墓・市史跡	H29.. 2. 6	大仙公園
	23	こうじ山古墳	50.5	墳丘削平		
	24	かぶと塚古墳	50	未指定		
	25	渡矢古墳	45	墳丘削平		
	26	菰山塚古墳	36	陵　墓		
	27	茂右衛門山古墳	30	墳丘削平		大仙公園
	28	桧塚古墳	24.9	陵　墓		
	29	万代山古墳	－	未指定		
	30	万代寺山古墳	－	墳丘削平		
	31	経塚古墳	－	墳丘削平		
	32	榎古墳	－	墳丘削平		
	33	鼬塚古墳（無名塚 3 号墳）	－	墳丘削平		
	34	無名塚 7 号墳	－	墳丘削平		
	35	無名塚 18 号墳	－	墳丘削平		
	36	ナゲ塚古墳（無名塚 23 号墳）	－	墳丘削平		
円墳	37	大安寺山古墳	62	陵　墓		
	38	グワショウ坊古墳	61	国　史　跡	H26. 3. 18	大仙公園
	39	茶山古墳	56	陵　墓		
	40	七観山古墳（七観古墳）	56	墳丘削平		大仙公園
	41	カトンボ山古墳	50	墳丘削平		
	42	樋の谷古墳	47	陵　墓		
	43	尼塚古墳	46	墳丘削平		
	44	旅塚古墳	35	墳丘削平		
	45	源右衛門山古墳	34	陵　墓		
	46	鎮守山塚古墳	34	未指定		
	47	七観音古墳	32.5	国　史　跡	H26. 3. 18	大仙公園
	48	塚廻古墳	32	国　史　跡	S33. 5. 14 旧法　仮指定 T9. 4. 22	

	No.	古墳名称	墳丘長 m	陵墓・史跡等	指定年月日	備　考
円墳	49	狐山古墳	30	陵　墓		
	50	木下山古墳	30	墳丘削平		
	51	鏡塚古墳	26	国　史　跡	H26. 3. 18	
	52	ドンチャ山古墳	26	国　史　跡	H26. 3. 18	陵南中央公園
	53	原山古墳	25	墳丘削平		大仙公園
	54	西酒呑古墳	25	陵　墓		
	55	鳶塚古墳	21	墳丘削平		大仙公園
	56	東酒呑古墳	21	陵　墓		
	57	経堂古墳	20	陵　墓		
	58	上野芝町2号墳	20	墳丘削平		
	59	湯の山古墳	20	墳丘削平		
	60	赤山古墳	20	墳丘削平		
	61	正楽寺山古墳	16	国　史　跡	H26. 3. 18	陵南中央公園
	62	一本松古墳	13	墳丘削平		
	63	坊主山古墳	10	陵　墓		
	64	賀仁山古墳	－	墳丘削平		
	65	銭塚古墳	－	墳丘削平		
	66	八幡塚古墳	－	墳丘削平		
	67	一本松塚古墳	－	墳丘削平		
	68	狐塚古墳	－	墳丘削平		
	69	狐塚古墳	－	墳丘削平		
	70	亀塚古墳	－	墳丘削平		
	71	播磨塚古墳	－	墳丘削平		
	72	聖の塚古墳	－	墳丘削平		
	73	ツクチ山古墳	－	墳丘削平		
	74	文山古墳	－	墳丘削平		
	75	黄金山塚古墳	－	墳丘削平		
	76	七郎姫古墳	－	墳丘削平		
	77	ハナシ山古墳	－	墳丘削平		
	78	土山古墳	－	墳丘削平		
	79	ギンベ山古墳	－	墳丘削平		
	80	百舌鳥赤畑町1号墳	－	墳丘削平		
	81	東上野芝町1号墳	－	未指定		
	82	無名塚 2 号墳	－	墳丘削平		
	83	無名塚 4 号墳	－	墳丘削平		
	84	無名塚 5 号墳	－	墳丘削平		
	85	無名塚 6 号墳	－	墳丘削平		
	86	石塚（無名塚 10 号墳）	－	墳丘削平		
	87	無名塚 12 号墳	－	墳丘削平		
	88	狐塚古墳（無名塚 13 号墳）	－	墳丘削平		
	89	無名塚 14 号墳	－	墳丘削平		
	90	無名塚 15 号墳	－	墳丘削平		
	91	無名塚 16 号墳	－	墳丘削平		
	92	無名塚 17 号墳	－	墳丘削平		
	93	無名塚 19 号墳	－	墳丘削平		
	94	無名塚 20 号墳	－	墳丘削平		
	95	無名塚 21 号墳	－	墳丘削平		
	96	無名塚 22 号墳	－	墳丘削平		
方墳	97	寺山南山古墳	44.8	国　史　跡	H26. 3. 18	大仙公園(計画)
	98	善右ヱ門山古墳	28	国　史　跡	H26. 3. 18	
	99	銅亀山古墳	26	陵　墓		
	100	吾呂茂塚古墳	25	墳丘削平		
	101	鈴山古墳	22	陵　墓		
	102	上野芝町1号墳	20	墳丘削平		
	103	百舌鳥夕雲町1号墳（旧称夕雲1丁南古墳）	17	墳丘削平		
	104	天王古墳	11	陵　墓		
	105	無名塚 1 号墳	－	墳丘削平		

資料２－４

（旧保存管理計画　P10　表）の内容を更新

保存活用計画対象史跡表

番号	古墳名	墳形	墳長ｍ	所在地	所有者	指定年月日
1	いたすけ古墳	前方後円墳	146	堺市北区百舌鳥本町３丁	堺市	S31.5.15
2	長塚古墳	前方後円墳	106.4	堺市堺区百舌鳥夕雲町２丁	堺市	S33.5.14
3	収塚古墳	前方後円墳	57.7	堺市堺区百舌鳥夕雲町２丁	堺市	S33.5.14
4	塚廻古墳	円墳	32	堺市堺区百舌鳥夕雲町１丁	堺市	S33.5.14
5	文珠塚古墳	前方後円墳	59.1	堺市西区上野芝向ヶ丘町１丁	堺市	S46.4.23
6	丸保山古墳	前方後円墳	87	堺市堺区北丸保園	堺市 国	S47.7.25
7	乳岡古墳	前方後円墳	155	堺市堺区石津町２丁	堺市	S49.1.23 H28.3.1
8	御廟表塚古墳	前方後円墳	84.8	堺市北区中百舌鳥町４丁	堺市	H26.3.18
9	ドンチャ山古墳	円墳	26	堺市北区百舌鳥陵南町３丁	堺市	H26.3.18
10	正楽寺山古墳	円墳	16	堺市北区百舌鳥陵南町３丁	堺市	H26.3.18
11	鏡塚古墳	円墳	26	堺市北区百舌鳥赤畑町２丁	個人 堺市	H26.3.18
12	善右ヱ門山古墳	方墳	28	堺市北区百舌鳥本町３丁	個人	H26.3.18
13	銭塚古墳	前方後円墳	72	堺市堺区東上野芝町１丁	大阪府	H26.3.18
14	グワショウ坊古墳	円墳	長径 61 短径 56	堺市堺区百舌鳥夕雲町３丁	堺市	H26.3.18
15	旗塚古墳	前方後円墳	57.9	堺市堺区百舌鳥夕雲町３丁	堺市	H26.3.18
16	寺山南山古墳	方墳	長辺 44.8 短辺 36.3	堺市西区上野芝町１丁	堺市	H26.3.18
17	七観音古墳	円墳	32.5	堺市堺区旭ヶ丘北町５丁	堺市	H26.3.18
18	御廟山古墳内濠	前方後円墳	203	堺市北区百舌鳥本町１丁	堺市	H30.10.15
19	ニサンザイ古墳内濠	前方後円墳	300.3	堺市北区百舌鳥西之町３丁	堺市	H31.2.26

資料２－４

（旧保存管理計画　P11　図）に新規指定２基を追加

1 いたすけ古墳	2 長塚古墳	3 収塚古墳	4 塚廻古墳	5 文珠塚古墳
6 丸保山古墳	7 乳岡古墳	8 御廟表塚古墳	9 ドンチャ山古墳	10 正楽寺山古墳
11 鏡塚古墳	12 善右エ門山古墳	13 銭塚古墳	14 グワショウ坊古墳	15 旗塚古墳
16 寺山南山古墳	17 七観音古墳	18 御廟山古墳内濠	19 ニサンザイ古墳内濠	

国指定史跡百舌鳥古墳群の保存活用計画対象古墳

（旧保存管理計画　P12　指定に至る経過）を整理

１．指定に至る経緯

百舌鳥古墳群は、市の中心部にあり、都市化の波にさらされていることから、多くの古墳が失われ、現在は 44 基の古墳が残るのみである。第 2 次世界大戦以前、本古墳群の範囲では都市近郊の田園風景が広がり、古墳とその周辺を取巻く環境は比較的良好であった。しかしながら、戦後の戦災復興期において数多くの古墳が姿を消していくこととなり、市街化が徐々に進んできた。そうした中で、民間主導ではあったが、昭和 30 年のいたすけ古墳の保存運動を契機として古墳に対する保護の意識は広がりを見せた。昭和 31 年のいたすけ古墳の史跡指定以後、本市による古墳群の保存の動きは続き、単独ではあったが古墳個々の史跡指定を進めた。

いたすけ古墳は、昭和 30 年ごろ、土砂の採取と住宅建設という開発危機に際し、市民による保存運動がおこり、昭和 30 年 11 月 14 日大阪府による仮指定を経て昭和 31 年 5 月 15 日に、史跡指定され保全が図られた。塚廻古墳、収塚古墳、長塚古墳は、文化財保護法の前身である史蹟名勝天然紀念物保存法で仮指定された。3 基の古墳は、史蹟名勝天然紀念物保存法では、仮指定から本指定に指定替えされることがなかった。文化財保護法施行後、市街地拡大による農地の宅地化などで古墳の破壊が進む状況の中で昭和 33 年 5 月 14 日に史跡指定され保全が図られた。史蹟名勝天然紀念物保存法での仮指定は、仁徳天皇陵古墳（大山古墳）の周辺の古墳のうち、宮内庁が陵墓として編入することができなかった古墳を保護する意味があったと解される。史跡指定後、宮内庁は、3 基の古墳を直接管理するために本市との土地交換を計画するが、条件などが合わず実現していない。

昭和 40 年代になると文珠塚古墳、丸保山古墳、乳岡古墳に開発の計画がなされる中で、文珠塚古墳が昭和 46 年 4 月 23 日、丸保山古墳が昭和 47 年 7 月 25 日、乳岡古墳が昭和 49 年 1 月 23 日に史跡指定され、公有化が図られた。

昭和 50 年代以降は新たな史跡指定は行われてこなかったが、昭和 60 年代に前方部の一部が残存していた大塚山古墳や堺区陵西通に所在する一本松古墳では、開発の計画がなされ記録保存の後に墳丘は消滅した。平成 10 年代に入り百舌鳥古墳群の世界文化遺産登録をめざす動きの中で、百舌鳥古墳群に対する保護の意識が再び広がりを見せることとなった。

平成 26 年 3 月、これまでに史跡指定を受けた 7 基とともに統合し、大型前方後円墳と中小古墳を一体的に保全するために鏡塚古墳、グワショウ坊古墳、御廟表塚古墳、七観音古墳、正楽寺山古墳、銭塚古墳、善右ヱ門山古墳、寺山南山古墳、ドンチャ山古墳、旗塚古墳 10 基を追加指定、統合し、これらを一括して国指定史跡「百舌鳥古墳群」の指定名称を与えることにより、貴重な歴史遺産である百舌鳥古墳群の一体的な保全が図られた。

百舌鳥古墳群の指定に向けた取組みと並行して保存管理計画策定をすすめ、平成 27 年 3 月に「国史跡百舌鳥古墳群保存管理計画」を策定し、史跡の適正な保存管理の方向性を示した。この保存管理計画に基づき、保存上特に重要な部分及び史跡の維持管理や活用に必要な部分を優先して追加指定、公有化を行ってきた。また、墳丘のみが陵墓で周濠が存する場合、可視できる濠の保存活用の課題解決に向け、市文化財保護条例に基づく史跡として孫太夫

山古墳、永山古墳、竜佐山古墳の周濠を指定した。さらに御廟山古墳、ニサンザイ古墳の周濠を内濠として文化財保護法に基づき追加指定された。これにより、法令の定めるところで陵墓の残存する濠の保全が図られることになった。

新規に作成

○百舌鳥古墳群の指定に関する年表

指定年月日	名称	告示番号
昭和 31 年 5 月 15 日	① いたすけ古墳　史跡指定	文化財保護委員会告示第 20 号
昭和 33 年 5 月 14 日 昭和 33 年 5 月 14 日 昭和 33 年 5 月 14 日	② 長塚古墳　史跡指定 ③ 収塚古墳　史跡指定 ④ 塚廻古墳　史跡指定	文化財保護委員会告示第 44 号 文化財保護委員会告示第 44 号 文化財保護委員会告示第 44 号
昭和 46 年 4 月 23 日	⑤ 文珠塚古墳　史跡指定	文部省告示第 122 号
昭和 47 年 7 月 25 日	⑥ 丸保山古墳　史跡指定	文部省告示第 113 号
昭和 49 年 1 月 23 日	⑦ 乳岡古墳　史跡指定	文部省告示第 6 号
平成 26 年 3 月 18 日	百舌鳥古墳群 ① いたすけ古墳 ② 長塚古墳 ③ 収塚古墳 ④ 塚廻古墳 ⑤ 文珠塚古墳 ⑥ 丸保山古墳 ⑦ 乳岡古墳 ⑧ 御廟表塚古墳 ⑨ ドンチャ山古墳 ⑩ 正楽寺山古墳 ⑪ 鏡塚古墳 ⑫ 善右ヱ門山古墳 ⑬ 銭塚古墳 ⑭ グワショウ坊古墳 ⑮ 旗塚古墳 ⑯ 寺山南山古墳 ⑰ 七観音古墳 統合・追加指定・名称変更	文部科学省告示第 34 号

平成 28 年 3 月 1 日	百舌鳥古墳群 ⑧ 乳岡古墳　　追加指定	文部科学省告示第 35 号
平成 30 年 10 月 15 日	百舌鳥古墳群 ⑱ 御廟山古墳内濠 追加指定・名称変更	文部科学省告示第 193 号
平成 31 年 2 月 26 日	百舌鳥古墳群 ⑲ ニサンザイ古墳内濠 追加指定・名称変更	文部科学省告示第 25 号

２．史跡指定の状況

（旧保存管理計画　P13　史跡指定の状況）を整理

（１）指定告示

百舌鳥古墳群は、多様な墳形、規模の 100 基を超える古墳で構成されていた。現在は４４基に減少しているものの、現在残る古墳からも古墳時代の政治・社会的な構造を如実に示していると考えられ、国の成り立ちを今に伝える貴重な歴史遺産、物証である。以上のことより、主墳である巨大前方後円墳はもとより中小古墳を含めて保全を図り、古墳群としてその一体的な価値を後世に伝えていくもの、百舌鳥古墳群として史跡指定によって保全するもので、指定にかかる各史跡古墳の告示内容は以下の通りである。

名　　称　：百舌鳥古墳群
いたすけ古墳　長塚古墳　収塚古墳　塚廻古墳　文珠塚古墳
丸保山古墳　乳岡古墳　御廟表塚古墳　ドンチャ山古墳
正楽寺山古墳　鏡塚古墳　善右ヱ門山古墳　銭塚古墳
グワショウ坊古墳　旗塚古墳　寺山南山古墳　七観音古墳
御廟山古墳内濠　ニサンザイ古墳内濠

種　　別　：古墳

員　　数　：19 基

指定等種別、年月日及び告示番号　：平成26年3月18日（統合・追加・名称変更）　文部科学省告示第34号
平成28年3月1日　（追加　乳岡古墳）　文部科学省告示第35号
平成30年10月15日　（追加・名称変更　御廟山古墳内濠）　文部科学省告示第193号
平成31年2月26日　（追加・名称変更　ニサンザイ古墳内濠）　文部科学省告示第25号

①いたすけ古墳　指定告示内容

種　別　：　史跡　　指定
名　称　：　いたすけ古墳
所在地　：　大阪府堺市百舌鳥高田町　（現在　北区百舌鳥本町3丁）
地　域　：　393番の1,394番　（現在　340,339－1,339－2,338）
指定年月日　：　昭和31年5月15日
告 示 番 号　：　文化財保護委員会告示第20号（官報第8811号）
種　別　：　史跡　　統合・名称変更
名　称　：　百舌鳥古墳群　いたすけ古墳
指定年月日　：　平成26年3月18日
告 示 番 号　：　文部科学省告示第34号（官報号外第55号）

②長塚古墳(ながつかこふん)　指定告示内容

種　別　：　史跡　　指定
名　称　：　長塚古墳
所在地　：　大阪府堺市百舌鳥高田町　（現在　堺区百舌鳥夕雲町2丁）
地　域　：　676番　（現在　260－1～260－5）
指定年月日　：　昭和33年5月14日
告 示 番 号　：　文化財保護委員会告示第44号（官報9414号）
種　別　：　史跡　　統合・名称変更
名　称　：　百舌鳥古墳群　長塚古墳
指定年月日　：　平成26年3月18日
告 示 番 号　：　文部科学省告示第34号（官報号外第55号）

③収塚古墳（おさめづかこふん）　指定告示内容

種　別　：　史跡　　指定
名　称　：　いたすけ古墳
所在地　：　大阪府堺市百舌鳥高田町　（現在　北区百舌鳥本町3丁）
地　域　：　393番の1,394番　（現在　340,339－1,339－2,338）
指定年月日　：　昭和31年5月15日
告 示 番 号　：　文化財保護委員会告示第20号（官報第8811号）
種　別　：　史跡　　統合・名称変更
名　称　：　百舌鳥古墳群　収塚古墳
指定年月日　：　平成26年3月18日
告 示 番 号　：　文部科学省告示第34号（官報号外第55号）

④塚廻古墳（つかまわりこふん）　指定告示内容

種　別　：　史跡　　指定

名　称　：　塚廻古墳

所在地　：　大阪府堺市百舌鳥赤畑町　（現在　堺区百舌鳥夕雲町1丁）

地　域　：　145　（現在　27）

指定年月日　：　昭和33年5月14日

告 示 番 号　：　文化財保護委員会告示第44号（官報第9414号）

種　別　：　史跡　　統合・名称変更

名　称　：　百舌鳥古墳群　塚廻古墳

指定年月日　：　平成26年3月18日

告 示 番 号　：　文部科学省告示第34号（官報号外第55号）

⑤文珠塚古墳古墳（もんじゅづかこふん）　指定告示内容

種　別　：　史跡

名　称　：　文珠塚古墳

所在地　：　大阪府堺市上野芝町向ヶ丘町1丁　（現在　西区上野芝向ヶ丘町1丁）

地　域　：　773-1,773-2　（現在　772-3）

指定年月日　：　昭和46年4月23日

告 示 番 号　：　文部省告示第122号（官報第13301号）

種　別　：　史跡　　統合・名称変更

名　称　：　百舌鳥古墳群　文珠塚古墳

指定年月日　：　平成26年3月18日

告 示 番 号　：　文部科学省告示第34号（官報号外第55号）

⑥丸保山古墳（まるほやまこふん）　指定告示内容

種　別　：　史跡　　指定

名　称　：　丸保山古墳

所在地　：　大阪府堺市北丸保園　（現在　堺区北丸保園）

地　域　：　30，31-1,31-2，32

指定年月日　：　昭和47年7月25日

告 示 番 号　：　文部省告示第113号（官報第13676号）

種　別　：　史跡　　統合・名称変更

名　称　：　百舌鳥古墳群　丸保山古墳

指定年月日　：　平成26年3月18日

告 示 番 号　：　文部科学省告示第34号（官報号外第55号）

⑦乳岡古墳（ちのおかこふん）　指定告示内容

種　別　：　史跡　　指定

名　称　：　乳岡古墳

所在地　：　大阪府堺市石津町（現在　堺区石津町2丁）

地　域　：　620-1,620-2，634

（現在　620-1,620-2,-34,-35,36,-37,-38,-39,634）

指定年月日　：　昭和49年1月23日

告 示 番 号　：　文部省告示第6号（官報第14119号）

種　別　：　史跡　　統合・名称変更

名　称　：　百舌鳥古墳群　乳岡古墳

指定年月日　：　平成26年3月18日

告 示 番 号　：　文部科学省告示第34号（官報号外第55号）

種　別　：　史跡　　追加指定

名　称　：　百舌鳥古墳群　乳岡古墳

所在地　：　大阪府堺市堺区石津町2丁

地　域　：　609-26,609-27,609-28

指定年月日　：　平成28年3月1日

告 示 番 号　：　文部科学省告示第35号（官報号外第46号）

⑧御廟表塚古墳（ごびょうおもてづかこふん）　指定告示内容

種　別　：　史跡　　統合・追加指定・名称変更

名　称　：　百舌鳥古墳群　御廟表塚古墳

所在地　：　大阪府堺市北区中百舌鳥町4丁

地　域　：　536番6のうち実測304.49㎡、543番1のうち実測351.45㎡、546番

指定年月日　：　平成26年3月18日

告 示 番 号　：　文部科学省告示第34号（官報号外第55号）

⑨ドンチャ山古墳（どんちゃやまこふん）　指定告示内容

種　別　：　史跡　　統合・追加指定・名称変更

名　称　：　百舌鳥古墳群　ドンチャ山古墳

所在地　：　大阪府堺市北区百舌鳥陵南町3丁

地　域　：　国土調査法(昭和26年法律第180号)による第Ⅵ座標系を基準とするＡＮ0509地点(Ｘ=−161345.464ｍＹ=−46425.787m)、ＡＮ0510地点(Ｘ=−161353.190ｍＹ=−46418.038m)、ＡＮ0511地点(Ｘ=−161364.132ｍＹ=−46418.022m)、ＡＮ0512地点(Ｘ=−161371.880ｍＹ=−46425.748m)、ＡＮ0513地点(Ｘ=−161371.896ｍＹ=−46436.690m)、ＡＮ0514地点(Ｘ=−161364.170ｍＹ=−46444.438m)、ＡＮ0515地点(Ｘ=−161353.229ｍＹ=−46444.454m)、ＡＮ0516地点(Ｘ=−161345.480ｍＹ=−46436.728m)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。

指定年月日　：　平成26年3月18日

告 示 番 号　：　文部科学省告示第34号（官報号外第55号）

⑩正楽寺山古墳（しょうらくじやまこふん）　指定告示内容

種　別　：　史跡　　統合・追加指定・名称変更

名　称　：　百舌鳥古墳群　正楽寺山古墳

所在地　：　大阪府堺市北区百舌鳥陵南町3丁

地　域　：　国土調査法による第Ⅵ座標系を基準とするＡＮ0501地点(Ｘ=−161348.865ｍＹ=−46458.714m)、ＡＮ0502地点(Ｘ=−161355.752ｍＹ=−46451.810m)、ＡＮ0503地点(Ｘ=−161365.504ｍＹ=−46451.799m)、ＡＮ0504地点(Ｘ=−161372.408ｍＹ=−46458.686m)、ＡＮ0505地点(Ｘ=−161372.419ｍＹ=−46468.438m)、ＡＮ0506地点(Ｘ=−161365.532ｍＹ=−46475.342m)、ＡＮ0507地点(Ｘ=−161355.780ｍＹ=−46475.353m)、ＡＮ0508地点(Ｘ=−161348.876ｍＹ=−46468.466m)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。

指定年月日　：　平成26年3月18日

告 示 番 号　：　文部科学省告示第34号（官報号外第55号）

⑪鏡塚古墳（かがみづかこふん）　指定告示内容

種　別　：　史跡　　統合・追加指定・名称変更

名　称　：　百舌鳥古墳群　鏡塚古墳

所在地　：　大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町2丁

地　域　：　国土調査法による第Ⅵ座標系を基準とするＡＨ0202地点（Ｘ=−159469.617ｍＹ=−46739.480ｍ）、ＫＯ0215地点（Ｘ=−159469.002ｍＹ=−46737.418ｍ）、ＫＯ0216地点（Ｘ=−159468.749ｍＹ=−46737.258ｍ）、ＡＨ0203地点（Ｘ=−159472.322ｍＹ=−46732.072ｍ）、ＡＨ0204地点（Ｘ=−159474.472ｍＹ=−46729.874ｍ）、ＡＨ0205地点（Ｘ=−159477.332ｍＹ=−46728.720ｍ）、ＡＨ0206地点（Ｘ=−159481.301ｍＹ=−46728.306ｍ）、ＡＨ0207地点（Ｘ=−159485.182ｍＹ=−46730.195ｍ）、ＡＨ0208地点（Ｘ=−159487.717ｍＹ=−46732.318ｍ）、ＫＯ0213地点（Ｘ=−159487.989ｍＹ=−46732.723ｍ）、ＡＨ0209地点（Ｘ=−159489.444ｍＹ=−46734.895ｍ）、ＡＨ0210地点（Ｘ=−159490.448ｍＹ=−46738.382ｍ）、ＡＨ0211地点（Ｘ=−159488.713ｍＹ=−46742.773ｍ）、ＫＯ0211地点（Ｘ=−159487.861ｍＹ=−46744.693ｍ）、ＡＨ0201地点（Ｘ=−159486.234ｍＹ=−46746.177ｍ）、ＫＯ0212地点（Ｘ=−159483.161ｍＹ=−46744.938ｍ）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。

指定年月日　：　平成26年3月18日

告 示 番 号　：　文部科学省告示第34号（官報号外第55号）

⑫善右ヱ門山古墳（ぜんえもんやまこふん）　指定告示内容

種　別　：　史跡　　統合・追加指定・名称変更

名　称　：　百舌鳥古墳群　善右ヱ門山古墳

所在地　：　大阪府堺市北区百舌鳥本町3丁

地　域　：　国土調査法による第Ⅵ座標系を基準とする432地点（Ｘ=−160458.625ｍＹ=−47118.492ｍ）、ＨＥ04395地点（Ｘ=−160445.679ｍＹ=−47119.910ｍ）、ＫＯ0415地点（Ｘ=−160416.178ｍＹ=−47093.812ｍ）、ＡＨ0404地点（Ｘ=−160432.323ｍＹ=−47090.130ｍ）、ＡＨ0403地点（Ｘ=−160431.839ｍＹ=−47088.029ｍ）、ＡＨ0402地点（Ｘ=−160437.811ｍＹ=−47082.911ｍ）、ＫＯ0413地点（Ｘ=−160441.533ｍＹ=−47080.437ｍ）、ＫＯ0403地点（Ｘ=−160446.334ｍＹ=−47077.247ｍ）、ＫＯ0414地点（Ｘ=−160454.016ｍＹ=−47088.548ｍ）、ＫＯ0412地点（Ｘ=−160455.747ｍＹ=−47091.093ｍ）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。

指定年月日　：　平成26年3月18日

告 示 番 号　：　文部科学省告示第34号（官報号外第55号）

⑬銭塚古墳（ぜにづかこふん）　指定告示内容

種　別　：　史跡　　統合・追加指定・名称変更

名　称　：　百舌鳥古墳群　銭塚古墳

所在地　：　大阪府堺市堺区東上野芝町1丁

地　域　：　国土調査法による第Ⅵ座標系を基準とするＡＨ0302地点（Ｘ=−160172.995ｍＹ=−47365.990ｍ）、ＥＮ0364地点（Ｘ=−160153.199ｍＹ=−47368.963ｍ）、ＥＮ0363地点（Ｘ=−160150.891ｍＹ=−47369.181ｍ）、ＡＨ0301地点（Ｘ=−160131.012ｍＹ=−47370.986ｍ）、ＥＮ0334地点（Ｘ=−160130.993ｍＹ=−47346.058ｍ）、ＫＯ0302地点（Ｘ=−160123.901ｍＹ=−47340.119ｍ）、ＫＯ0303地点（Ｘ=−160119.234ｍＹ=−47332.134ｍ）、ＫＯ0304地点（Ｘ=−160117.760ｍＹ=−47323.002ｍ）、ＫＯ0305地点（Ｘ=−160119.649ｍＹ=−47313.948ｍ）、ＫＯ0306地点（Ｘ=−160124.456ｍＹ=−47306.045ｍ）、ＫＯ0307地点（Ｘ=−160131.639ｍＹ=−47300.217ｍ）、ＫＯ0308地点（Ｘ=−160140.344ｍＹ=−47297.089ｍ）、ＫＯ0309地点（Ｘ=−160149.592ｍＹ=−47297.285ｍ）、ＫＯ0310地点（Ｘ=−160158.224ｍＹ=−47300.611ｍ）、ＫＯ0311地点（Ｘ=−160165.213ｍＹ=−47306.670ｍ）、ＫＯ0312地点（Ｘ=−160169.706ｍＹ=−47314.755ｍ）、ＫＯ0313地点（Ｘ=−160171.222ｍＹ=−47323.880ｍ）、ＫＯ0314地点（Ｘ=−160169.650ｍＹ=−47332.996ｍ）、ＥＮ0348地点（Ｘ=−160164.977ｍＹ=−47340.988ｍ）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。

指定年月日　：　平成26年3月18日

告 示 番 号　：　文部科学省告示第34号（官報号外第55号）

⑭グワショウ坊古墳（がしょうぼうこふん）　指定告示内容

種　別　：　史跡　　統合・追加指定・名称変更

名　称　：　百舌鳥古墳群　グワショウ坊古墳

所在地　：　大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町3丁

地　域　：　国土調査法による第Ⅵ座標系を基準とするＡ2−1地点（Ｘ=−159913.731ｍＹ=−47386.084ｍ）、Ａ3−1地点（Ｘ=−159931.110ｍＹ=−47410.576ｍ）、96Ｈ地点（Ｘ=−159951.087ｍＹ=−47419.354ｍ）、Ａ4−1地点（Ｘ=−159952.699ｍＹ=−47420.093ｍ）、124Ｈ地点（Ｘ=−159975.869ｍＹ=−47413.122ｍ）、Ａ5−1地点（Ｘ=−159978.432ｍＹ=−47412.350ｍ）、Ａ6−1地点（Ｘ=−159996.984ｍＹ=−47385.373ｍ）、109Ｈ地点（Ｘ=−159996.909ｍＹ=−47380.650ｍ）、108Ｈ地点（Ｘ=−159996.835ｍＹ=−47375.989ｍ）、107Ｈ地点（Ｘ=−159996.746ｍＹ=−47370.379ｍ）、Ａ7−1地点（Ｘ=−159996.537ｍＹ=−47357.225ｍ）、106Ｈ地点（Ｘ=−159987.913ｍＹ=−47345.285ｍ）、131Ｈ地点（Ｘ=−159986.761ｍＹ=−47343.691ｍ）、Ａ8−1地点（Ｘ=−159979.751ｍＹ=−47333.985ｍ）、105Ｈ地点（Ｘ=−159976.091ｍＹ=−47332.653ｍ）、104Ｈ地点（Ｘ=−159975.094ｍＹ=−47332.290ｍ）、103Ｈ地点（Ｘ=−159970.617ｍＹ=−47330.661ｍ）、102Ｈ地点（Ｘ=−159961.730ｍＹ=−47327.428ｍ）、Ａ9−1地点（Ｘ=−159956.286ｍＹ=−47325.446ｍ）、Ａ

10-1地点（X=-159929.327ｍY=-47334.205m）、98H地点（X=-159924.078ｍY=-47341.507m）、A11-1地点（X=-159911.935ｍY=-47358.397m）、97H地点（X=-159913.502ｍY=-47382.555m）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。

指定年月日　：　平成26年3月18日

告 示 番 号　：　文部科学省告示第34号（官報号外第55号）

⑮旗塚古墳（はたづかこふん）　指定告示内容

種　別　：　史跡　　統合・追加指定・名称変更

名　称　：　百舌鳥古墳群　旗塚古墳

所在地　：　大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町3丁

地　域　：　国土調査法による第Ⅵ座標系を基準とする03H地点（X=-159964.766ｍY=-47525.332m）、02H地点（X=-159999.209ｍY=-47522.175m）、01H地点（X=-160009.267ｍY=-47521.253m）、47H地点（X=-160013.087ｍY=-47468.209m）、12H地点（X=-160013.375ｍY=-47464.216m）、11H地点（X=-160007.105ｍY=-47454.363m）、10H地点（X=-160000.279ｍY=-47450.613m）、09H地点（X=-159994.871ｍY=-47447.647m）、08H地点（X=-159991.062ｍY=-47445.558m）、07H地点（X=-159970.515ｍY=-47449.047m）、06H地点（X=-159964.394ｍY=-47456.213m）、05H地点（X=-159958.170ｍY=-47463.499m）、04H地点（X=-159956.101ｍY=-47477.047m）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。

指定年月日　：　平成26年3月18日

告 示 番 号　：　文部科学省告示第34号（官報号外第55号）

⑯寺山南山古墳（てらやまみなみやまこふん）　指定告示内容

種　別　：　史跡　　統合・追加指定・名称変更

名　称　：　百舌鳥古墳群　寺山南山古墳

所在地　：　大阪府堺市西区上野芝町1丁

地　域　：　国土調査法による第Ⅵ座標系を基準とするＫＯ0101地点（X=-160062.748ｍY=-47759.462m）、ＫＯ0102地点（X=-160058.352ｍY=-47754.195m）、ＫＯ0103地点（X=-160055.894ｍY=-47751.250m）、ＫＯ0104地点（X=-160052.805ｍY=-47747.549m）、ＫＯ0105地点（X=-160052.033ｍY=-47746.624m）、ＡＮ0102地点（X=-160021.415ｍY=-47709.938m）、ＫＯ0106地点（X=-160025.809ｍY=-47706.265m）、ＫＯ0107地点（X=-160028.359ｍY=-47704.134m）、ＡＮ0103地点（X=-160065.354ｍY=-47673.214m）、ＫＯ0108地点（X=-160092.987ｍY=-47706.061m）、ＫＯ0109地点（X=-160096.253ｍY=-47709.943m）、ＫＯ0110地点（X=-160116.385ｍY=-47733.874m）、K8106X地点（X=-160103.018ｍY=-47740.538m）、K8107X地点（X=-

160088.394ｍＹ=-47747.829m)、Ｋ8108Ｘ地点(Ｘ=-160074.925ｍＹ=-47754.545m)、Ｋ8001Ｐ地点(Ｘ=-160067.768ｍＹ=-47758.113m)、Ｋ8002Ｋ地点(Ｘ=-160062.962ｍＹ=-47759.413m)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。

指定年月日　：　平成26年3月18日

告 示 番 号　：　文部科学省告示第34号（官報号外第55号）

⑰七観音古墳（しちかんのんこふん）　指定告示内容

種　別　：　史跡　　統合・追加指定・名称変更

名　称　：　百舌鳥古墳群　七観音古墳

所在地　：　大阪府堺市堺区旭ヶ丘北町5丁

地　域　：　国土調査法による第Ⅵ座標系を基準とするＳ2-1地点(Ｘ=-159961.829ｍＹ=-47748.764m)、Ｓ3-1地点(Ｘ=-159961.829ｍＹ=-47762.562m)、Ｓ4-1地点(Ｘ=-159970.953ｍＹ=-47771.684m)、Ｓ5-1地点(Ｘ=-159985.002ｍＹ=-47771.684m)、Ｓ6-1地点(Ｘ=-159994.016ｍＹ=-47762.670m)、Ｓ7-1地点(Ｘ=-159994.016ｍＹ=-47748.015m)、Ｓ8-1地点(Ｘ=-159985.148ｍＹ=-47739.147m)、ＫＳ9－1地点(Ｘ=-159971.445ｍＹ=-47739.147m)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。

指定年月日　：　平成26年3月18日

告 示 番 号　：　文部科学省告示第34号（官報号外第55号）

⑱御廟山古墳内濠（ごびょうやまこふん　ないごう）　指定告示内容

種　別　：　史跡　　追加指定・名称変更

名　称　：　百舌鳥古墳群　御廟山古墳内濠

所在地　：　大阪府堺市北区百舌鳥本町1丁

地　域　：　20-1,21-7

指定年月日　：　平成30年10月15日

告 示 番 号　：　文部科学省告示第193号（官報号外第226号）

⑲ニサンザイ古墳内濠（にさんざいこふん　ないごう）　指定告示内容

種　別　：　史跡　　追加指定・名称変更

名　称　：　百舌鳥古墳群　ニサンザイ古墳内濠

所在地　：　大阪府堺市北区百舌鳥西之町3丁）

地　域　：　420-1のうち実測61172.29㎡,424-2のうち実測177.00㎡

指定年月日　：　平成31年2月26日

告 示 番 号　：　文部科学省告示第25号（官報号外第36号）

新規

（２）指定説明文とその範囲

百舌鳥古墳群は、堺市内の東西・南北約４㎞の範囲に 4 世紀末から 6 世紀前半にかけて形成された古墳群である。日本の古墳の頂点に立つ巨大前方後円墳の仁徳天皇陵古墳（大山古墳）を核に大中の前方後円墳、墳丘長 20m 前後の円墳・方墳など様々な形態・規模の古墳で構成された古墳群で、前方後円墳に付随する中小古墳がある一方で単独に所在する中古墳も含まれる。これらの事象は日本の古墳群の中で突出したもので、一般に規模及び墳形の格差やあり方は、当時の政治・社会的な構造などを示していると考えられる。さらに、群内における築造過程が明確に理解できるばかりでなく、他の古墳群との比較により大王墓域の移動と消長を示している。本来、百舌鳥古墳群は、多様な墳形、規模の 100 基を超える古墳で構成されていた。現在はその半数以上の古墳が失われ 44 基に減少しているものの、現在残る古墳から古墳時代の政治・社会的な構造を読み取ることができ、我が国の成り立ちを今に伝える貴重な歴史遺産・物証である。

史跡百舌鳥古墳群、各古墳の指定時の説明文並びに指定範囲図を以下に明示する。

名　　称　　：百舌鳥古墳群
いたすけ古墳　長塚古墳　収塚古墳　塚廻古墳　文珠塚古墳
丸保山古墳　乳岡古墳　御廟表塚古墳　ドンチャ山古墳
正楽寺山古墳　鏡塚古墳　善右ヱ門山古墳　銭塚古墳
グワショウ坊古墳　旗塚古墳　寺山南山古墳　七観音古墳
御廟山古墳内濠　ニサンザイ古墳内濠

員　　数　　：19 基

指　定　面　積　：170,345.36 ㎡　　指定当時 68226.6 ㎡
平成 28 年 3 月 1 日追加指定乳岡古墳　358.74 ㎡
平成 30 年 10 月 15 日追加指定御廟山古墳内濠　34866.30 ㎡
平成 31 年 2 月 26 日追加指定ニサンザイ古墳内濠　61349.29 ㎡

所 有 者　　：堺市、国、大阪府、個人

指定当時の説明：

4世紀末から6世紀前半にかけて形成された古墳群であり、当時の政治的・社会的構造を如実に示す希有な事例である。このたび，10基の古墳を追加指定するとともに「百舌鳥古墳群」として名称変更し、一体的な保護を図る。

追加指定説明文：（平成28年3月1日　乳岡古墳）

４世紀後半～６世紀前半にかけて形成された、仁徳天皇陵古墳を含む古墳群で、１７基が史跡に指定されている。今回、指定しようとする乳岡古墳は墳長１５５ｍの前方後円墳で、百舌鳥古墳群成立のあり方を知るうえで重要。条件の整った部分を追加指定する。

追加指定説明文：（平成30年10月15日　御廟山古墳内濠）

大阪湾に面した台地上に所在する4世紀後半から6世紀前半にかけての超巨大前方後円墳から小円墳等で構成される。列島の古墳時代を考えるうえで重要な古墳群。現在17基が史跡に指定されている。今回、5世紀前半と考えられる御廟山古墳の周濠部分を追加指定し名称を変更する。

追加指定説明文：（平成31年2月26日　ニサンザイ古墳内濠）

4世紀後半から6世紀前半にかけて築造された古墳群。列島最大の前方後円墳である仁徳天皇陵古墳を頂点に、前方後円墳、帆立貝形古墳、小型の円墳・方墳など様々な規模・形態の古墳からなる。ニサンザイ古墳の周濠部分を追加指定する

（旧保存管理計画　P14～史跡指定の状況）内容の更新

①いたすけ古墳　**指定説明文とその範囲**

種　　別　　：　史跡（古墳）
名　　称　　：　いたすけ古墳
所　在　地　　：　堺市北区百舌鳥本町３丁 340, 339 - 1, 339 - 2, 338
管　理　団　体　　：　堺市（昭和 31 年８月９日）
指定当時の説明

字板鶴と称せられる地に有する。前方部を西に面して営まれた前方後円墳で主軸の長さ約 140mを有する宏壮な墳丘をなしている。封土は三段に築成され、くびれ部の南側には造り出しが残存し、周囲に堀がめぐらされている。仁徳天皇陵、履中天皇陵を中心とする百舌鳥古墳群の中においても主要な地位を占めるものであり、保存の状態もきわめて良好であり、わが国の古墳文化を考える上に価値深いものがある。

指　定　面　積　　：　24, 183 ㎡

差し替え（下図更新）

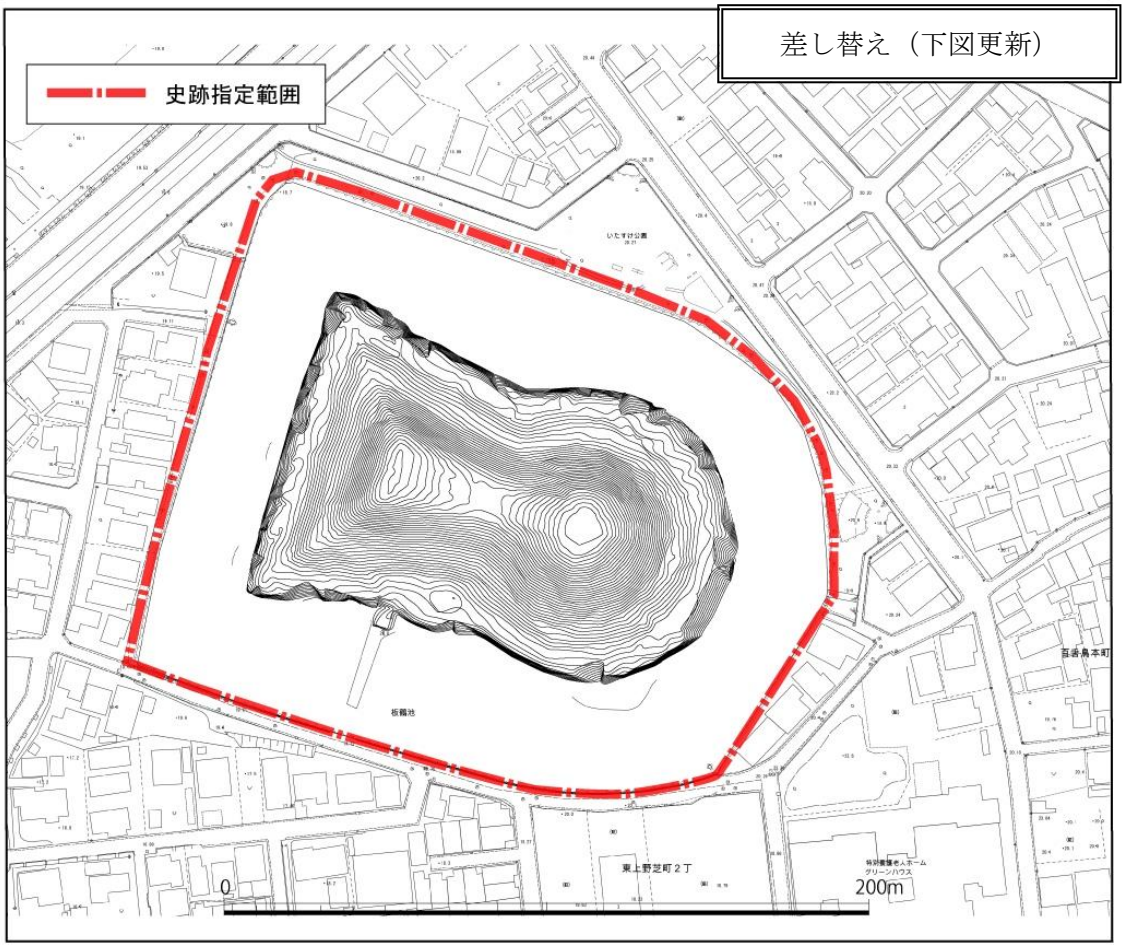

①いたすけ古墳　史跡指定範囲

②長塚（ながつか）古墳　**指定説明文とその範囲**

種　　別　　：　史跡（古墳）

名　　称　　：　長塚古墳

所　在　地　　：　堺市堺区百舌鳥夕雲町２丁 260－1～260－5

指定当時の説明

仁徳天皇陵の東南に近接して存在する。前方部をほぼ西に面する前方後円墳で、主軸の長さ約 100ｍを有し、まわりに堀の跡をとどめる。ほぼ旧規を存しており、百舌鳥古墳群の一として重要である。

指　定　面　積　　：　5,099.62 ㎡

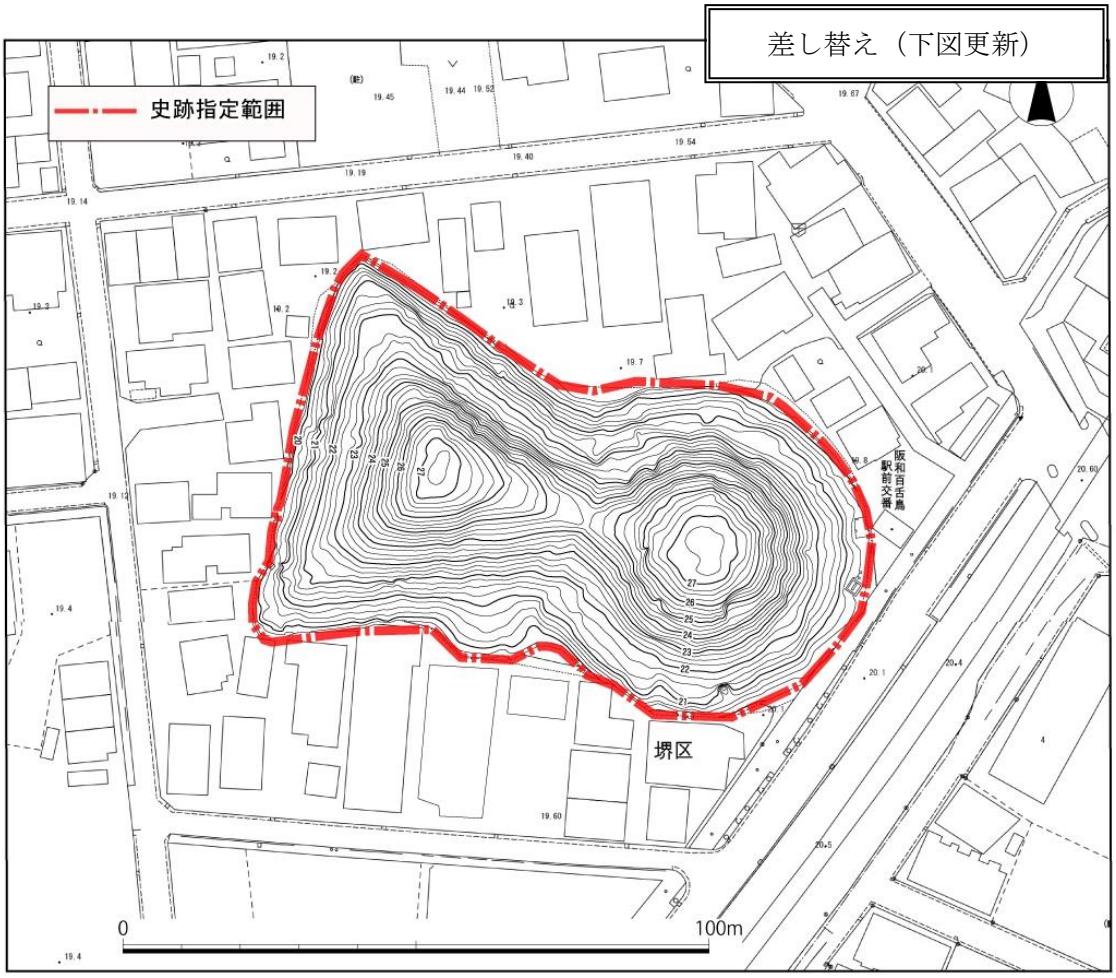

②長塚古墳　史跡指定範囲

③収塚（おさめづか）古墳　**指定説明文とその範囲**

種　　別　　：　史跡（古墳）

名　　称　　：　収塚古墳

所　在　地　　：　堺市堺区百舌鳥夕雲町２丁 149

指定当時の説明

仁徳天皇陵の東南に近接して存する。基底径約 40m、高さ約 4.5mの円墳をなし、北がわに堀の痕跡をとどめている。墳丘は低平でやや旧規を損なうも百舌鳥古墳群の一として重要である。

指　定　面　積　　：　743 ㎡

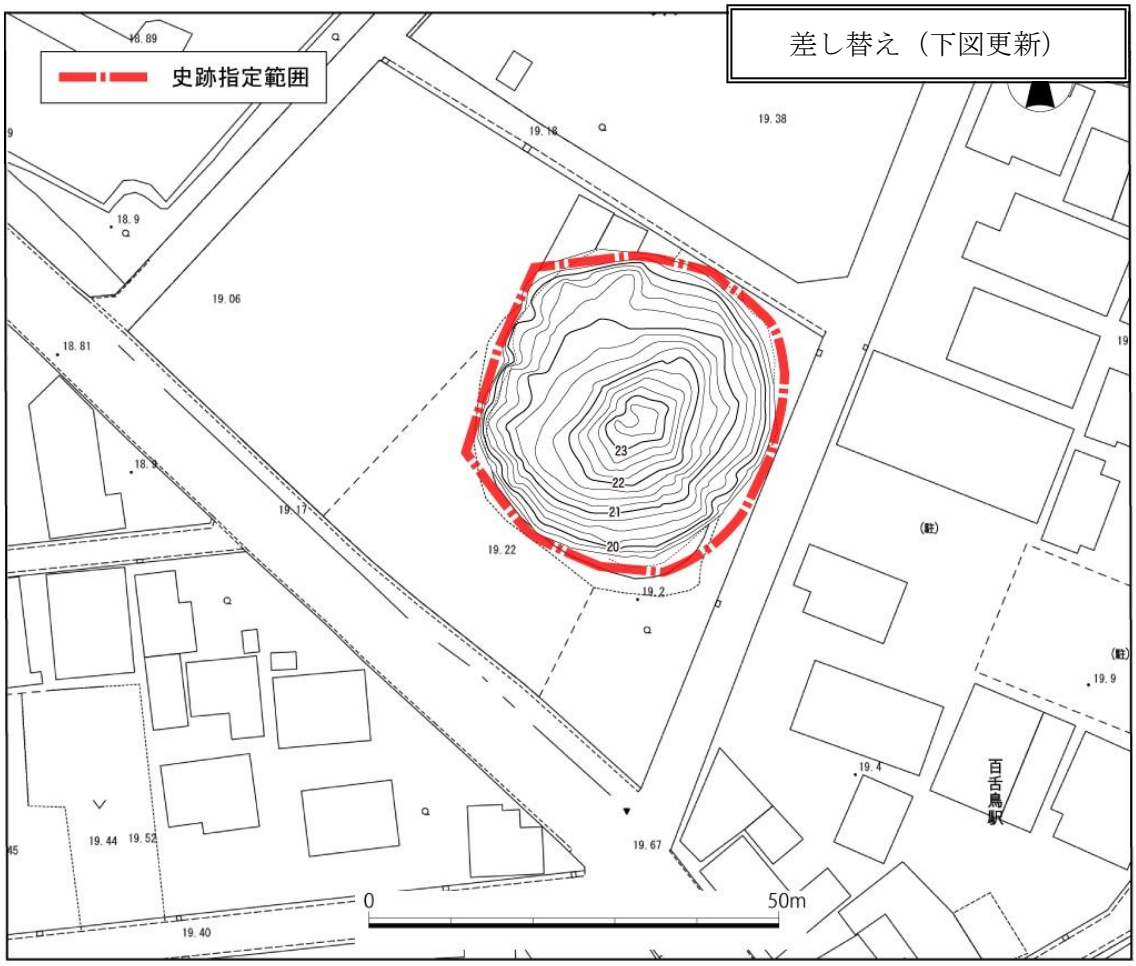

③収塚古墳　史跡指定範囲

④塚廻（つかまわり）古墳　**指定説明文とその範囲**

種　　別　　：　史跡（古墳）

名　　称　　：　塚廻古墳

所　在　地　　：　堺市堺区百舌鳥夕雲町１丁 27

指定当時の説明

仁徳天皇陵の東方に近接して存する。基底径約 30m、高さ約 9.5mの円墳をなし、周囲に円筒埴輪列がめぐらされている。明治 45 年 6 月坪井正五郎博士、柴田常恵氏等によって発掘され封土深く刳抜いた丸木船状の木材施設があることがたしかめられ、鏡、刀、剣、勾玉、管玉、棗玉、丸玉、小玉等が発見された。

百舌鳥古墳群の一として重要な存在をなすものである。

指　定　面　積　　：　704 ㎡

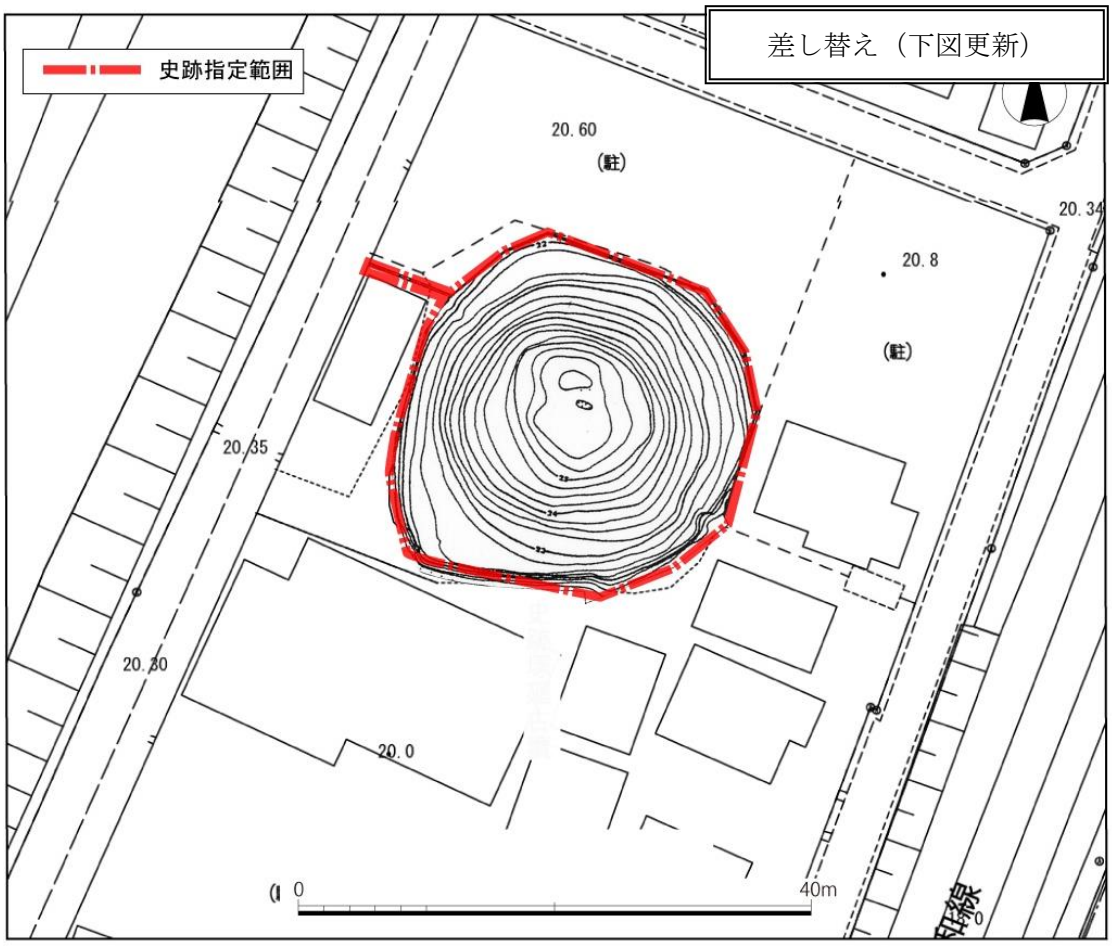

④塚廻古墳　史跡指定範囲

⑤文珠塚古墳　**指定説明文とその範囲**

種　　別　　：　史跡（古墳）

名　　称　　：　文珠塚古墳

所　在　地　　：　堺市西区上野芝向ヶ丘町１丁 772 - 3

指定当時の説明

国鉄阪和線の上野芝駅の南方にあり、履中天皇陵の位置する台地の南方、石津川の支流を隔てた丘陵上に位置する前方後円墳である。墳丘の全長は約 70m、前方部は幅約 35m、高さ約 5m、後円部は直径約 35m、高さ約 6mであるが、墳丘上に葺石、埴輪は認められず、内部主体、周濠などについては明らかにされていない。

この古墳は、丘陵の最高所に位置しているなどの占地条件からして、この百舌鳥野南古墳群の中での主墳として位置づけられる性格をもつものと考えられる。

現在、すでに古墳群としての形態は失われてはいるが、和泉地方における数少ない群集墳の主墳と目される古墳であり、学術上価値の高いものである。

指　定　面　積　　：　1,651 ㎡

⑤文珠塚古墳　史跡指定範囲

⑥丸保山古墳　**指定説明文とその範囲**

種　　別　　：　史跡（古墳）

名　　称　　：　丸保山古墳

所　在　地　　：　堺市堺区北丸保園 30, 31 - 1, 32

指定当時の説明

仁徳天皇陵の西北、御陵の外堤の西約 30ｍにある全長 80ｍ、後円部径 60ｍ、前方部幅 50ｍの前方後円墳で、幅約 10ｍの外濠をめぐらしている。前方部は早くから削平されていたが、その旧規はよく遺されている。

指　定　面　積　　：　6, 917. 85 ㎡

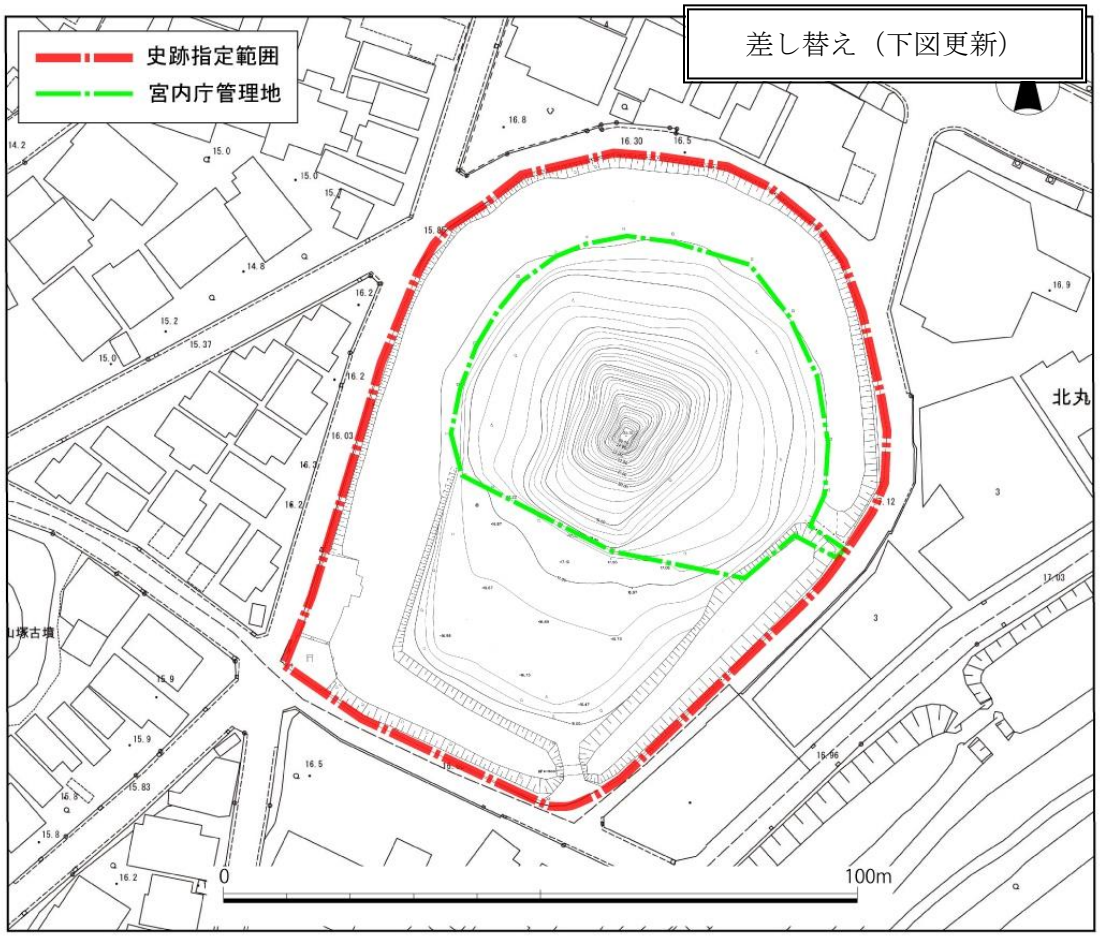

⑦乳岡（ちのおか）古墳　**指定説明文とその範囲**

種　　別　　：　史跡（古墳）

名　　称　　：　乳岡古墳

所　在　地　　：　堺市堺区石津町２丁 620－1, 620－2, 620－34～620－39, 609－10, 634, 609－26～28

指定当時の説明

我が国最大の古墳群である百舌鳥古墳群の最も西南に位置する大形の前方後円墳である。墳丘は前方部を西南に向けており、全長約 150m、後円部径約 94m、同高さ約 14m の規模を有する。昭和 47 年発掘調査により、墳頂ほぼ中央に粘土で被われた長持形石棺とその外側に車輪石・鍬形石等が発見された。

現在、前方部のほとんどを失っているが、百舌鳥古墳群中西南部最も大阪湾寄りに築造された大形の前方後円墳として重要である。

追加指定説明文

４世紀後半～６世紀前半にかけて形成された、仁徳天皇陵古墳を含む古墳群で、１７基が史跡に指定されている。今回、指定しようとする乳岡古墳は墳長１５５ｍの前方後円墳で、百舌鳥古墳群成立のあり方を知るうえで重要。条件の整った部分を追加指定する。

指　定　面　積　　：　5,529.25 ㎡　＋　358.74 ㎡＝68,585.34 ㎡

差し替え（下図更新）

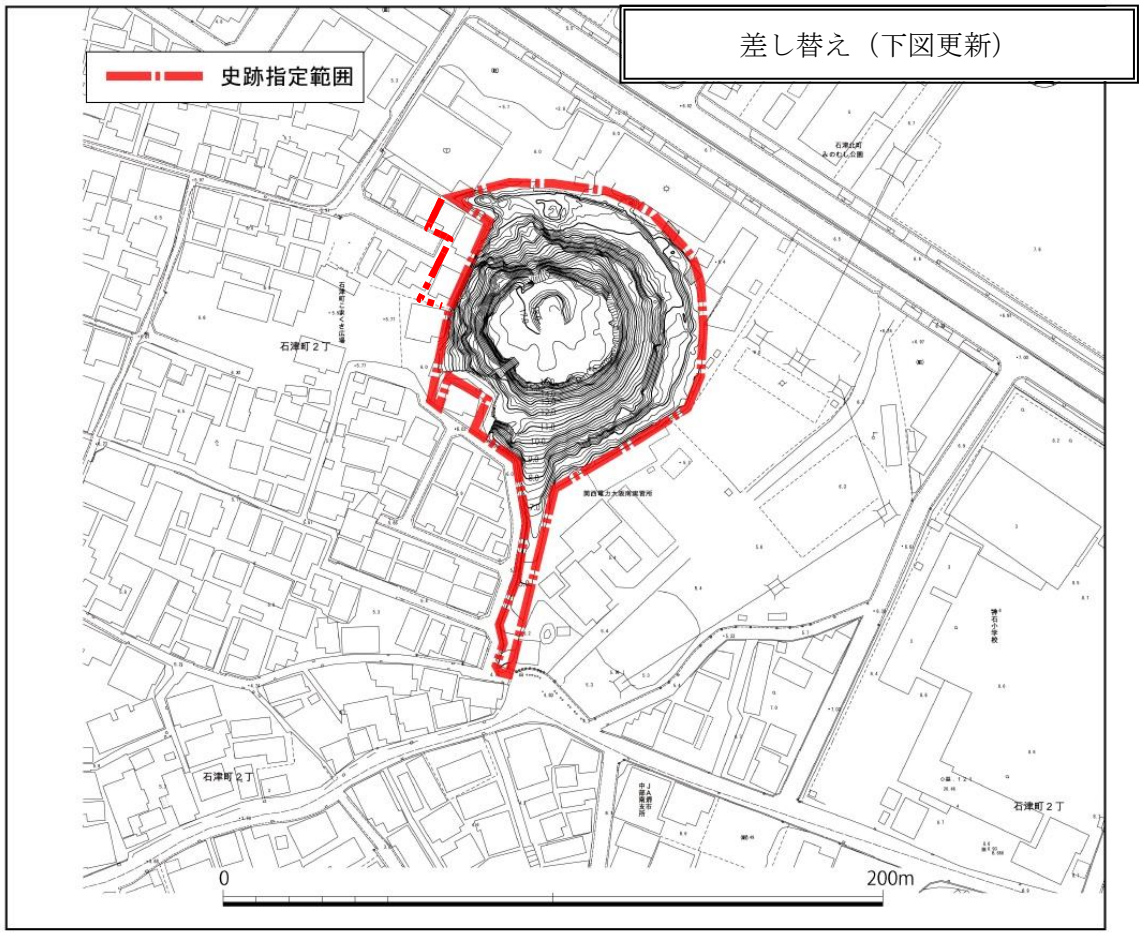

⑧御廟表塚古墳　**指定説明文とその範囲**

種　　別　　：　史跡（古墳）
名　　称　　：　百舌鳥古墳群　御廟表塚古墳
所　在　地　　：　堺市北区中百舌鳥町４丁 536-6, 543-1 の各一部, 546
指定当時の説明　　：　百舌鳥古墳群と同じ。（24 頁参照）

百舌鳥古墳群の東寄りに位置する帆立貝式古墳で、前方部は削平を受けているが、後円部と濠の一部は保存されている。昭和６２年以降の発掘調査により、墳長約８５ｍ、後円部直径は約６８ｍ、周濠を含めた総長は約９７ｍと推定される。墳丘は２段築成で、葺石と埴輪が確認されている。この円筒埴輪の年代観より５世紀後半の築造と推定される。

指　定　面　積　　：　3, 269. 26 ㎡

差し替え（下図更新）

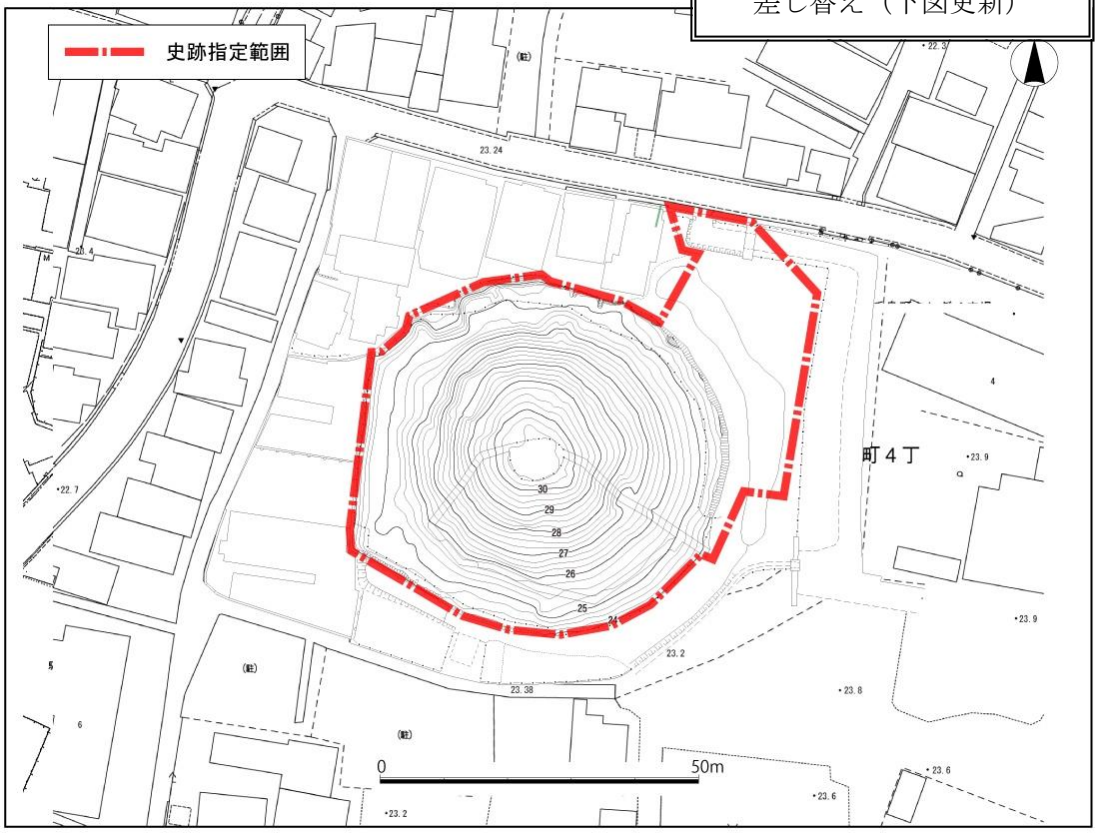

⑨ドンチャ山古墳　**指定説明文とその範囲**

種　　別　　：　史跡（古墳）
名　　称　　：　百舌鳥古墳群　ドンチャ山古墳
所　在　地　　：　堺市北区百舌鳥陵南町３丁 294
指定当時の説明　　：　百舌鳥古墳群と同じ。(24 頁参照)

古墳群の南東に位置する円墳で、昭和５７年度に確認調査が実施され、墳丘裾等が確認されていることから、直径約２６ｍと推定される。出土遺物から６世紀前半頃の築造と考えられる。

指　定　面　積　　：　578.07 ㎡

差し替え（下図更新）

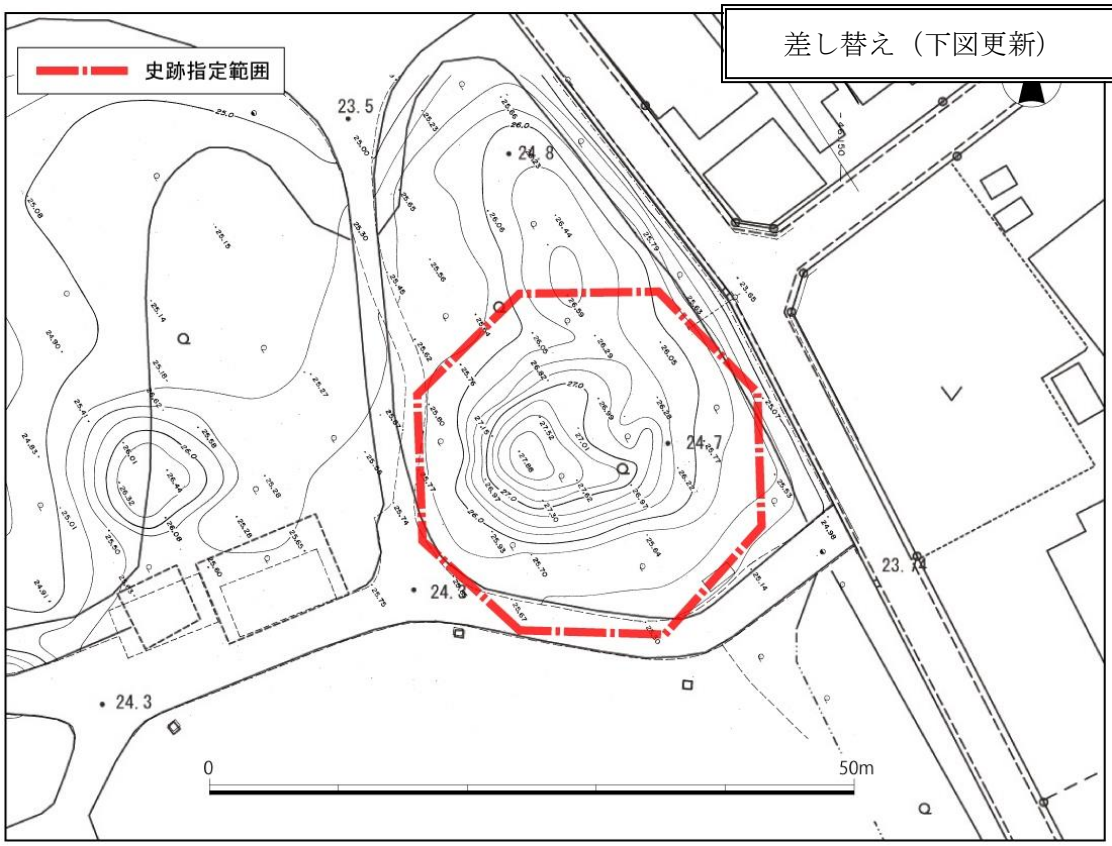

⑩正楽寺山古墳　**指定説明文とその範囲**

種　　別　　：　史跡（古墳）
名　　称　　：　百舌鳥古墳群　正楽寺山古墳
所　在　地　　：　堺市北区百舌鳥陵南町３丁 294
指定当時の説明　　：　百舌鳥古墳群と同じ。（24 頁参照）

ドンチャ山古墳の西側に隣接している円墳で、平成２１年に実施された発掘調査の成果から、直径１６ｍ前後で、周濠幅約３．４ｍ以上である。墳丘は２段築成である。出土した須恵器(すえき)から６世紀前半でも中頃に近いころの築造と考えられる。

指　定　面　積　　：　459.17 ㎡

差し替え（下図更新）

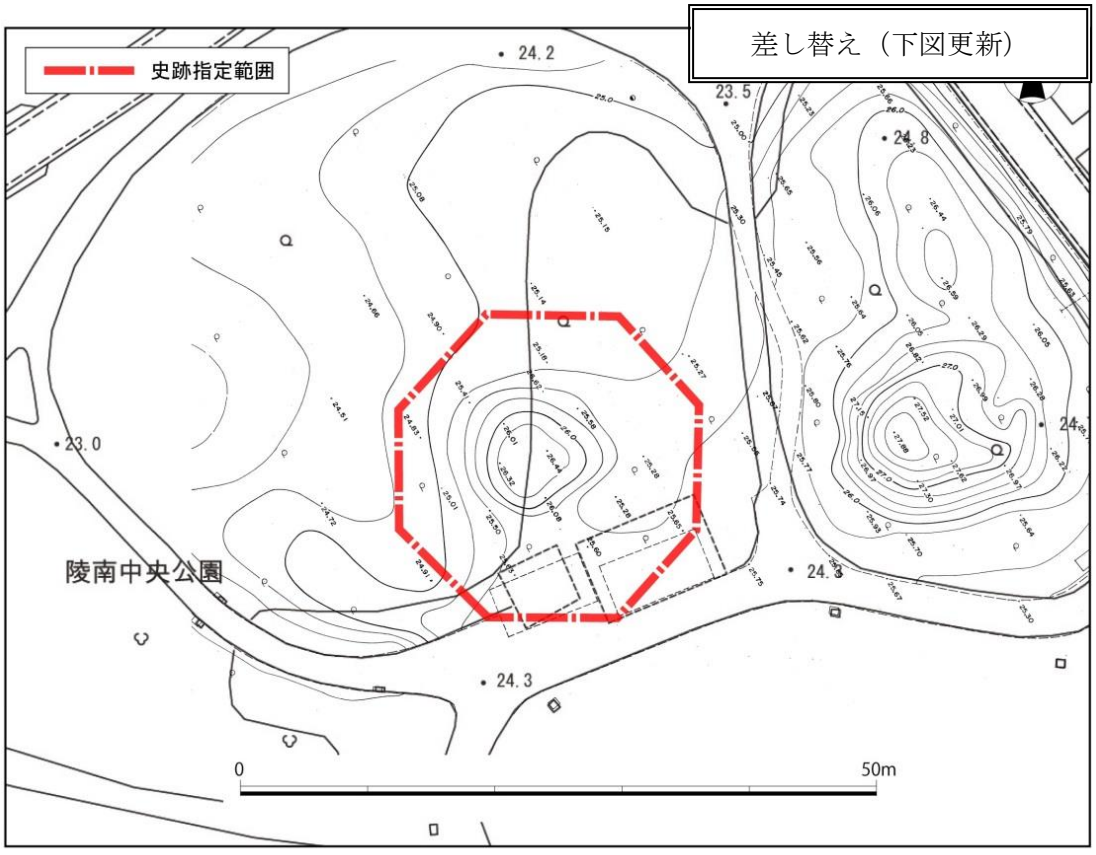

⑪鏡塚（かがみづか）古墳　**指定説明文とその範囲**

種　　別　　：　史跡（古墳）

名　　称　　：　百舌鳥古墳群　鏡塚古墳

所　在　地　　：　堺市北区百舌鳥赤畑町２丁 90-1 ,90-2,91-1,91-5

指定当時の説明　　：　百舌鳥古墳群と同じ。(24 頁参照)

仁徳天皇陵古墳の東側に位置する５世紀代の円墳である。平成５年から平成７年にかけて行われた発掘調査によって墳丘盛土の裾部および周濠を検出したことから直径２６ｍの円墳であることが判明した。また、周濠の可能性のある落ち込みも確認されている。

指　定　面　積　　：　251.36 ㎡

差し替え（下図更新）

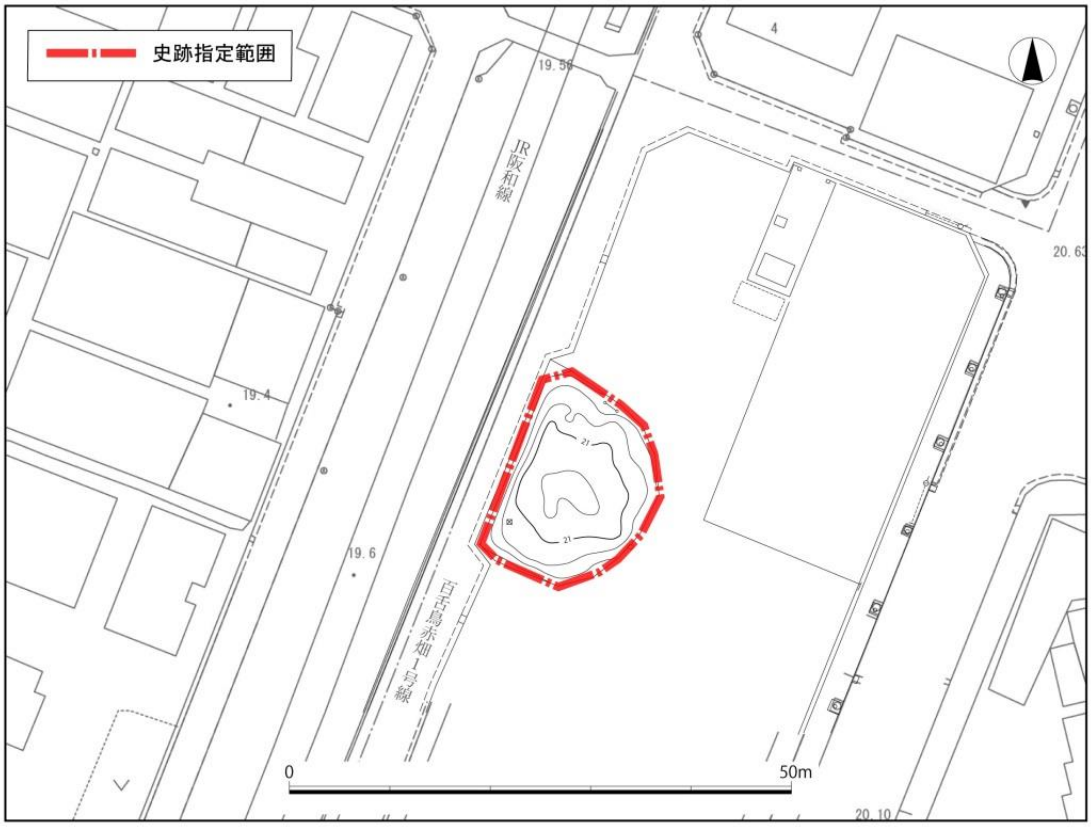

⑫善右ヱ門山古墳　**指定説明文とその範囲**

種　　別　　：　史跡（古墳）

名　　称　　：　百舌鳥古墳群　善右ヱ門山古墳

所　在　地　　：　堺市北区百舌鳥本町３丁 424-1，430-1，430-2

指定当時の説明　　：　百舌鳥古墳群と同じ。(24 頁参照)

いたすけ古墳の後円部南東側に位置する方墳である。平成１２年と平成１５年に行われた発掘調査では、墳丘平坦面の円筒(えんとう)埴輪(はにわ)列を確認し、それらの位置関係から一辺２８ｍの方墳であることが推定された。同時に、周濠をもたないことも確認された。出土した円筒埴輪と須恵器から、築造時期は５世紀前半である。築造時期や位置関係から、いたすけ古墳に付属する古墳と考えられる。

指　定　面　積　　：　967.09 ㎡

差し替え（下図更新）

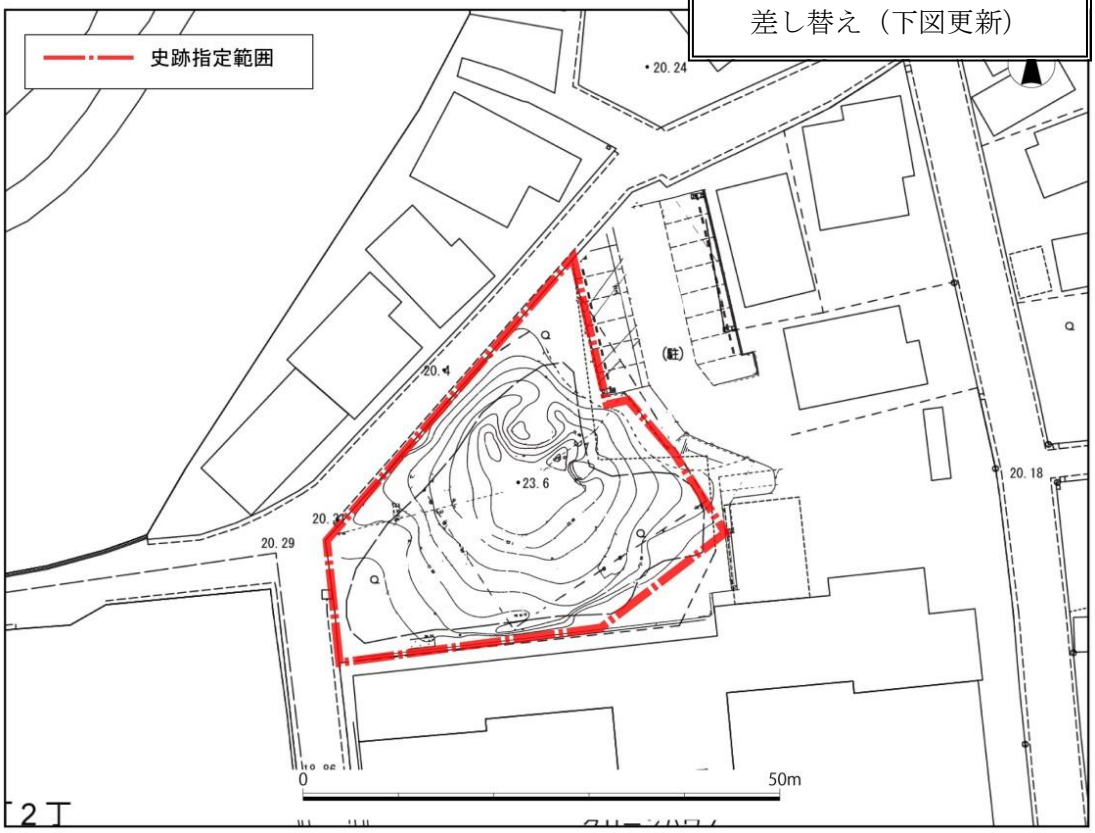

⑬銭塚古墳　**指定説明文とその範囲**

種　　別　　：　史跡（古墳）

名　　称　　：　百舌鳥古墳群　銭塚古墳

所　在　地　　：　堺市堺区東上野芝町１丁 71-1

指定当時の説明　　：　百舌鳥古墳群と同じ。(24 頁参照)

いたすけ古墳の北東に位置する帆立貝式古墳で、昭和５６・５７年と平成１９年の発掘調査の結果、墳長約７２ｍ、後円部直径約５４ｍ、前方部長約４４ｍの規模であることが判明した。明確な周濠は確認されていない。出土した埴輪より５世紀代の築造と推測できる。

指　定　面　積　　：　3031.51 ㎡

差し替え（下図更新）

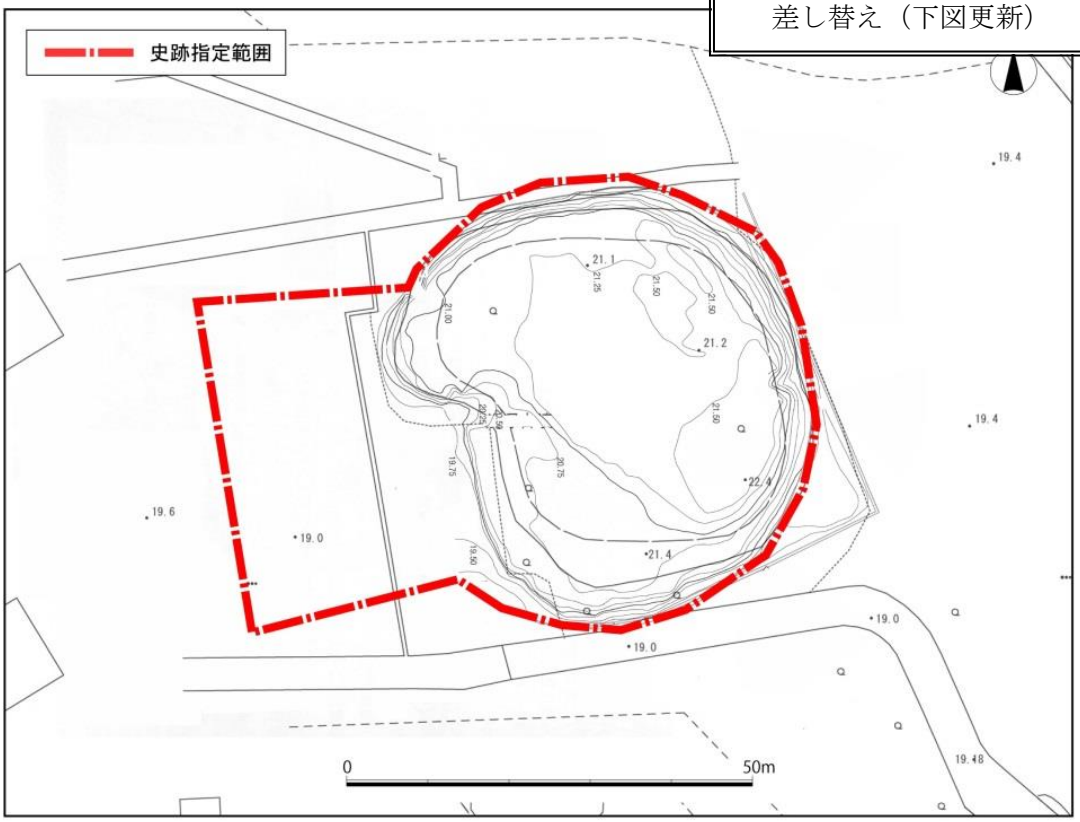

⑭グワショウ坊古墳　**指定説明文とその範囲**

種　　別　　：　史跡（古墳）

名　　称　　：　百舌鳥古墳群　グワショウ坊古墳

所　在　地　　：　堺市堺区百舌鳥夕雲町３丁 508, 510, 511, 512-1, 522, 537, 538, 539, 540, 541, 543, 544, 545, 546, 603（ほか里道・水路）

指定当時の説明　　：　百舌鳥古墳群と同じ。（24 頁参照）

古墳群の中で最大級にして独立して存在する円墳である。平成１９年と平成２０年に発掘調査が行われた結果、規模は東西６１ｍ、南北５６ｍで、楕円形を呈することが明らかとなった。出土した円筒埴輪や形象（けいしょう）埴輪（はにわ）、須恵器などから５世紀後半の築造と考えられる。

指　定　面　積　　：　6,049.07 ㎡

差し替え（下図更新）

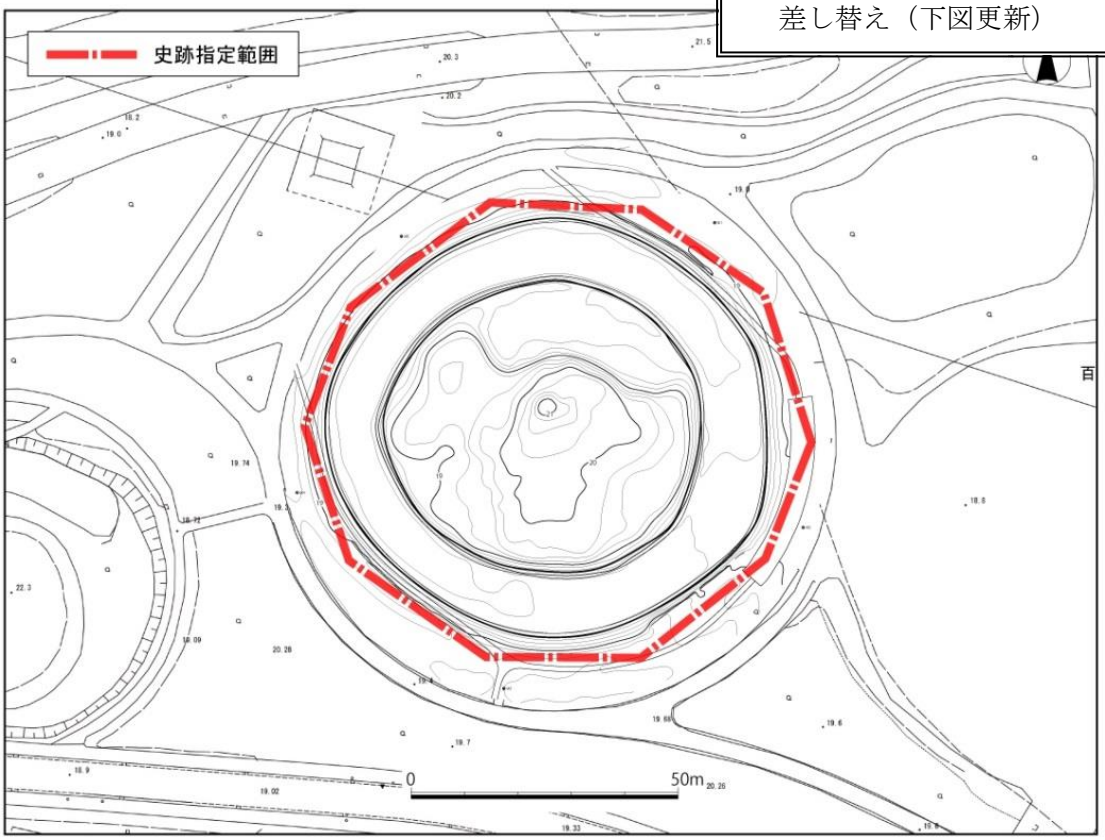

資料２－４

⑮旗塚（はたづか）古墳　**指定説明文とその範囲**

種　　別　　：　史跡（古墳）

名　　称　　：　百舌鳥古墳群　旗塚古墳

所　在　地　　：　堺市堺区百舌鳥夕雲町３丁 530, 526-1, 528, 529, 531

指定当時の説明　　：　百舌鳥古墳群と同じ。（24 頁参照）

グワショウ坊古墳の西側に隣接する帆立貝式古墳で、平成１９年と２０年に行われた発掘調査の成果から、墳長約５８ｍ、後円部直径約４２ｍ、前方部長約２５ｍの規模と推定される。また、後円部の南側には約１３ｍの幅で３ｍ張り出す造り出しを有している。出土した円筒埴輪などから５世紀代の築造と考えられる。

指　定　面　積　　：　3, 759. 14 ㎡

差し替え（下図更新）

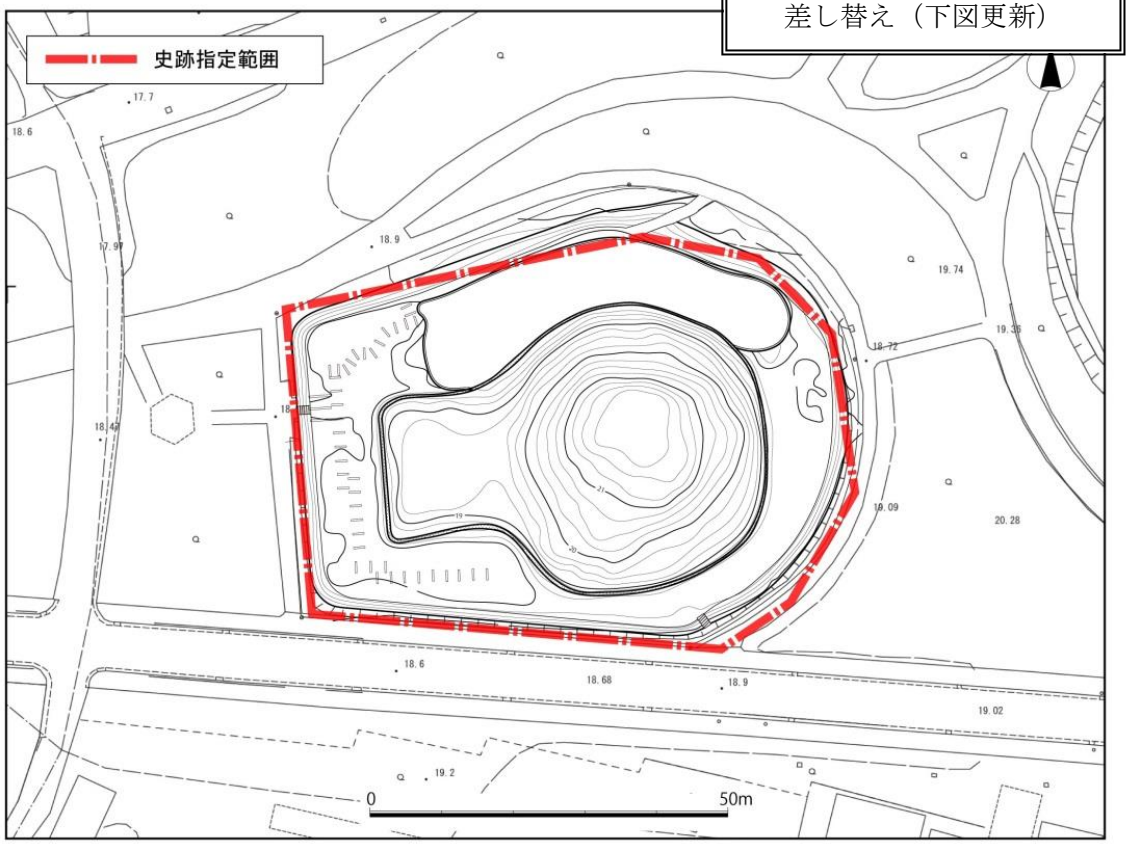

⑯寺山南山古墳　**指定説明文とその範囲**

種　　別　　：　史跡（古墳）

名　　称　　：　百舌鳥古墳群　寺山南山古墳

所　在　地　　：　堺市西区上野芝町１丁 314-1 , 309-1, 318-1, 338-4(ほか水路)

指定当時の説明　　：　百舌鳥古墳群と同じ。(24 頁参照)

履中(りちゅう)天皇陵古墳の北東側に位置する方墳である。平成１１年以降、４回の発掘調査とともに、レーダ探査が行われている。その結果、長辺約４５ｍ、短辺約３６ｍの長方形を呈することが判明した。墳丘は２段築成で周濠を有し、南西側では履中天皇陵古墳の周濠と共有していた可能性がある。出土した円筒埴輪と須恵器から５世紀初頭の築造と考えられる。

指　定　面　積　　：　4,154.75 ㎡

差し替え（下図更新）

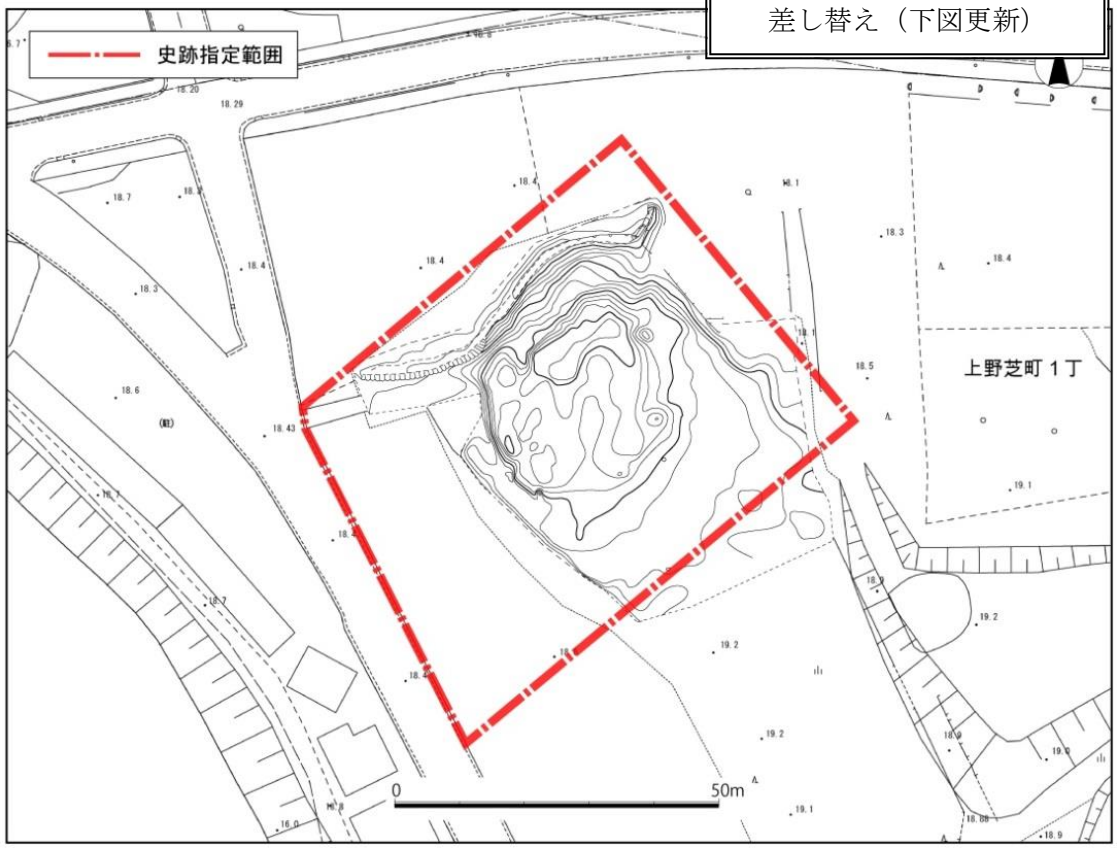

⑰七観音古墳　**指定説明文とその範囲**

種　　別　　：　史跡（古墳）

名　　称　　：　百舌鳥古墳群　七観音古墳

所　在　地　　：　堺市堺区旭ヶ丘北町５丁 226, 220-4, 220-5

指定当時の説明　　：　百舌鳥古墳群と同じ。(24 頁参照)

履中天皇陵古墳の北側に位置する円墳である。昭和５８年に測量及び発掘調査を実施し、その成果により、直径３２．５ｍの円墳であることが判明した。ただし、周濠の明瞭な痕跡が確認されていないことから、古墳築造当初から周濠が設けられなかった可能性がある。

指　定　面　積　　：　879.46 ㎡

差し替え（下図更新）

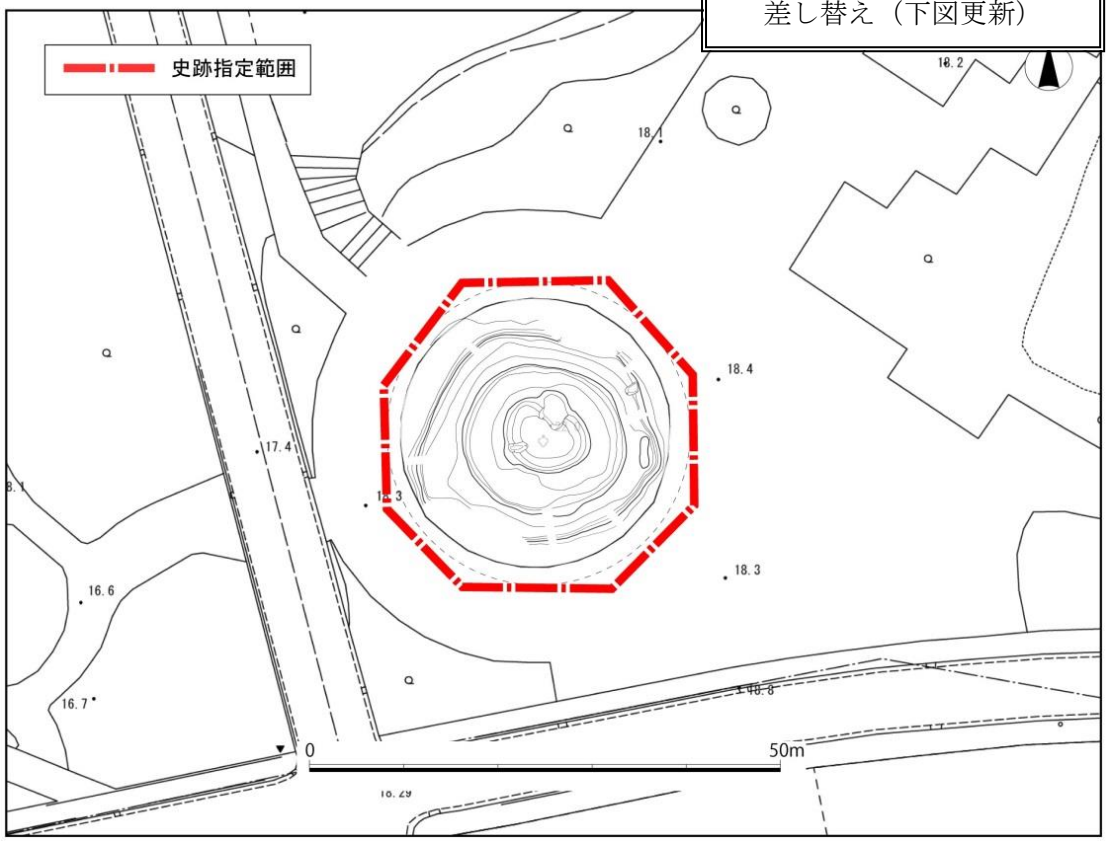

⑱御廟山古墳内濠（ごびょうやまこふんないごう）　指定説明文とその範囲

種　　別　　：　史跡（古墳）

名　　称　　：　百舌鳥古墳群　御廟山古墳内濠

所　在　地　　：　堺市北区百舌鳥本町一丁 20 番 1 外　1 筆

指定当時の説明　　：

大阪湾に面した台地上に所在する 4 世紀後半から 6 世紀前半にかけての超巨大前方後円墳から小円墳等で構成される。列島の古墳時代を考えるうえで重要な古墳群。現在 17 基が史跡に指定されている。今回、5 世紀前半と考えられる御廟山古墳の周濠部分を追加指定し名称を変更する。

指　定　面　積　　：　34,866.30 ㎡

資料２－４

⑲ニサンザイ古墳内濠（こふんないごう）　**指定説明文とその範囲**

種　　別　　：　史跡（古墳）

名　　称　　：　百舌鳥古墳群　ニサンザイ古墳内濠

所　在　地　　：　堺市北区百舌鳥西之町三丁４２０番１の一部外１筆

指定当時の説明　　：

4 世紀後半から 6 世紀前半にかけて築造された古墳群。列島最大の前方後円墳である仁徳天皇陵古墳を頂点に、前方後円墳、帆立貝形古墳、小型の円墳・方墳など様々な規模・形態の古墳からなる。ニサンザイ古墳の周濠部分を追加指定する

指　定　面　積　　：　61,349.29 ㎡

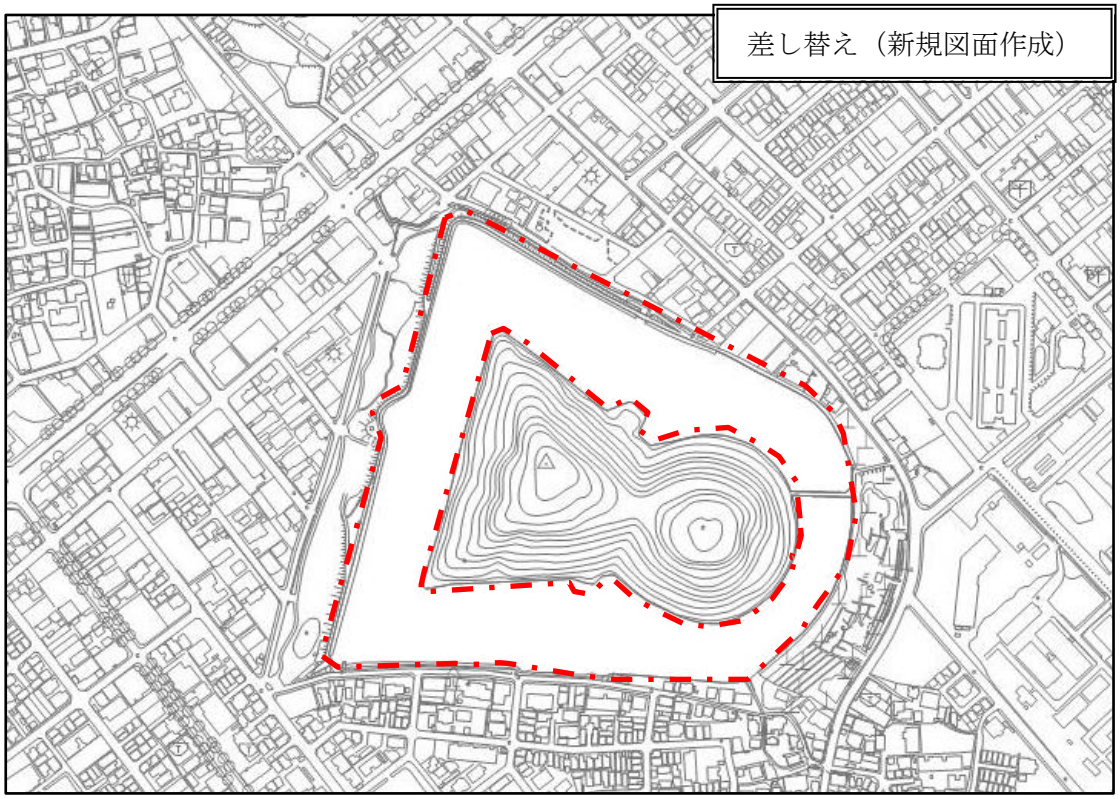

（旧保存管理計画　P31
指定地の現状）　を整理

（３）指定に至る調査成果　①歴史的調査

これまでの史跡百舌鳥古墳群に関する発掘調査の履歴は以下のとおりである。

昭和 60 年代までは周濠調査を中心に実施し、平成 12 年頃からは周濠調査に加えて、墳丘を調査し、近年は地中レーダ探査を実施し、各古墳の規模・内容を確認している。また、整備基本計画（第１期）に基づき、整備活用に向け史跡内の発掘調査を実施している。

史跡百舌鳥古墳群の調査履歴１（平成14年以前）

調査年	調査対象古墳	調査概要	(報告書刊行年)
昭和 47 年	いたすけ古墳 善右ヱ門山古墳	平板測量調査	(1974)
昭和 47 年	乳岡古墳	埋葬施設調査(発掘)	(2010)
昭和 56・57 年	銭塚古墳	墳丘裾・前方部調査（試掘）	(2009)
昭和 58 年	七観音古墳	周濠調査(発掘)	(2008)
	ドンチャ山古墳	周濠調査(発掘)	(1986)
	正楽寺山古墳	周濠調査(発掘)	(1986)
昭和 60 年	乳岡古墳	周濠調査(発掘)	(1986)
昭和 61 年	収塚古墳	周濠調査(試掘・立会)	(1989)
	旗塚古墳	周濠調査(発掘)	(1988)
昭和 62 年	御廟表塚古墳	周濠調査(発掘)	(1988)
平成 2 年	収塚古墳	周濠調査(試掘・立会)、外周・二重濠調査(試掘・立会)	(1996)
	塚廻古墳	外周・二重濠調査(試掘・立会)	(1996)
平成 3 年	御廟山古墳	二重濠調査（発掘）	(1994)
平成 5 年	長塚古墳	周濠調査(発掘)	(1994)
平成 6 年	長塚古墳	周濠調査(発掘)	(1995)
	御廟表塚古墳	周濠調査(試掘・立会)	(2008)
平成 6 年 平成 7 年	鏡塚古墳	墳丘・周濠調査(発掘)	(1996)
平成 9 年	収塚古墳	周濠調査(試掘・立会)	(1999)
平成 11 年	御廟表塚古墳	周濠調査(試掘・立会)、墳丘調査(試掘・立会)	(2008)
平成 11 年 平成 12 年	寺山南山古墳	墳丘調査(発掘)	(2002)
平成 12 年	善右ヱ門山古墳	範囲確認（発掘）	(2012)
	ニサンザイ古墳	外濠調査（発掘）	(2001)
平成 14 年	収塚古墳	周濠調査(発掘)	(2003)

資料２－４

史跡百舌鳥古墳群の調査履歴２（平成 15 年～平成 22 年）

調査年	調査対象	調査概要	(報告書刊行年)
平成 15 年	長塚古墳	墳丘調査(発掘)	(2005)
	収塚古墳	周濠調査(発掘)	(2004)
	文珠塚古墳	墳丘調査(発掘)	(2005)
平成 16 年	長塚古墳	墳丘調査(試掘)	(2006)
	文珠塚古墳	墳丘調査(発掘)	(2006)
	塚廻古墳	周濠調査(発掘)	(2005)
	善右ヱ門山古墳	墳丘調査(発掘)	(2005)
平成 17 年	長塚古墳	墳丘調査(試掘)	(2007)
	文珠塚古墳	墳丘調査(発掘)	(2007)
平成 18 年	収塚古墳	周濠調査(発掘)	(2008)
平成 19 年	長塚古墳	墳丘調査(発掘)	(2008)
	文珠塚古墳	墳丘調査(発掘)	(2008)
	旗塚古墳	外周・二重濠調査(試掘・立会)	(2008)
	グワショウ坊古墳	外周・二重濠調査(試掘・立会)	(2008)
	銭塚古墳	後円部墳丘・墳丘裾調査（発掘）	(2009)
平成 20 年	長塚古墳	墳丘調査(発掘)	(2009)
	収塚古墳	墳丘調査(発掘)、周濠調査(発掘)	(2009) 周濠のみ (2010) 墳丘・周濠
	文珠塚古墳	墳丘調査(発掘)	(2009)
	旗塚古墳	墳丘調査(発掘)、周濠調査(発掘)、地中レーダ探査	(2011)
	グワショウ坊古墳	墳丘調査(発掘)、周濠調査(発掘)、 地中レーダ探査、墳丘土質分析	(2009)
	ニサンザイ古墳	外濠調査（地中レーダ探査）	(2009)
	御廟山古墳	宮内庁との同時調査　墳丘・周濠調査（発掘調査）	(2011)
平成 21 年	乳岡古墳 塚廻古墳 収塚古墳 御廟表塚古墳	地中レーダ探査	(2010)
	長塚古墳 文珠塚古墳	地中レーダ探査	(2011)
	寺山南山古墳	墳丘調査(発掘)	(2010)
	ドンチャ山古墳	墳丘調査(発掘)	(2011)
	正楽寺山古墳	墳丘調査(発掘)	(2011)

資料２－４

史跡百舌鳥古墳群の調査履歴３（平成 22 年以降）

調査年	調査対象	調査概要	(報告書刊行年)
平成 22 年	寺山南山古墳	地中レーダ探査、　墳丘調査(発掘)	(2012)
平成 24 年	御廟表塚古墳	墳丘調査（発掘）	(2013)
	ニサンザイ古墳	墳端・濠調査（発掘）	(2018)
平成 25 年	ニサンザイ古墳	墳端・濠調査（発掘）	(2018)
平成 26 年	収塚古墳	濠調査（発掘）	(2016)
	ニサンザイ古墳	墳端・濠調査（発掘）	(2018)
平成 27 年	収塚古墳	墳丘・濠調査（発掘）	(2016)
	ニサンザイ古墳	濠調査（発掘）	(2018)
平成 28 年	寺山南山古墳	墳丘・濠調査（発掘）	(2018)
令和元年	御廟表塚古墳	墳丘・濠調査（発掘）	(2020)

各古墳の発掘調査成果は以下のとおりである。

新規

①いたすけ古墳　調査履歴

百舌鳥古墳群のほぼ中央にある前方部を西に向けた前方後円墳で、規模は、全長約146m、後円部径約 90m、高さ約 12.2m、前方部幅約 99m、高さ約 11.1m の 3 段築成で、南側のくびれ部に造出しを有する。古墳の周囲には盾形の周濠が巡り、濠の南側には堤が築かれている。周囲には善右ヱ門山古墳の他に、かつて播磨塚古墳、吾呂茂塚古墳が存在していた。埋葬施設は未確認である。葺石と埴輪が確認されている。史跡指定後の昭和 47 年に平板測量を実施し本古墳の規模を確認している。周提護岸設置工事に伴い範囲確認調査を実施し周堤の土層堆積状況により南側の堤は旧地形の地山を利用したものではなく盛土にて成形したことが確認できた。平成 14 年には周濠部堆積物測量調査を実施し堆積物の科学分析を行なった。また平成 24 年度より地元高校の協力で周濠の水質調査を実施し環境改善に取り組んでいる。

この古墳は、昭和 30 年（1955）頃に住宅造成のため破壊の危機に瀕したが、市民運動によって保存された経緯を持つ。当時、後円部から出土した衝角付冑型埴輪は、本市の文化財のシンボルマークになっている。

【調査履歴】

昭和 47 年　　平板測量

昭和 47 年　　前方部、南側くびれ部・後円部堤護岸工事に伴う現状変更範囲確認調査

昭和 57 年　　前方部、北側後円部堤護岸工事に伴う現状変更範囲確認調査

平成 14 年　　周濠部堆積物測量調査

【関係報告書】

堺市教育委員会「いたすけ古墳の測量調査報告」『堺市文化財調査報告』第 2 集　1974

堺市教育委員会「いたすけ古墳周提工事伴う調査」『堺市文化財調査報告』第 2 集　1974

差し替え（平成 29 年撮影）

平成 19 年
航空写真

昭和 17 年　航空写真

昭和 40 年代の様子（南西から）

衝角付冑型埴輪

いたすけ古墳に架けられた橋

②長塚古墳　調査履歴

長塚古墳は、前方部を西に向けた、全長 106.4m、後円部径 59.4m、後円部高 9.2m、前方部幅 75.2mの前方後円墳である。JR 阪和線百舌鳥駅の南西側、信太山台地上に位置し、かつては古墳の北・南側にそれぞれ谷が通っていたが、造成により埋められている。周濠は既に埋まり、墳丘に住宅が接している。かつては、長塚古墳の南側に狐塚古墳や茂右衛門山古墳が存在していた。平成 5・6 年の周濠調査により周濠の範囲を推定し、平成 16 年から 20 年に行われた墳丘調査により、墳丘は 2 段築成であり、南側の造出しは一段目のテラスより低い位置に設けていることが判明した。また、地中レーダ探査では、後円部の中央に石で築かれた埋葬施設の存在が推定された。出土した埴輪の特徴から、5 世紀中頃から後半の築造である。

【調査履歴】

平成 5 年　　周濠範囲確認調査　後円部北東
平成 6 年　　周濠発掘調査　　前方部西南
平成 15 年　　立会調査　周濠後円部東
平成 16 年　　墳丘範囲確認調査
平成 17 年　　墳丘範囲確認調査
平成 18 年　　墳丘範囲確認調査　前方部北側
平成 19 年　　墳丘範囲確認調査　後円部北側
平成 21 年　　地中レーダ探査　　墳丘

【関係報告書】

堺市教育委員会「長塚古墳」『平成 5 年度国庫補助事業発掘調査報告書』1994
堺市教育委員会「長塚古墳」『平成 6 年度国庫補助事業発掘調査報告書』1995
堺市教育委員会「平成 14・15 年度水道工事に伴う立会調査概要報告」『堺市文化財調査概要報告』第 107 冊　2005
堺市教育委員会「史跡長塚古墳」『平成 16 年度国庫補助事業発掘調査報告書』2005
堺市教育委員会「史跡長塚古墳」『平成 17 年度国庫補助事業発掘調査報告書』2006
堺市教育委員会「平成 18 年度国庫補助事業発掘調査報告」『百舌鳥古墳群の調査 1』2008
堺市教育委員会「平成 19 年度国庫補助事業発掘調査報告」『百舌鳥古墳群の調査 2』2009
堺市教育委員会「史跡長塚古墳の調査-地中レーダ探査-」『百舌鳥古墳群の調査 4』2011
堺市教育委員会「収塚古墳(OSZ-8・9)発掘調査報告書」『百舌鳥古墳群の調査 10』2016

差し替え（平成 29 年撮影）

平成 19 年　航空写真

昭和 17 年　航空写真

③収塚古墳　調査履歴

仁徳天皇陵古墳（大山古墳）の東南隅付近にある古墳で、後円部のみ史跡指定されている。信太山台地上に位置し、かつては古墳の北側に谷が通っていたが、造成により埋められている。現在、周濠は既に埋まり前方部は削平されているため、外観は円墳状を呈する。平成 14 年から同 20 年までに断続的に行われた周濠及び前方部の調査及び平成 20 年度の史跡内での確認調査、さらに平成 27 年の範囲確認調査により前方部を西に向けた、全長 59m、後円部径 42m、後円部高 4.1m、前方部幅 27mの帆立貝形前方後円墳であることが判明した。出土した埴輪や須恵器の特徴より仁徳天皇陵古墳（大山古墳）にやや遅れて築造された 5 世紀中頃の古墳であり、同古墳に付随する古墳と考えられている。

【調査履歴】

平成 14 年　　周濠発掘調査　　平成 15 年　　周濠発掘調査

平成 19 年　　周濠発掘調査

平成 20 年　　周濠・墳丘　発掘調査

平成 21 年　　地中レーダ探査

平成 27 年　　周濠・前方部裾　発掘調査

【関係報告書】

堺市教育委員会「史跡収塚古墳」『平成 14 年度国庫補助事業発掘調査報告書』2003

堺市教育委員会「平成元年度下水道工事に伴う発掘調査概要報告」『堺市文化財調査概要報告』第 54 冊　1996

堺市教育委員会「史跡収塚古墳の調査- OSZ-5 次調査-」『百舌鳥古墳群の調査 1』2008

堺市教育委員会「史跡収塚古墳の調査-OSZ-6 次調査-」『百舌鳥古墳群の調査 2』2009

堺市教育委員会「史跡収塚古墳の調査-地中レーダ探査・OSZ-7 次調査-」『百舌鳥古墳群の調査 3』2010

堺市教育委員会「収塚古墳(OSZ-8・9)発掘調査報告書」『百舌鳥古墳群の調査 10』2016

平成 29 年
航空写真

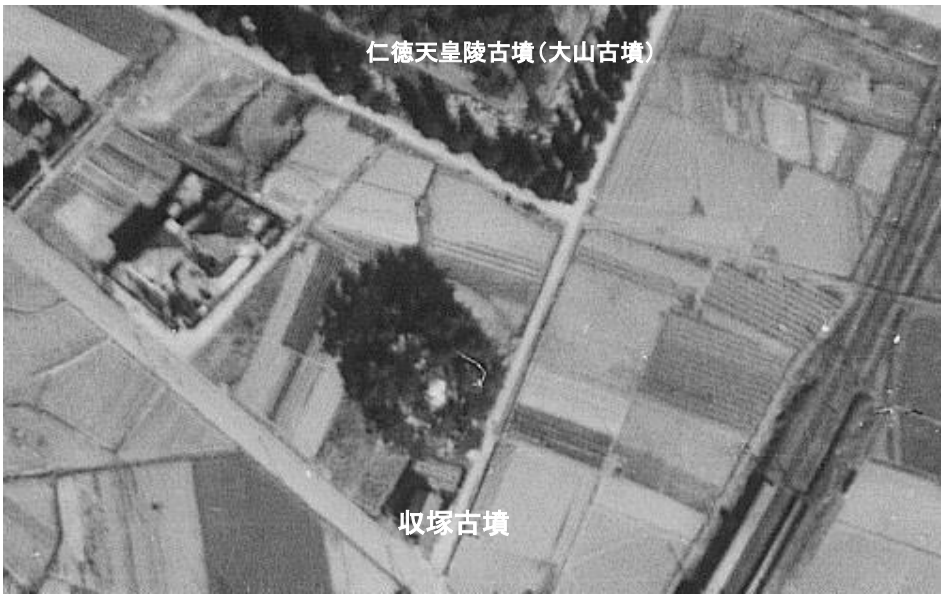

昭和 17 年　航空写真

後円部テラスの埴輪列（北東から）

前方部墳端の葺石（西から）

④塚廻古墳　調査履歴

直径 32m、高さ 4.2mの円墳で仁徳天皇陵古墳（大山古墳）の外周にある。明治 45 年（1912）に調査が行われ、埋葬施設と埴輪列を確認した。埋葬施設からは、銅鏡 2 面や刀剣とともに硬玉・碧玉・ガラス玉のほか、滑石で作られた勾玉・管玉・臼玉などの玉類が多数出土している。平成 21 年（2009）に実施した地中レーダ探査では、明治 45 年調査時の調査区が確認された。帆立貝形前方後円墳の可能性も指摘されていたが、その後の調査により円墳である可能性が高まり、南側を中心に濠の輪郭を推定できる。

【調査履歴】

明治 45 年（1912）　主体部他　発掘調査
平成元年（1989）　周濠　立会調査
平成 16 年（2004）　周濠　範囲確認発掘調査
平成 21 年（2009）　地中レーダ探査

【関係報告書】

大道弘雄「大仙陵畔の大発見（上）」『考古学雑誌』第 2 巻第 12 号　1912
大道弘雄「大仙陵畔の大発見（下）」『考古学雑誌』第 3 巻第 1 号　1912
堺市教育委員会「平成元年度下水道工事に伴う発掘調査概要報告」『堺市文化財調査概要報告』第 54 冊　1996
堺市教育委員会「史跡塚廻古墳」『平成 16 年度国庫補助事業発掘調査報告書』2005
堺市教育委員会「史跡塚廻古墳の調査-地中レーダ探査-」『百舌鳥古墳群の調査 3』2010

差し替え（平成 29 年撮影）

平成 19 年　航空写真

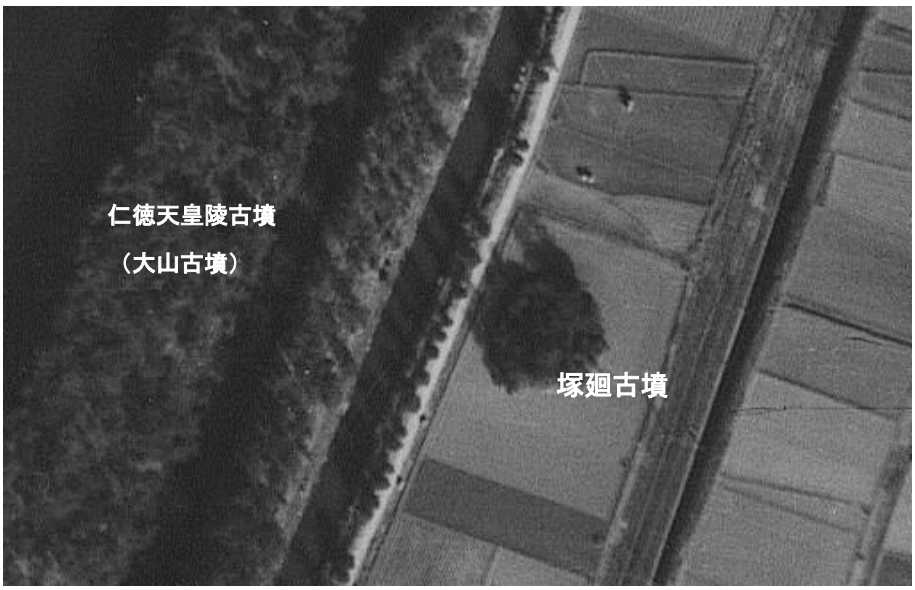

昭和 17 年　航空写真

⑤文珠塚古墳　調査履歴

文珠塚古墳は、履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)の位置する南方、石津川の支流である百済川を隔てた丘陵上に独立して立地し、現在の標高で 26m という古墳群でも最高所に築かれた前方部を西に向けた前方後円墳である。

平成 16 年度から平成１９年度にかけて実施した範囲確認調査により墳丘規模や形状の復元にあたっての資料を得、周濠は当初からなく掘割り状遺構の存在が認められた。平成 21 年(2009)には地中レーダ探査を実施し、当古墳が二段築成で、範囲確認調査で確認された掘割り状の遺構が全周していることを推定できた。

【調査履歴】

平成 16 年(2004)　　墳丘範囲確認発掘調査
平成 17 年(2005)　　墳丘範囲確認発掘調査
平成 18 年(2006)　　墳丘範囲確認発掘調査
平成 19 年(2007)　　墳丘範囲確認発掘調査
平成 21 年(2009)　　地中レーダ探査

【関係報告書】

堺市教育委員会「史跡文珠塚古墳」『平成 16 年度国庫補助事業発掘調査報告書』2005
堺市教育委員会「史跡文珠塚古墳」『平成 17 年度国庫補助事業発掘調査報告書』206
堺市教育委員会「平成 18 年度国庫補助事業発掘調査報告」『百舌鳥古墳群の調査 1』2008
堺市教育委員会「平成 19 年度国庫補助事業発掘調査報告」『百舌鳥古墳群の調査 2』2009
堺市教育委員会「史跡文珠塚古墳の調査-地中レーダ探査-」『百舌鳥古墳群の調査 4』2011

差し替え（平成 29 年撮影）

平成 19 年　航空写真

昭和 17 年　航空写真

昭和 36 年頃の古墳近景（南西から）

⑥丸保山古墳　調査履歴

仁徳天皇陵古墳（大山古墳）の北西側、信太山台地の西端に位置し、同古墳に付随する古墳の可能性を有する。墳丘は、全長 87m、後円部径 60m、後円部高 10.3m、前方部幅 40m の前方部を南に向けた帆立貝形前方後円墳である。史跡指定前の調査はなく、平成 29 年度、宮内庁が墳丘の保全を目的に墳丘外表面調査並びに現位置を保っている露出円筒埴輪列の調査を実施し、調査前～後の宮内庁と地元自治体との円滑な連携がおこなわれた。

【調査履歴】

平成 29 年　後円部墳丘発掘調査　宮内庁

【関係報告書】

宮内庁書陵部「平成 28 年度　墳丘外表面調査の成果報告」『書陵部紀要』第 69 号　平成 29 年度

差し替え（平成 29 年撮影）

平成 19 年　航空写真

昭和 17 年　航空写真

⑦乳岡古墳　調査履歴

百舌鳥古墳群の南西部、信太山台地の西端に位置し、石津川に向かって開口する旧河谷あるいは流路の浸食から免れた微高地に築かれている。

墳頂部に残る平坦面は、昭和４０年打までに所在した寺の建築に切り盛りによる造成昭和 47 年(1972)に最上段部の名残りと考えられる後円部中央に残る高まりの調査を実施し、長持形石棺が残っていることが確認され、石棺の周辺から多数の腕輪形石製品(鍬形石 3 個体、車輪石 18 個体、異形石製品 1 個体)が出土している。石棺は埋め戻され流出防止のため土砂の上にモルタルが貼られている。周濠は埋没しているが昭和 60 年(1985)、後円部西側で宅開発に先立つ発掘調査を実施し約３０m の幅の濠を検出した。平成 21 年(2009)には墳丘後円部側斜面で墳丘崩落状況の確認のため墳丘構築層の上面までの緊急調査を実施し、表土には草の根が密に蔓延っており、比較的安定していることを確認した。また、同年地中レーダ探査を実施し、当古墳が三段築成であることを推定できる成果を得た。

【調査履歴】

昭和 47 年(1972)	埋葬施設発掘調査	堺市教育委員会
昭和 60 年(1985)	宅地開発に先立つ周濠発掘調査	堺市教育委員会
平成 21 年(2009)	地中レーダ探査	堺市教育委員会

【関係報告書】

堺市教育委員会「百舌鳥古墳群発掘調査報告」『堺市文化財報告第 25 集』1986
堺市教育委員会「史跡乳岡古墳の調査-地中レーダ探査-」『百舌鳥古墳群の調査 3』2010

差し替え（平成 29 年撮影）

平成 19 年　航空写真

昭和 17 年　航空写真

腕輪形石製品出土状況

石棺出土状況（南から）

石棺実測図

石棺出土状況（東から）

⑧御廟表塚古墳　調査履歴

昭和 62 年度に造成工事に伴い後円部南東側の濠の発掘調査を実施し、幅 9.6m、深さ 1.45m の濠を確認した。平成 6 年には宅地開発に伴う確認調査を実施し、前方部前面の濠の外肩の位置を推定することができた。平成 11 年度には住宅開発に伴って削平された前方部及びくびれ部の確認・立会い調査を実施し前方部北側の濠を確認したほか、くびれ部で東西方向に 2 個体並んだ円筒埴輪を検出した。平成 20 年の地中レーダ探査では、後円部中央に埋葬施設が存在する可能性が高まった。また、平成 24 年度の発掘調査では後円部は 2 段築成であり、テラスに埴輪列が並び二段目斜面の裾と葺石を検出した。これらの調査成果により、本古墳の全長は 84.8m、後円部径は 67.6m、前方部幅は 342.0m となり周濠を含めた全長は 97.0m と復元できた。築造時期は、円筒埴輪の年代観より 5 世紀後半である。令和元年に古墳主軸線上での調査を加え本古墳の復元の再検討ができた。

【調査履歴】

昭和 62 年(1987)　周濠部分発掘調査　堺市教育委員会

平成 20 年　地中レーダ探査

平成 24 年　墳丘・周濠調査　令和元年　主軸線上で確認調査

【関係報告書】

堺市教育委員会「御廟表塚古墳-周濠跡東南隅地点-」　『昭和 62 年国庫補助事業発掘調査報告書』1988

堺市教育委員会「御廟表塚古墳」『百舌鳥古墳分の調査 1』2008

堺市教育委員会「御廟表塚古墳の調査-地中レーダ探査-」『百舌鳥古墳群の調査 3』201

堺市教育委員会「御廟表塚古墳の調査(GBY-2)発掘調査報告書」『百舌鳥古墳群の調査 7』2013

堺市教育委員会「御廟表塚古墳の調査(GBY-3)の調査」『百舌鳥古墳群の調査 14』2020

差し替え（平成 29 年撮影）

平成 19 年　航空写真

昭和 17 年　航空写真

テラスの埴輪列と第 2 段斜面の葺石
（口縁部北東側、北東から）

前方部と後円部を区切る埴輪列
検出状況（北から）

⑨ドンチャ山古墳　調査履歴

ドンチャ山古墳は、信太山台地上の美濃川北岸に位置する、直径 26m、現況高 2.2mの円墳である。陵南中央公園にあり、正楽寺山古墳と接するように築造されている。また西側にはかつて平井塚古墳が存在していた。昭和 57 年度に公園整備にあたって確認調査を実施し、古墳の可能性は高いものの墳丘裾近くに後世の盛土が加えられている可能性が指摘された。平成 21 年度の調査では、墳丘は 2 段築成であり、盛土の構築方法天地返しによるうろこ状層序を確認し、古墳であることが確定した。直径 26m の円墳で、古墳築造時期は 6 世紀前半の築造である可能性が高い。本墳をはじめ、正楽寺山古墳やかつて存在したとされる平井塚古墳、文山古墳とともに美濃川に向かって下降を開始する傾斜変換点付近の段丘面に近接して、一列に並ぶように配置され、独立した小さな群を形成しているかに見える。これらの古墳と美濃川を挟んだ対岸には、百舌鳥古墳群の築造に関与した技術者集団の集落跡と考えられている、土師遺跡がある。本墳や近接する古墳は、古墳築造技術者集団が当地に集落を構えた古墳であり、百舌鳥古墳群の終焉を示す現存する古墳である。

【調査履歴】

昭和 57 年(1982)　公園整備に伴う発掘調査　堺市教育委員会

平成 21 年　墳丘範囲確認調査

【関係報告書】

堺市教育委員会「百舌鳥古墳群発掘調査報告」『堺市文化財補調査報告第 25 集』1986

堺市教育委員会「ドンチャン山 2 号墳の調査-DN2-2 次調査-」『百舌鳥古墳分の調査 4』2011

堺市教育委員会「附章(補遺)ドンチャ山古墳と正楽寺山古墳の復元案について」『百舌鳥古墳群の調査 7』2013

差し替え（平成 29 年撮影）

平成 19 年　航空写真

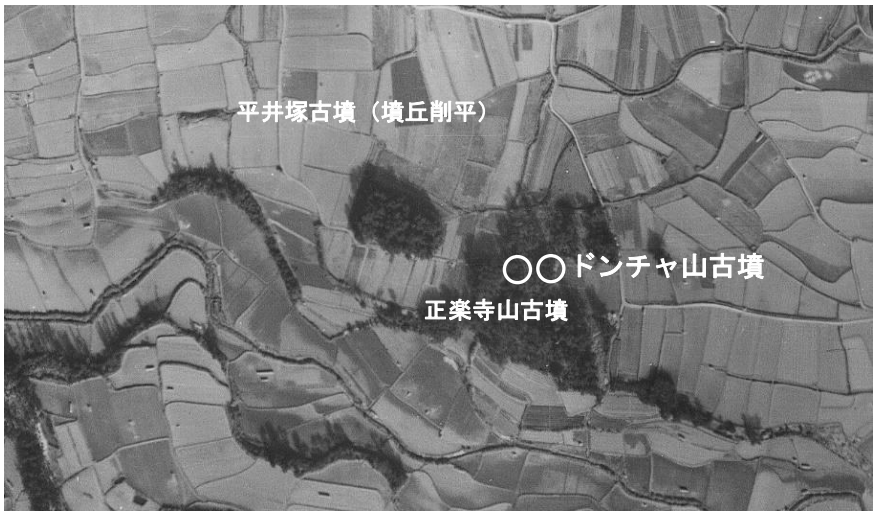

昭和 17 年 航空写真

墳丘北側斜面墳丘盛土（北から）

⑩正楽寺山古墳　調査履歴

正楽寺山古墳は、信太山台地上の美濃川北岸に位置する、直径 16m、現況高 1.4mの円墳である。陵南中央公園にあり、ドンチャ山古墳と接するように築造されている。

昭和 57 年度に公園整備にあたり確認調査が実施された。古墳本来の墳丘盛土が確認できず、古墳である確証は得られなかった。平成 21 年度の範囲確認調査で古墳と判断できる墳丘盛土を検出した。また、墳頂部に墓壙の可能性が高い落ち込みを検出した。これらの成果より、濠幅約 3.4m 以上、径 16m 前後を測るに２段築盛の円墳と復元できた。出土遺物から、6 世紀前半でも中ごろに近い頃の築造である。

【調査履歴】

昭和 57 年(1982)　公園整備に伴う発掘調査　堺市教育委員会

平成 21 年　墳丘範囲確認調査

【関係報告書】

堺市教育委員会「百舌鳥古墳群発掘調査報告」『堺市文化財補調査報告第 25 集』1986

堺市教育委員会「正楽寺山古墳の調査-SRJ-2 次調査-」『百舌鳥古墳分の調査 4』2011

堺市教育委員会「附章(補遺)ドンチャ山古墳と正楽寺山古墳の復元案について」『百舌鳥古墳群の調査 7』2013

差し替え（平成 29 年撮影）

平成 19 年　航空写真

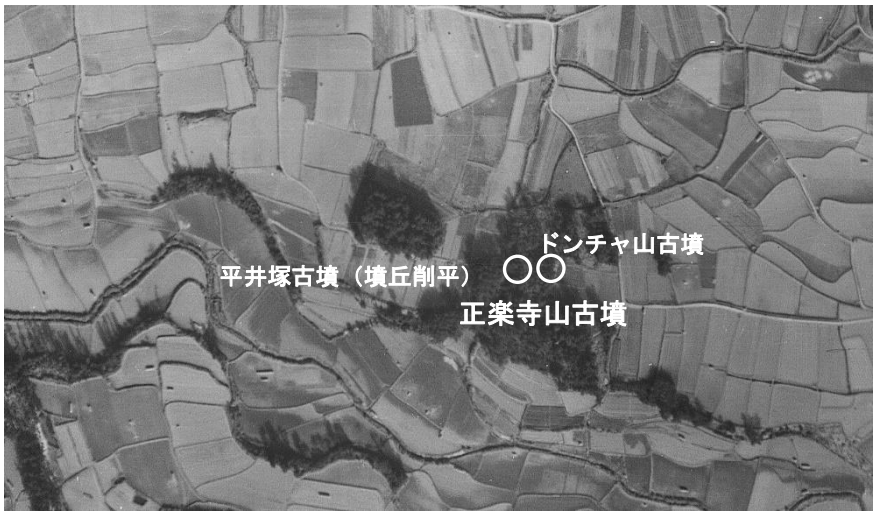

昭和 17 年　航空写真

墳丘盛土（東から）

⑪鏡塚古墳　調査履歴

仁徳天皇陵古墳（大山古墳）の東側、信太山台地上に位置する。昭和７年に着工した土地区画整理により周辺は盛土され墳丘頂部のみ露出している。平成６年、７年の発掘調査により、墳丘盛土の裾部及び周濠を検出したことより直径 26m の円墳であることが確認できた。周濠より出土した遺物より築造時期は５世紀中頃である。

【調査履歴】

平成６年　　周濠発掘調査　　堺市教育委員会

平成７年　　墳丘・周濠発掘調査

【関係報告書】

堺市教育委員会「鏡塚古墳-KGZ-1･2 地点」『平成 7 年度国庫補助事業発掘調査報告書』1996

平成 19 年　航空写真

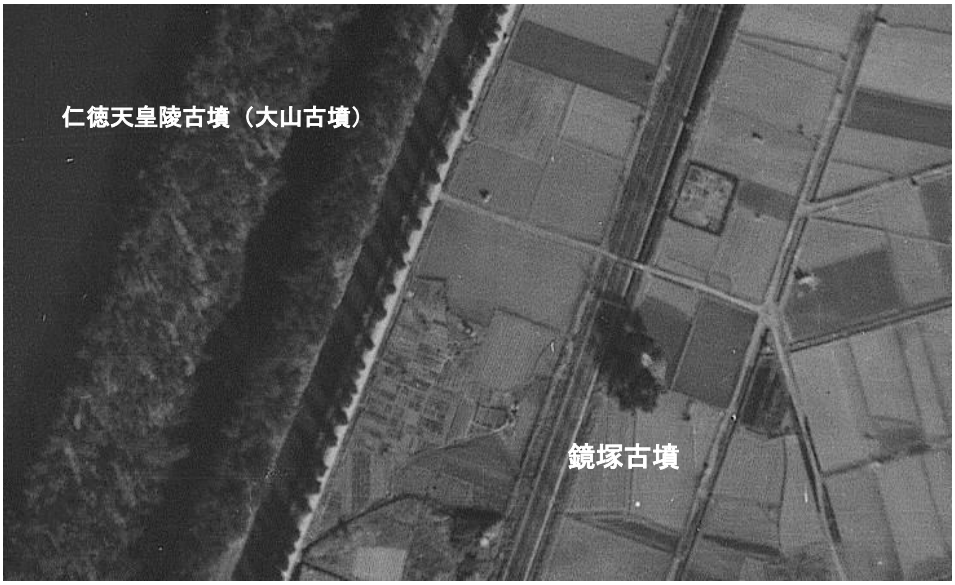

昭和 17 年　航空写真

墳丘裾・周濠
（南東から）

周濠検出状況（北から）

⑫善右ヱ門山古墳　調査履歴

善右ヱ門山古墳は、信太山台地上の百舌鳥川北岸に位置する、一辺 28m、現況高 2.4m の方墳である。いたすけ古墳の外堤と接するように築造されていることから、かつて存在していた播磨塚古墳、吾呂茂塚古墳とともに同古墳に付随する古墳と考えられる。古墳北側及び西側は道路により、南側は造成により墳丘が削平されている。

平成 6 年度に本古墳といたすけ古墳との間の道路で下水道管敷設工事に伴う立会調査を実施したものの本古墳に関する遺構は検出していない。平成 12 年度には、墳丘のテラスを 2m間隔で巡る円筒埴輪を 2 か所で確認した。また墳丘周囲には堀などの区画施設を有さないことを確認した。続いて平成 15 年度には平成 12 年度に検出した埴輪列に直線的に伸ばした延長上で源一を保つ円筒埴輪を検出したことから一辺 28mの方墳として復元できた。埴輪・須恵器の出土遺物より築造時期は 5 世紀前半で、いたすけ古墳と同時期である。

【調査履歴】

平成 6 年度　　下水道管敷設工事に伴う立会調査

平成 12 年度　　墳丘範囲確認調査

平成 15 年度　　墳丘範囲確認調査

【関係報告書】

堺市教育委員会　「平成 5 年度・6 年度　下水道工事に伴う立会調査概要報告」『堺市文化財調査概要報告第 54 冊』1996

堺市教育委員会　「善右ヱ門山古墳」『平成 16 年度国庫補助事業発掘調査報告書』2005

堺市教育委員会　「善右ヱ門山古墳の調査」『百舌鳥古墳群の調査６』2012

平成 19 年　航空写真

昭和 17 年　航空写真

埴輪列検出状況（南から）

⑬銭塚古墳　調査履歴

百舌鳥古墳群の中央部、いたすけ古墳の北西方にあり、全長 72m、現況高 2.0m、後円部径 54m、前方部幅約 44mの前方部を西に向けた帆立貝形前方後円墳である。墳丘は後円部二段目上方並びに前方部が削平されているために、現状では扁平な円墳のような外観を呈している。明治 18 年から大正 4 年までの間に前方部が削平された。昭和 56・57 年度に実施された範囲確認調査では、墳丘が全長 72.5m、後円部径約５４m、前方部幅約４４mの規模と推定された。さらに平成１９年度で行った発掘調査で、一段目テラスと考えられる部分で原位置を保つ円筒埴輪列が検出された。また、前方部南西隅のコーナーと推測される地山の段差が検出され、規模が判明した。埋葬施設は未確認で副葬品は不明確である。なお、濠は確認されていない。出土した埴輪より、5 世紀後半の築造と推測できる。

【調査履歴】

昭和 56・57 年度　範囲確認調査　大阪府教育委員会

平成 19 年度　　周濠・墳丘調査

【関係報告書】

大阪府教育委員会　『銭塚古墳-大阪府立堺支援学校福祉整備事業に伴う発掘調査 - 』大阪府埋蔵文化財調査報告 2008-5　2009

差し替え（平成 29 年撮影）

平成 19 年　航空写真

昭和 17 年　航空写真

墳丘盛土（北西から）

⑭グワショウ坊古墳　調査履歴

大仙公園内、旗塚古墳の東側にある長軸（東西）61m、短軸（南北）56m、現況高 3.5mの卵形の円墳で、墳丘は 2 段築成と考えられる。周囲には濠が巡り、葺石と埴輪が検出されているが、埋葬施設の構造や副葬品は不明である。昭和 50 年代の公園造成時には、既に墳丘上部は削平され平らであった。現状は、公園整備がなされ公園の一部となっている。谷を挟んで北東側には、かつて鳶塚古墳、原山古墳が存在していた。

円墳で径約 61mという大きさは、仁徳天皇陵古墳（大山古墳）に接する径 62mの大安寺山古墳に次ぐ大きさで、全国でも有数である。同古墳の西側には旗塚古墳が位置し、更に、谷を挟んで北東側には、かつて鳶塚古墳、原山古墳が存在していた。

平成 19 年度の範囲確認調査では、濠から外側における削平が顕著であるものの、古墳の濠埋土は比較的良好に残存する可能性が高いことを確認した。また、平成 20 年度の範囲確認調査では、西側が張り出した卵形を呈する墳形であること、墳丘には天地返しとも呼ばれる鱗状層序(うろこじょうそうじょ)による盛土を採用していることが判明した。更に、盛土の土壌分析により古墳築造前は周辺に水田耕作地が存在する可能性があること、盛土は採土前に火入れを行うなどの準備がなされていたことが判明した。遺物は原位置を留めない円筒埴輪、形象埴輪、須恵器、ミニチュア鉄鍬が出土した。これらの出土遺物から 5 世紀後半の築造と考えられる。

【調査履歴】

平成 19 年度　　墳丘・周濠　　地中レーダ探査

平成 19 年度　　周濠・堤　　範囲確認調査

平成 20 年度　　墳丘・周濠　　範囲確認調査

【関係報告書】

堺市教育委員会　「グワショウ坊古墳」『百舌鳥古墳群の調査 1』2008

堺市教育委員会　「グワショウ坊古墳-GWS－2 次-」『百舌鳥古墳群の調査 2』2009

平成 19 年　航空写真

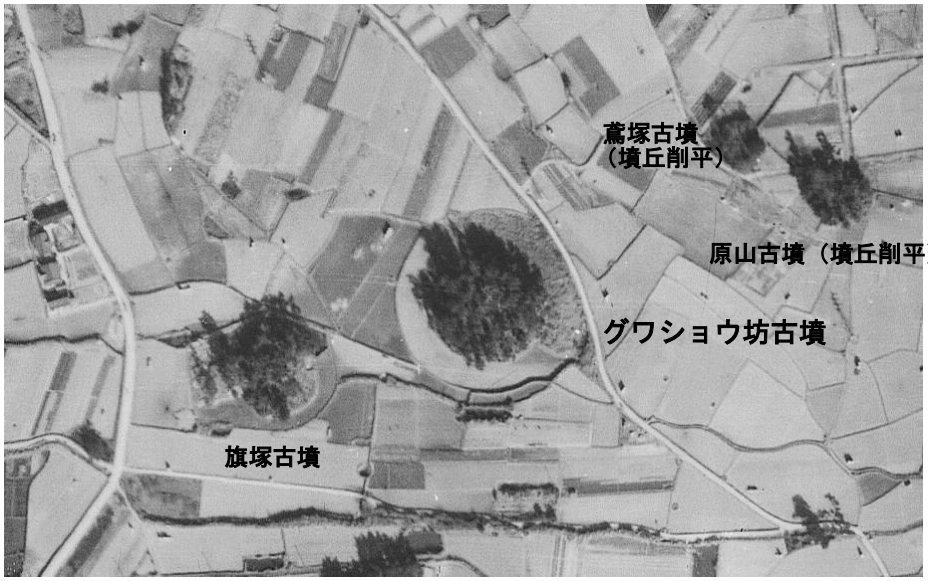

昭和 17 年　航空写真

墳丘盛土（西から）

⑮旗塚古墳　調査履歴

百舌鳥古墳群の中央部、前方部を西に向けた帆立貝形前方後円墳である。後円部東側や前方部西側では第 1 斜面から墳丘裾へ至る墳丘盛土の一部が削平されているものの墳丘北側は比較的良好に残っている。同古墳の西側にはグワショウ坊古墳が位置する。

昭和 61 年度に実施された古墳整備工事に伴う立会調査では、石見型埴輪（いわみがたはにわ）を採集している。平成 19 年度に実施した濠の範囲確認調査（第 1 次調査）で、濠幅は前方部側約 5.9m、後円部側約 5.2mとなることが分かった。また、幅 3.4mの蒲鉾状に盛り上がる段丘相当層の高まりが数か所で認められ、周囲に葺石と埴輪列を備えた堤の存在が推定できた。平成 20 年度は、周濠内の調査（第 2 次調査）と墳丘内の調査（第 3 次調査）を実施した。調査では埴輪列と第 1 斜面に原位置を保つ葺石が残存することが確認できた。また、墳丘は 2 段築成で墳丘長 57.9m、後円部径（最大）41.5m、前方部長 24.7mの規模が復元できた。さらに、くびれ部後円部寄りで葺石を伴う約 12.5mの幅で外方へ張り出す造り出しを有すること等、墳丘の形状を復元する貴重な資料を得た。埋葬施設の構造や副葬品の内容は不明で、円筒埴輪、石見型埴輪より 5 世紀代の築造である。

濠は、盾形に巡り周囲に葺石と埴輪列を備えた幅 3.4mの堤が存在する可能性が高い。大仙公園内都市緑化植物園として位置づけられ、植物の自然の生態系を観察する森林推移実験見本園として修景されている。

【調査履歴】

昭和 61 年　公園整備工事に伴う立会調査

平成 19 年　濠・堤　確認調査

平成 20 年　墳丘・周濠　調査

平成 21 年　墳丘・周濠　レーダ探査

【関係報告書】

堺市教育委員会　「旗塚古墳発掘調査報告書」『堺市文化財調査報告第 39 集』1988

堺市教育委員会　「旗塚古墳」『百舌鳥古墳群の調査 1』2008

堺市教育委員会　「旗塚古墳の調査-HTT-2 次・HTT-3 次調査-」『百舌鳥古墳群の調査 4』2011

差し替え（平成 29 年撮影）

平成 19 年　航空写真

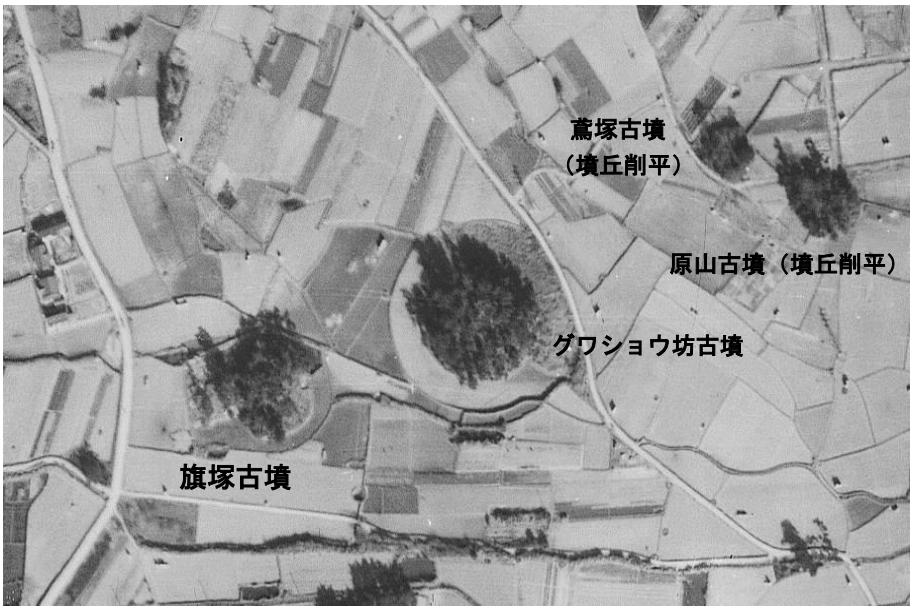

昭和 17 年　航空写真

造り出し検出状況（西から）

⑯寺山南山古墳　調査履歴

百舌鳥古墳群の中央部、履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）の後円部側外周にあり、同古墳に付随する古墳と考えられる。墳丘は二段築成の方墳で、現況高は3.0ｍである。昭和36年頃に墳丘上に住宅が建設された際に、比高差４ｍ以上は残存していた墳丘は削平を受け、約半分の墳丘高になっている。大仙公園の整備計画を見据えて、平成11年度（第１次調査）から平成22年度までの４次にわたる範囲確認調査により、長辺44.8m、短辺36.3mの長方形を呈し、二段築成で比高差４ｍ以上の方墳に復元できた。築造時期は、わが国で最古段階の須恵器が出土していることより５世紀初頭と推測できる。第１次調査では墳丘西隅において天地返しによる鱗状層序からなる墳丘盛土が確認され、墳丘範囲の一端が明らかとなった。また、墳丘の北東・南東側で濠と推測される区画遺構を検出した。平成12年度に実施した第２次調査では、墳丘北隅付近の北東辺で墳丘のテラスと下段斜面、およびテラス上に直線的に樹立した円筒埴輪列を検出した。さらに、南東辺で直線的につながる濠を検出し、方墳であることが確定した。平成20年度に実施した第３次調査では、墳丘北西辺でテラス面と円筒埴輪列を検出し、墳丘テラス北隅の位置が確定した。平成22年度には地中レーダ探査を実施し、埋葬主体部に相当する反射面は得られなかったが、墳丘上のテラスや周囲の濠の位置を示す反射面を得られた。その成果に基づき実施した第４次調査では、墳丘南東辺のテラス上で上段斜面葺石とその基底石、原位置を保つ円筒埴輪列、下段斜面上の葺石を検出し、墳丘端から２段目斜面までの形状が明らかとなった。また、南西側の堀は履中天皇陵古墳の外周溝と共有していた可能性が高いことが判明した。

史跡指定後、保存管理計画並びに整備計画を策定し、史跡百舌鳥古墳群における本格的な整備を寺山南山古墳から実施することになり、より詳細な当該古墳の資料を得るため平成28年度に第５次調査を実施した。墳丘の規模は、短辺39.2m（南辺）と39.25m（北辺）、長辺44.0m（西辺）と44.7m（東辺）に復元できた。東辺では造り出しを確認し、造り出し及び第１段テラスから囲形埴輪、家形埴輪、土師器、須恵器、土玉状製品が出土したことから、造り出しと第１段テラスで形象埴輪や土器を用いた祭祀が行われたことを確認できた。

【調査履歴】

平成11年　墳丘裾、周濠調査（第１次調査）

平成12年　墳丘裾調査（第２次調査）

平成20年　墳丘北側調査（第３次調査）

平成22年　レーダ探査

平成23年　墳丘・周濠東南・西南側調査（第４次調査）

平成28年　史跡整備に先立つ確認調査　墳丘南側、濠東側調査（第５次調査）

【関係報告書】

堺市教育委員会「寺山南山古墳 TYM－2 地点・堺市上野芝 1 丁 992 他」『平成 13 年度国庫補助事業発掘調査報告書』2002

堺市教育委員会「寺山南山古墳 TYM－3 次調査」『百舌鳥古墳群の調査 3』2010

堺市教育委員会「寺山南山古墳の調査」『百舌鳥古墳群の調査 6』2012

堺市教育委員会「寺山南山古墳 TYM－5 発掘調査報告書」『百舌鳥古墳群の調査 12』2018

平成 19 年　航空写真

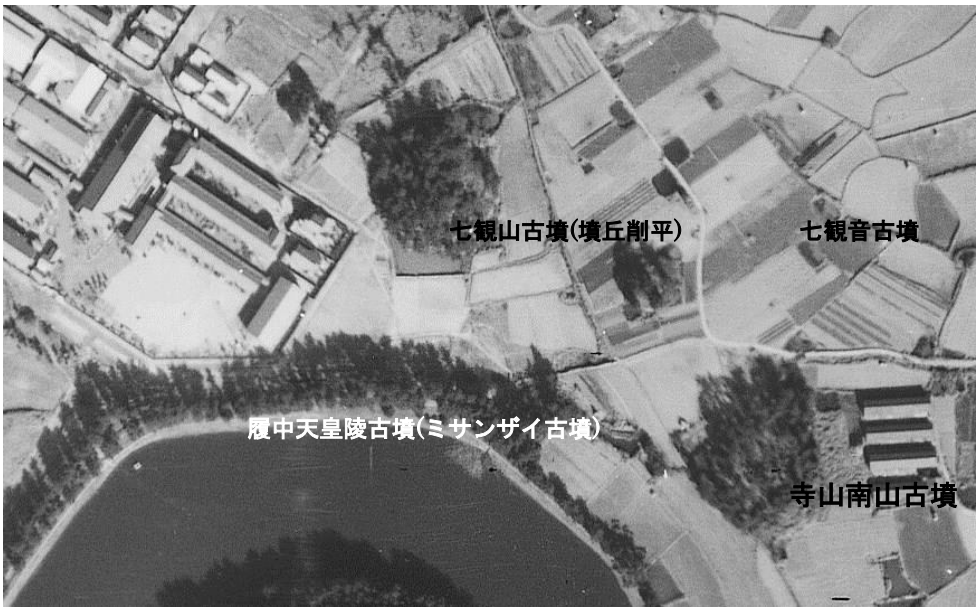

昭和 17 年　航空写真

墳丘側一段目テラスと上段斜面検出状況

囲形埴輪・家形埴輪出土状況

囲形埴輪・家形埴輪

⑯七観音古墳　調査履歴

履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）の外周にあり、同古墳に付随する現況高 3.0ｍの円墳と考えられる。寺山南山古墳や、かつて存在していた七観山古墳とともに履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）に付随する古墳と考えられる。埋葬施設は、未調査のため不明であるが、碧玉製の琴柱形石製品が出土したといわれている。昭和 58 年での公園整備に伴う測量及び発掘調査では、墳丘盛土と墳丘裾の可能性のある地山の立ち上がりを確認し、直径 32.5ｍの円墳に復元できる。濠の明瞭な肩や堆積層は検出されていないことから、古墳築造当初から明瞭な濠は設けられなかった可能性がある。

【調査履歴】

昭和 58 年　公園整備に伴う発掘調査

【関係報告書】

堺市教育委員会「七観音古墳」『百舌鳥古墳群の調査 1』2008

差し替え（平成 29 年撮影）

平成 19 年　航空写真

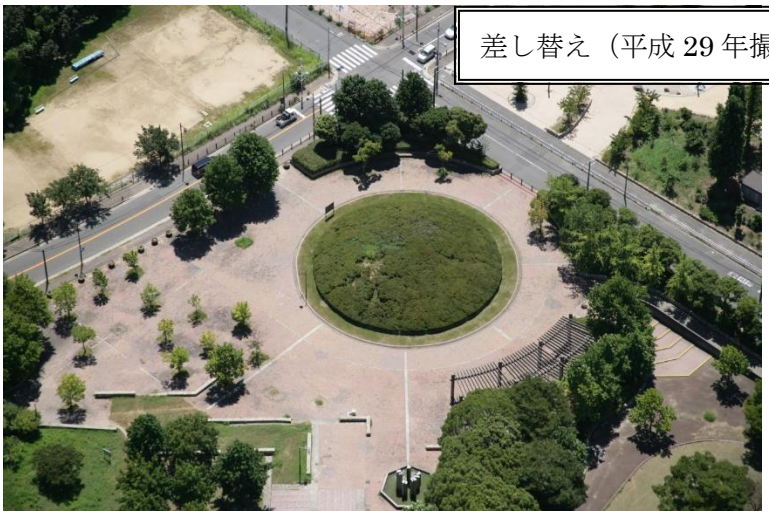

昭和 17 年　航空写真

昭和５８年　調査（墳丘裾部分）

⑱御廟山古墳内濠　調査履歴

御廟山古墳は百舌鳥古墳群の中央部に位置し、墳丘長 203m、後円部高 18.3mを測る、百舌鳥古墳群では 4 番目の規模を誇る前方後円墳である。埋葬施設や副葬品はわかっていない。墳丘は三段に築かれ、くびれ部南側に造り出しが設けられている。墳丘の周りには御廟池と呼ばれる盾形の濠と堤が残る。かつては二重に濠が巡らされ、周囲には現存する万代山古墳のほか、滑石製石製品などの出土で知られるカトンボ山古墳など陪塚と考えられる古墳が数基あった。

平成 3 年度、百舌鳥三陵周遊路建設工事に先立ち実施した後円部側の発掘調査では、二重に巡らされた濠を確認した。また、平成 6 年度に下水道管敷設工事に伴う前方部側の立会調査でも二重濠の存在が確認された。平成 20 年度、宮内庁と堺市が同時調査を実施した。その結果、墳丘の規模を墳丘長 203m、後円部径 113m、前方部最大幅 136mと復元した。下段テラスでは高さ 75ｃｍ前後の円筒埴輪が隙間無く並んで出土し、造り出しの上面やその周辺からは多種多様な形象埴輪が出土した。なかでも、最大級の囲形埴輪と神社建築に通じる造形の家形埴輪が注目される。また、ミニチュア土器や生焼けの須恵器とともに魚や笊（ざる）を表した土製品などが出土したことは、造り出しで行われた儀礼の一端を示すと考えられる。これら出土した遺物から、仁徳天皇陵古墳（大山古墳）に先行する 5 世紀前半の築造とした。

【調査履歴】

平成 3 年度　　後円部側　二重濠発掘調査

平成 6 年度　　前方部側　二重濠立会調査

平成 20 年度　宮内庁との同時調査　墳丘・周濠発掘調査

【関係報告書】

堺市教育委員会「御廟山古墳（周濠部）発掘調査概要報告」『堺市文化財調査概要報告』第 44 冊 1994

堺市教育委員会「平成 5・6 年度下水道工事に伴う立会調査概要報告－御廟山古墳―」『堺市文化財調査概要報告』第 54 冊 1996

宮内庁書陵部　『書陵部紀要』第 61 号〔陵墓篇〕2010

堺市教育委員会『百舌鳥古墳群の調査 5　御廟山古墳（GBY-6）発掘調査報告書』2011

差し替え（平成 29 年撮影）

平成 19 年　航空写真

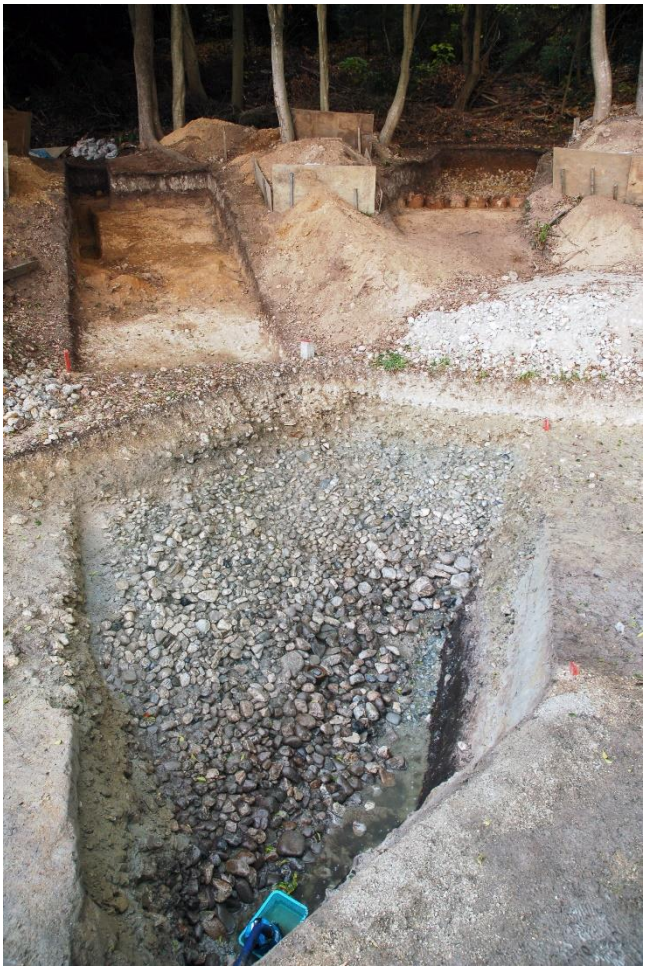

造り出し斜面の葺石と前方部の埴輪列（奥）（南から）

⑲ニサンザイ古墳内濠　調査履歴

ニサンザイ古墳は百舌鳥古墳群の南西部に位置し、墳丘長 300.3m、後円部高 24.6m、前方部高 25.9m、前方部幅 224mを測る、百舌鳥古墳群では３番目、全国では渋谷向山古墳（景行天皇陵）と並んで７番目の規模を誇る前方後円墳である。埋葬施設や副葬品はわかっていない。墳丘は三段に築かれ、くびれ部に造り出しが設けられている。墳丘は、東百舌鳥陵墓参考地として宮内庁が管理している。また、墳丘の周りには御陵池（仁山田池）と呼ばれる盾形の濠と堤が残る。かつては二重に濠が巡らされたことを確認している。周囲には経塚古墳やこうじ山古墳など陪塚と考えられる古墳があった。

平成 24 年度から平成 27 年度まで発掘調査を実施し、平成 24 年度は宮内庁と堺市が同時調査を実施した。その結果、墳丘規模は墳丘長 300.3m、後円部径 168.6mとなることが判明した。墳丘第１段斜面は葺石がほとんど葺かれていないか、葺かれていても極めてまばらであったことから、古墳築造に伴う省力化が始まっていたと考えられる。第１段テラスには埴輪列が隙間なく並べられていた。造り出しからは埴輪列とその内側に据えられたままの須恵器大甕の底部が出土した。造り出しから多様な遺物が出土した御廟山古墳に比べ、形象埴輪の種類が少なく、造り出しで行われた儀礼の変容を示唆する。一方、濠内からは木製蓋（きぬがさ）立ち飾り、笠形木製品、翳（さしば）形木製品など多様な木製品が出土した。墳丘や内堤には土製の埴輪だけでなく多くの木製樹物が並べられ、木製品を多用した儀礼が行われていたと考えられる。後円部の主軸線上では、濠に架けられた木橋遺構が確認された。橋の規模は長さ 55m、幅 12mに復元でき、古墳時代の木橋としては国内最大である。橋は古墳築造の最終段階か築造直後に架けられ、短期間で撤去されたと推測できる。巨大古墳で行われた葬送儀礼や古墳の付帯施設を検討する上で重要である。出土した遺物から、仁徳天皇陵古墳（大山古墳）築造より新しく、５世紀後半の築造と考えられる。

【調査履歴】

昭和 45 年度　立会調査　吐水口工事（前方部側北堤）
昭和 52 年度　発掘調査　範囲確認（二重濠）
平成 4 年度　　立会調査　河川改修（前方部側北端堤）
平成 6 年度　　立会調査　下水道整備（南堤）
平成 9 年度　　立会調査　下水道整備（前方部側北堤）
平成 10 年度　立会調査　下水道整備（後円部側北二重濠）
平成 12 年度　確認調査　公園整備（前方部西側二重濠）
平成 13 年度　立会調査　下水道整備（後円部南側二重濠）
平成 20 年度　レーダ探査　範囲確認（後円部堤）
平成 22 年度　予備調査　護岸及び法面工事（宮内庁）
平成 24 年度　事前調査　護岸及び法面工事（宮内庁）
平成 24 年度　発掘調査　範囲確認（周濠・墳丘裾　後円部側主軸・造り出し）

平成 25 年度　発掘調査　範囲確認（周濠・裾　後円部北）
平成 26 年度　発掘調査　範囲確認（周濠・裾　前方部）
平成 27 年度　発掘調査　範囲確認（周濠・裾　後円部南）

【関係報告書】

宮内庁書陵部　『書陵部紀要』第 65 号〔陵墓篇〕　2014
宮内庁書陵部　『書陵部紀要』第 67 号〔陵墓篇〕　2016
堺市教育委員会　『ニサンザイ古墳一重掘及び二重掘範囲確認調査概要』　1978
堺市教育委員会　『堺市文化財調査概要報告』第 42 冊　1994
堺市教育委員会　『堺市文化財調査概要報告』第 54 冊　1996
堺市教育委員会　『堺市文化財調査概要報告』第 81 冊　1999
堺市教育委員会　『堺市文化財調査概要報告』第 86 冊　2000
堺市教育委員会　『平成 12 年度国庫補助事業発掘調査報告書』　2001
堺市教育委員会　『堺市文化財調査概要報告』第 100 冊　2003
堺市教育委員会　『百舌鳥古墳群の調査』１　2008
堺市教育委員会　『百舌鳥古墳群の調査』２　2009
堺市教育委員会　『百舌鳥古墳群の調査』11　2018

平成 19 年　航空写真

後円部主軸上の調査区で柱穴列検出状況（東から）

墳丘裾で検出した柱穴列（南から）

（旧保存管理計画　P33
自然的調査）を整理

②自然的調査

＜地形・地質＞

大阪府の中央南西部に位置する本市は、西は大阪湾に面し、北は近世に開削された大和川が流れ、東は富田林丘陵、南は泉北丘陵に画されている。泉北丘陵地の標高は 268.9m が最も高く、海から丘陵地に向かって緩やかな地形の変化がみられる。

大阪湾に沿った平地は、砂堆及び海岸低地からなる。砂堆は堺砂堆と名付けられ標高 3～5mの範囲でかまぼこ状をなし、北は難波砂堆に、南は高石砂堆に続いている。海岸低地から一段上がった部分は低・中位段丘である信太山台地が位置し、この台地の西端の標高 6～26mの範囲に百舌鳥古墳群が築造されるとともに、古墳築造に関連する集落、生産遺跡などが数多く存在する。

古墳は、信太山台地の地形を利用して築造された。反正天皇陵古墳(田出井山古墳)、仁徳天皇陵古墳(大山古墳)、履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)は、台地の西端に沿うように南北に並んでいる。また、大仙公園のどら池を通る東西の谷に沿うように、北側に狐山古墳、竜佐山古墳、孫太夫山古墳などがあり、南側には収塚古墳、長塚古墳、グワショウ坊古墳、旗塚古墳などが点在する。

＜水辺＞

本市域内における主な水辺としては、河川、水路、池などがある。なかでも河内、泉州の水辺を特色づけるため池は、本市域内に639ヶ所（満水面積100㎡以上）残っている。これらの大半は農業灌漑用であり、現在約946haの水田を灌漑している。

百舌鳥古墳群の西側には石津川が流れ、その支流として御廟山古墳の南側に百舌鳥川が、ニサンザイ古墳の南側に美濃川が流れる。百舌鳥川の南岸斜面には百舌鳥梅町窯跡や埴輪片の集積がみられた百舌鳥高田下遺跡があり、古墳時代には埴輪生産が行われていた。更に美濃川には、百舌鳥古墳群築造とのつながりが深い集落である土師遺跡があり、当時、貴重な水源であったと考えられる。

百舌鳥古墳群の周辺では、中世に耕作地の開発が始まり、近世になると「夕雲開（せきうんびらき）」などの新田開発が行われ、更に、狭山池の水を仁徳天皇陵古墳(大山古墳)の濠まで引くことで、灌漑用水としての利用が高まり、古墳の周辺に田畑が広がる景観が形成された。古墳の濠はため池として貴重な水源となっており、戦後まで近隣の田畑を潤していた。かつては、信濃池から御廟山古墳、いたすけ古墳、履中天皇陵古墳(ミサンザイ古墳)へとつながる水路が存在していた。

その後、市街化の進行に伴い、古墳の濠の大半はため池としての役割を終えたが、豪雨の際の水量調整池、防火用貯留池としての利用、あるいは防災空間や都市における貴重な自然空間として市民に憩いの場を提供するなど重要な役割を果たしている。一方、用水路の遮断や、下水・雨水管の整備により、水の出入りが減少するようになり、濠への水の供給は雨水のみという古墳が多くなっている。このような状況の変化により、濠水をたたえる古墳では、水質悪化を引き起こすとともに水位の変化や波浪による墳丘裾部の浸食と、

水質の保全が課題となっている。

＜動植物＞

本市の緑は、都市の発展過程とともに姿を変えつつも、その自然特性や歴史文化特性と深く結びつき市民の手でこれまで守り育まれてきたもので、その現況は、市域の約 44%が緑地であり、その内訳は、樹林地や植栽地などの「樹林・樹木」が約 15%、芝生地や田畑などの「草地・農地」が約 14%、また、グラウンドや造成地、ため池や河川などの「裸地・水面」が約 15%である。分布は、南区の丘陵地には二次林などの樹林地、市の中央以南には農地、堺区の北西の臨海部には広大な埋立地（裸地）がある。百舌鳥古墳群が分布する堺区や西区、北区は市街地で緑地が少ないが、大規模な公園緑地と古墳が市街地の貴重な緑になっている。

百舌鳥古墳群及びその周辺は、古くから人が居住し、森を拓いて農地化したり、樹木を伐採し燃料としたため、もともとの森林は全て伐採されている。平地は古くから開発され、現在ではほとんど宅地化されている。陵墓においても明治時代に立ち入りを禁止されるまでは、地域の貴重な山林資源として薪炭利用されていた歴史を持つ。その後立ち入りが禁止され、樹木の伐採も保全以外になされておらず、常緑樹を主とした状態が確認される。古墳の植生は、主にアラカシ、ナナミノキ、クロガネモチ、ヤブツバキなどの常緑広葉樹林となっている。

史跡指定地の植生は、その土地利用の相違や時間的経過によって発達段階に差異が認められる。乳岡古墳の墳頂部や丸保山古墳の前方部は、史跡指定前において公有化まで建造物が建っていため樹林密度は低い。また、いたすけ古墳は指定後環境整備事業により墳丘樹林を全て伐採し、その後人の手がほとんど加えられていない。一般に、伐採などによって更新された林は、その年代によって松林であったりカシやサカキなどの林であったりと発達初期や中期の林相が見られ、古くから人手が入らずよく発達した林ではシイ・クスなどの常緑樹が良く茂った林の様子が見られる。古墳の緑は、自然の姿が最も良く保たれているとともに、植生の状況は人との関わりをも示すものである。

多くの古墳は人々の立ち入りが少なく、周囲の濠と一体となって水鳥などの格好の生息地として、カルガモ、コサギ、モズなどの留鳥、ツバメ、コアジサシなどの夏鳥、カモ、ツグミ、アオジなどの冬鳥が観察されている。また、史跡指定地内の墳丘や濠にはタヌキやフナ・モツゴなどの魚類が生息し、更に外来生物アライグマ・ブルーギルなどが観察されている。平成 9 年～10 年に実施された「堺市自然環境基礎調査」によると、堺市域においては、動物 380 科 2,025 種(1990 年以後)、植物 162 科 1,381 種が確認されている。貴重な野生生物については、「堺市レッドリスト（2021）」によると、動物が 391 種（2015 より 58 種増）、

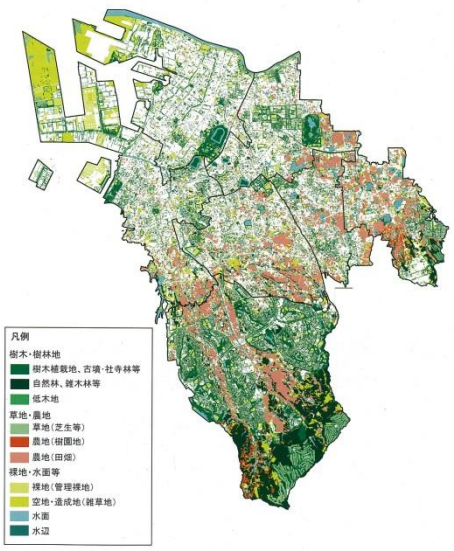

植物が 324 種選定されている。また「堺市外来種アラートリスト 2021」に動物 76 種、植物 48 種が選定され、絶滅の危機にある生き物を守る活動や外来種への対策活動につなげているとともに堺市の生物多様性を支える大切な生態系として古墳も選ばれている。

以上、市街地に立地する百舌鳥古墳群は、歴史文化遺産であるとともに、市街地の環境を守る貴重な緑の役割を果たしている。

緑の分布図

差し替え（更新）

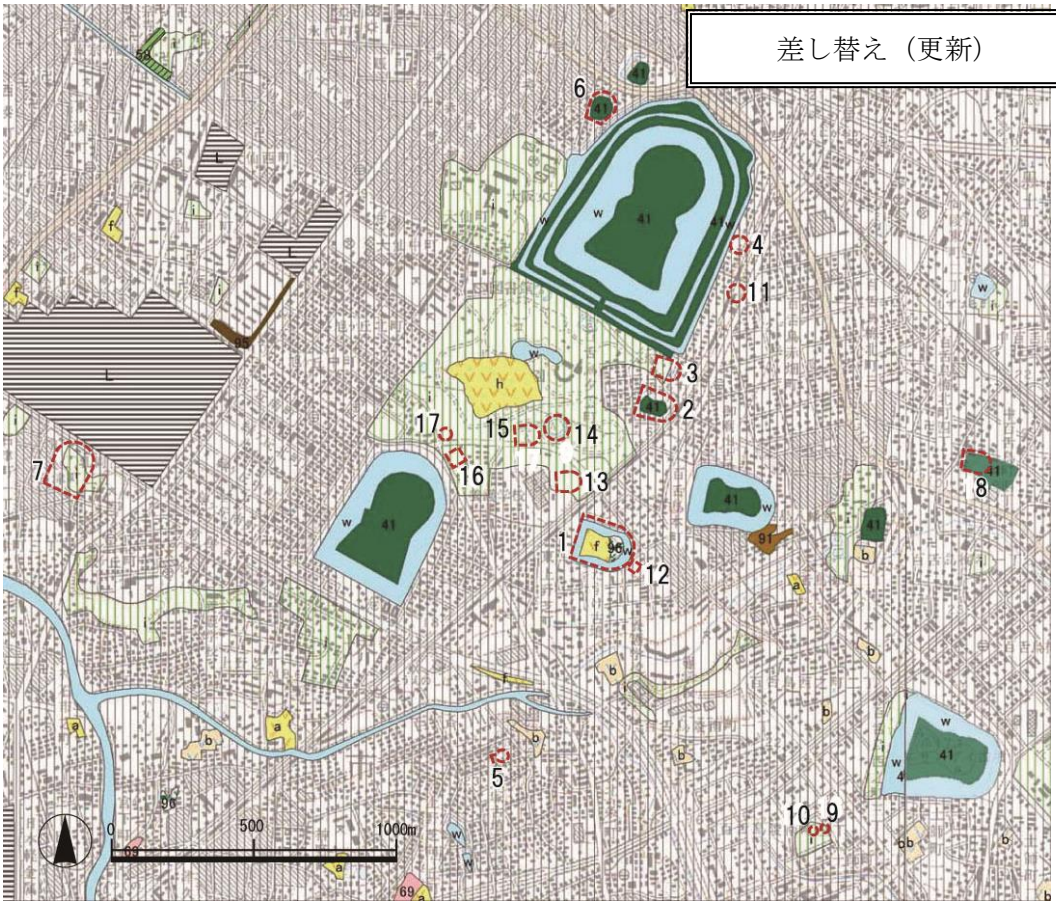

1 いたすけ古墳	2 長塚古墳	3 収塚古墳	4 塚廻古墳	5 文珠塚古墳
6 丸保山古墳	7 乳岡古墳	8 御廟表塚古墳	9 ドンチャ山古墳	10 正楽寺山古墳
11 鏡塚古墳	12 善右ヱ門山古墳	13 銭塚古墳	14 グワショウ坊古墳	15 旗塚古墳
16 寺山南山古墳	17 七観音古墳	18 御廟山古墳内濠	19 ニサンザイ古墳内濠	

凡例

- 41, 270200 アラカシ群落
- 46, 271102 カナメモチ－コジイ群集
- 58, 300104 ケヤキ－ムクノキ群集
- 60, 320100 ヤナギ高木群落（VI）
- 66, 400100 シイ・カシ二次林
- 69, 410105 アベマキ－コナラ群集
- 70, 420102 モチツツジ－アカマツ群集
- 75, 440200 クズ群落
- 79, 460000 伐採跡地群落（VII）
- 82, 470400 ヨシクラス
- 91, 540100 スギ・ヒノキ・サワラ植林
- 95, 541000 その他植林
- 96, 550000 竹林
- 99, 580200 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
- 110, 470900 河辺一年生草本群落（タウコギクラス）
- 113, 470403 セイタカヨシ群落
- a, 570300 畑雑草群落
- b, 570400 水田雑草群落
- d, 570500 放棄水田雑草群落
- e, 570200 果樹園
- f, 570100 路傍・空地雑草群落
- h, 560100 ゴルフ場・芝地
- i, 580101 緑の多い住宅地
- k, 580100 市街地
- L, 580300 工場地帯
- m, 580400 造成地
- r, 580700 自然裸地
- w, 580600 開放水域

植生図

資料２－４

（旧保存管理計画　P208
公有化・追加指定）を整理

（４）指定地の状況　（土地等の所有関係、管理者の有無、管理団体の指定等、公有化の経緯）

昭和31年のいたすけ古墳国史跡指定以降、昭和時代に指定された古墳は順次指定地内の公有化はすすめられた。また平成26年に追加された主な古墳については、大仙公園をはじめとする公園開設にあたり古墳の保存活用する整備計画のもと古墳の墳丘ならびに周辺の公有化が行われていた。大仙公園では昭和22年の都市計画決定に基づき、事業認可された区域において公有化が進んでいる。現在、史跡指定されている19基の古墳のうち、17基は公有化が完了している。指定古墳でも墳丘や周濠部分に未指定地及び民有地が残されている古墳がある。指定古墳の指定地の公有化状況と墳丘や周濠部分の未指定地は下記のとおりである。

史跡指定地170,345.36㎡（令和3年3月現在）のうち民有地は1,183.01㎡であり、それ以外は公有地としてそれぞれの所有者が管理を行い、文化財保護法第113条第1項の規定による指定を受けた管理団体は存在しない。

■史跡指定古墳公有化状況

古墳名	公有化状況 S-昭和/H-平成 /R-令和	所有者	未指定地	未指定地 の所有者
①いたすけ古墳	完了S55	堺市		
②長塚古墳	完了S51	堺市	周濠	個人・堺市
③収塚古墳	完了S44	堺市	墳丘及び周濠	個人・堺市
④塚廻古墳	完了S53	堺市	周濠	個人・堺市
⑤文珠塚古墳	完了S44	堺市		
⑥丸保山古墳	完了S43	堺市・国		
⑦乳岡古墳	完了H28	堺市	墳丘及び周濠	個人・堺市
⑧御廟表塚古墳	完了H28	堺市	墳丘及び周濠	個人・堺市
⑨ドンチャ山古墳	完了公園S53	堺市		
⑩正楽寺山古墳	完了公園S53	堺市		
⑪鏡塚古墳	一部完了道路	個人・堺市	墳丘及び周溝	個人・堺市
⑫善右ヱ門山古墳	未	個人	墳丘・いたすけ古墳外堤	個人・堺市
⑬銭塚古墳	完了学校S12	大阪府		
⑭グワショウ坊古墳	完了公園	堺市		
⑮旗塚古墳	完了公園	堺市		
⑯寺山南山古墳	完了公園H07	堺市		
⑰七観音古墳	完了公園	堺市		
⑱御廟山古墳内濠	完了R02	堺市		
⑲ニサンザイ古墳内濠	完了公園	堺市		

資料２－４

（旧保存管理計画　P36 関連法規制）を整理

＜関連法規制＞

文化財保護法に基づき史跡に指定されている範囲は、文化財保護法の規制を受ける。その史跡の周辺には周知の埋蔵文化財包蔵地が分布し、これらのなかには百舌鳥古墳群に関連した遺跡もあり、開発にあたっては事前の届出を義務付け史跡周辺の保全に寄与している。また、史跡周辺での開発等を規制・誘導する主な法令は、景観法、都市計画法、野外広告物法で、これらの法令に基づき条例等の規定により建築物の高さ、建築物の色彩等の形態意匠、屋外広告物の設置を規制している。開発行為を行う場合には事前に許可・認定を得ることを義務付け、行政機関が適切に審査、指導、助言することで、史跡周辺の良好な景観、環境が保全されている。さらに、公園内および公園に隣接して多くの古墳が存在し、大仙公園をはじめとする公園は都市公園法に基づいて設置され周辺環境の良好な景観形成に寄与している。

①文化財保護法

文化財保護法に基づき史跡に指定されている範囲は、文化財保護法の規制を受け、「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」は文化財保護法第125条に基づき文化庁長官等の許可（国の機関である場合は法第168条の同意）が必要となる。現状変更申請が必要な行為内容等については別途本計画書第3章5に定める。

史跡の周辺には、周知の埋蔵文化財包蔵地が分布する。これらのなかには、百舌鳥古墳群に関連した遺跡がある。百舌鳥古墳群築造以前の４世紀に営まれた集落は、石津川流域において、四ッ池遺跡、下田遺跡、鶴田町遺跡などがある。また、百舌鳥古墳群内には、大仙中町遺跡、東上野芝遺跡、百舌鳥高田下遺跡、百舌鳥陵南遺跡、土師遺跡などで5世紀の集落を確認している。更に、南瓦町遺跡、塩穴寺跡では漆が付着した須恵器が、陵西遺跡、百舌鳥夕雲町遺跡、大仙中町遺跡では、祭祀に用いられた滑石製品と土器類が、百舌鳥陵南遺跡では多量の木製品が、土師遺跡では鉄滓が出土しており、これらは古墳の築造を支えた集落と考えられる。集落以外の遺跡については、百舌鳥梅町窯跡で埴輪窯を、上野芝駅前遺跡や土師南遺跡で古墳の周濠の可能性のある溝を確認している。

これら史跡に密接に関係する遺跡をはじめ、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う際には、掘削に着手する前に文化財保護法第93条第1項、第94条第1項に基づき文化庁長官に届け出なければならない。更に、工事中、若しくは試掘確認調査等により、包蔵地の新規発見が生じた際においても、文化財保護法第96条、97条に基づき文化庁長官に届け出なければならない。

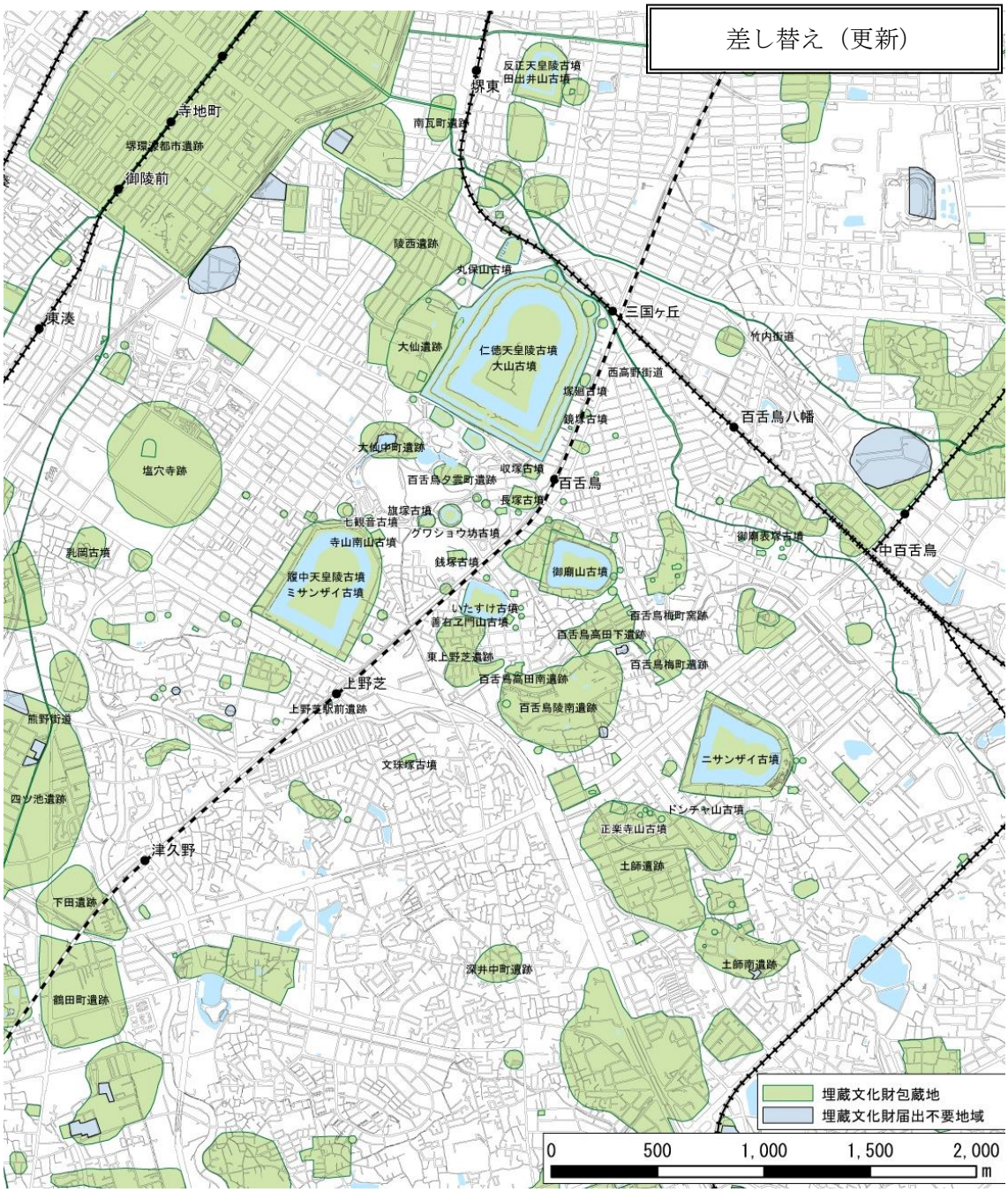

史跡百舌鳥古墳群周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地

②都市計画法

各古墳は市街化区域となっており、用途地区等が定められている。各古墳の地域地区（用途地区等）及び都市計画施設の位置づけについては以下のとおりである。

各古墳の都市計画決定の内容

番号	古墳名	地域地区（用途地区等）の内容	都市計画施設
1	いたすけ古墳	用途地域：第一種低層住居専用地域 建ぺい率：50%、　容積率：100% 高度地区：第１種 その他　：建築物の高さの限度 10m、景観地区	都市計画公園 （いたすけ公園）
2	長塚古墳	用途地域：第一種中高層住居専用地域 容積率　：200% 高度地区：第４種 その他　：大仙風致地区（建ぺい率 40%以下 高さ 15m 以下）、景観地区	都市計画公園 （大仙公園）
3	収塚古墳	用途地域：第一種中高層住居専用地域 容積率　：200% 高度地区：第４種 その他　：大仙風致地区（建ぺい率 40%以下 高さ 15m 以下）、景観地区	都市計画公園 （大仙公園）
4	塚廻古墳	用途地域：第一種中高層住居専用地域 容積率　：200% 高度地区：第４種 その他　：大仙風致地区（建ぺい率 40%以下　高さ 15m 以下）、景観地区	都市計画公園 （大仙公園）
5	文珠塚古墳	用途地域：第一種低層住居専用地域 建ぺい率：50%　　容積率　：100% 高度地区：第１種 その他　：建築物の高さの限度 10m	－
6	丸保山古墳	用途地域：第一種中高層住居専用地域 建蔽率　：60%　　容積率　：200% 高度地区：第４種 防火・準防火地域：一部準防火地域 その他　：大仙風致地区（建ぺい率 60%以下 高さ 15m 以下）、景観地区	一部都市計画公園 （大仙公園） 一部準防火地域
7	乳岡古墳	用途地域：第一種住居地域 建ぺい率：60%　　容積率：200% 防火・準防火地域：準防火地域	－
8	御廟表塚古墳	用途地域：第一種住居地域 建ぺい率：60%　　容積率　：200% 防火・準防火地域　：準防火地域	－

資料２－４

各古墳の都市計画決定の内容

番号	古墳名	地域地区（用途地区等）の内容	都市計画施設
9	ドンチャ山古墳	用途地域：第二種中高層住居専用地域 建ぺい率：60%　　容積率　：200% 高度地区：第４種 防火・準防火地域：準防火地域 その他　：景観地区	都市計画公園 （陵南中央公園）
10	正楽寺山古墳	用途地域：第二種中高層住居専用地域 建ぺい率：60%、　容積率：200%、　高度地区：第２種 防火・準防火地域：準防火地域 その他　：景観地区	都市計画公園 （陵南中央公園）
11	鏡塚古墳	用途地域：近隣商業地域 建ぺい率：80%、　容積率：300%、　高度地区：第５種 防火・準防火地域　：準防火地域 その他　：景観地区	－
12	善右ヱ門山古墳	用途地域：第一種低層住居専用地域 建ぺい率：50%、　容積率：100%、　高度地区：第１種 その他　：建築物の高さの限度 10m、景観地区	－
13	銭塚古墳	用途地域：第一種中高層住居専用地域 容積率　：200%、　　高度地区：第４種 その他　：大仙風致地区（建ぺい率 40%以下　高さ 15m 以下）、景観地区	都市計画公園 （大仙公園）
14	グワショウ坊古墳	用途地域：第一種中高層住居専用地域 容積率　：200%、　　高度地区：第４種 その他　：大仙風致地区（建ぺい率 40%以下　高さ 15m 以下）、景観地区	都市計画公園 （大仙公園）
15	旗塚古墳	用途地域：第一種中高層住居専用地域 容積率　：200%、　　高度地区：第４種 その他　：大仙風致地区（建ぺい率 40%以下　高さ 15m 以下）、景観地区	都市計画公園 （大仙公園）
16	寺山南山古墳	用途地域：第一種中高層住居専用地域 容積率　：200%、　　高度地区：第４種 その他　：大仙風致地区（建ぺい率 40%以下　高さ 15m 以下）、景観地区	都市計画公園 （大仙公園）
17	七観音古墳	用途地域：第一種中高層住居専用地域 容積率　：200%、　　高度地区：第４種 その他　：大仙風致地区（建ぺい率 40%以下　高さ 15m 以下）、景観地区	都市計画公園 （大仙公園）
18	御廟山古墳内濠	用途地域：第一種低層住居専用地域 建ぺい率：50%、　容積率：100%、　高度地区：第１種 その他　：建築物の高さの限度 10m、景観地区	
19	ニサンザイ古墳内濠	用途地域：第一種低層住居専用地域 建ぺい率：50%、　容積率：100%、　高度地区：第１種 その他　：建築物の高さの限度 10m、景観地区	都市計画公園 （御陵山公園）

無秩序な開発の可能性を排除するため、緩衝地帯である範囲設定し法令による制限を設けている。緩衝地帯の開発等を規制・誘導する主たる法律の一つに都市計画法がある。

百舌鳥エリアで設定した緩衝地帯で重点的に保全する重点ゾーン（資産近傍）として厳しく制限する区域としている。都市計画における高度地区により建築物の高さを制限を設けるとともに、景観計画において、重点ゾーンを「古墳近傍景観形成地区」、重点ゾーン以外緩衝地帯を「古墳群周辺市街地景観形成地区」とし、都市計画における景観地区により建築物の色彩等の形態意匠について制限を設けている。

都市計画法に基づき、建築物の用途・形態・建ぺい率・容積率に関する規制を設定しており、特に世界遺産の資産の周辺を景観を保全するために高度地区を定め、高さの限度を設け制限し、重点ゾーンと重点ゾーン以外の緩衝地帯に分けそれぞれの新たな制限を設け資産および周辺の景観保護と地域社会の発展との調和を図っている。また、都市計画における景観地区による建物の色彩等の形態意匠に関する規制をし、市街地と歴史・文化遺産の保護の両立を目指し、壮大で緑豊かな古墳群と調査したまちなみの形成に向け景観の誘導を図っている。

差し替え（更新）

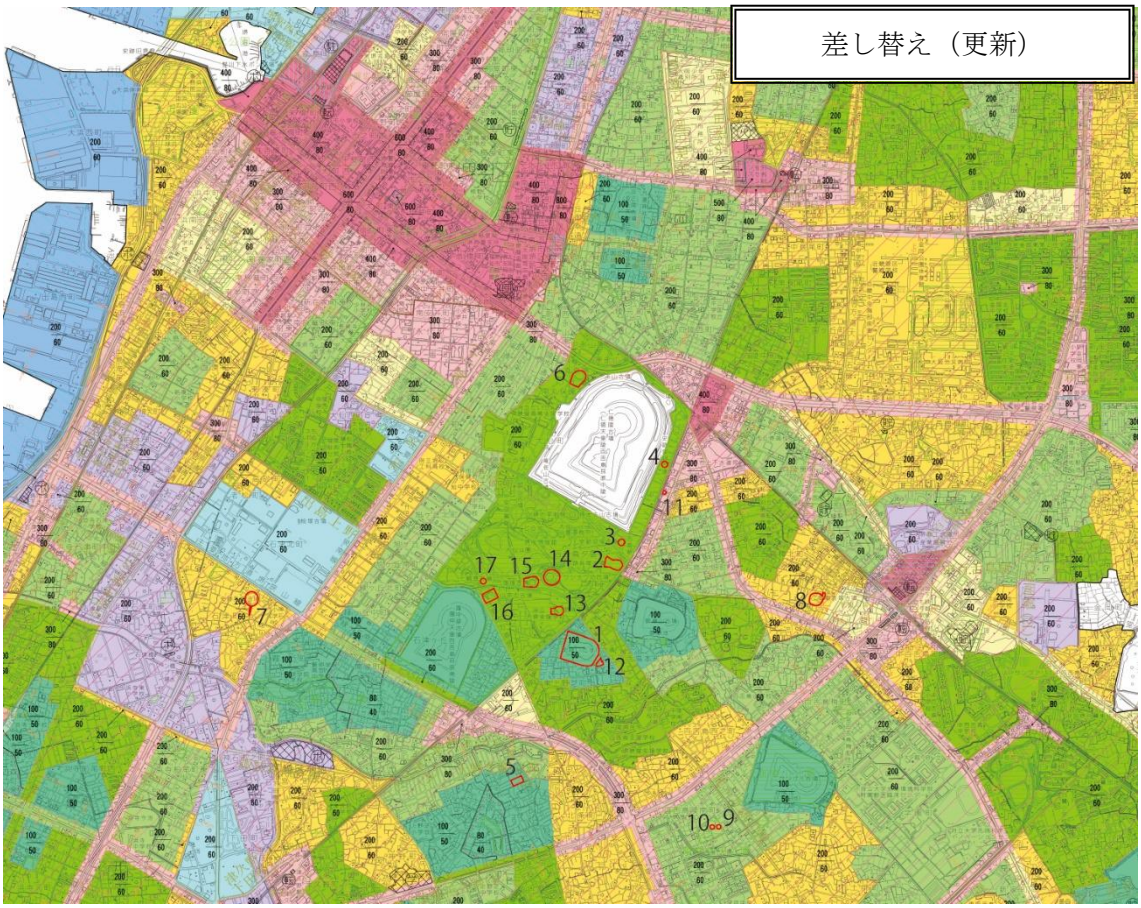

1 いたすけ古墳	2 長塚古墳	3 収塚古墳	4 塚廻古墳	5 文珠塚古墳	6 丸保山古墳
7 乳岡古墳	8 御廟表塚古墳	9 ドンチャ山古墳	10 正楽寺山古墳	11 鏡塚古墳	12 善右ヱ門山古墳
13 銭塚古墳	14 グワショウ坊古墳	15 旗塚古墳	16 寺山南山古墳	17 七観音古墳	

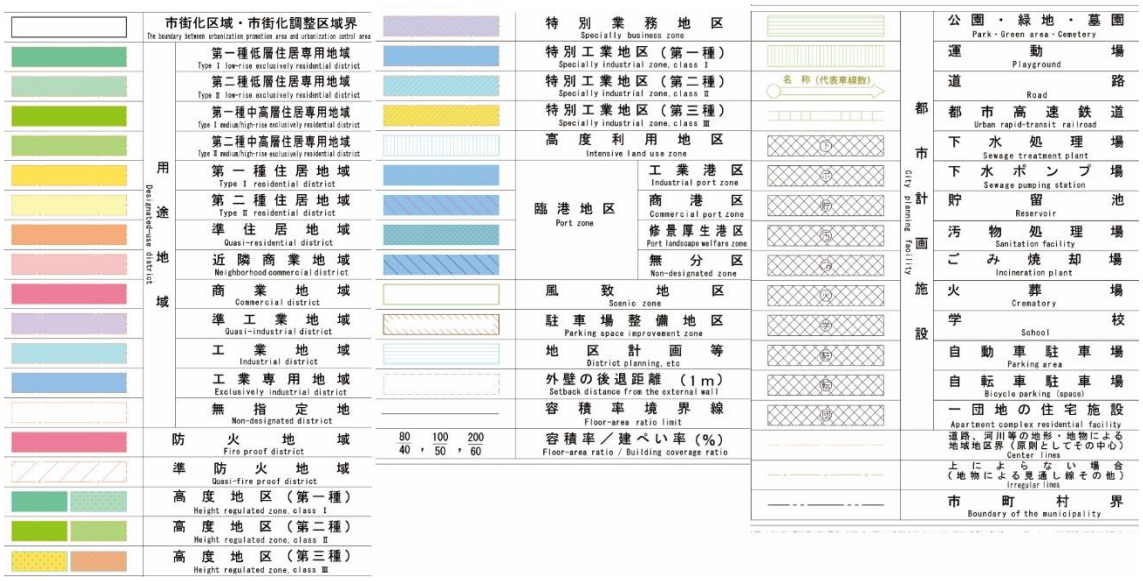

都市計画図

③都市公園法

史跡百舌鳥古墳群の 19 基のうち 13 基の古墳が、公園内及び隣接して位置している。いたすけ古墳はいたすけ公園、ニサンザイ古墳内濠は御陵山公園に隣接し、グワショウ坊古墳・七観音古墳・旗塚古墳・収塚古墳・寺山南山古墳は大仙公園内にあり、長塚古墳・塚廻古墳をはじめとする 4 基の古墳は大仙公園予定地にある。また、正楽寺山古墳・ドンチャ山古墳は陵南中央公園内にある。大仙公園内には図書館・博物館・日本庭園の施設をはじめ、グワショウ坊古墳・七観音古墳・旗塚古墳を含む約 10ha に都市緑化植物園が開設されている。都市緑化植物園は昭和 52 年から着手され、グワショウ坊古墳・旗塚古墳は、樹林の編成を見る森林推移実験見本園、水生・湿生植物園として修景されている。

これらの公園は、都市公園法により施設の規格化、管理の適正化を図り、適切な維持が効果的に運用されている。本市における公園管理は、同法、同法に基づく施行令、堺市公園条例、同施行規則等により運用されている。

都市公園法に定める都市公園に位置する史跡百舌鳥古墳群一覧

公園名称	古墳名称	区分	開設年	面積 (ha)	沿　革
いたすけ公園	①いたすけ古墳	近隣公園	昭和 46	0.35	昭和 42 年百舌鳥本町土地区画整理事業
陵南中央公園	⑨ドンチャ山古墳 ⑩正楽寺山古墳	近隣公園	昭和 56	1.30	昭和 56 年百舌鳥陵南土地区画整理事業
大仙公園	③収塚古墳 ⑭グワショウ坊古墳 ⑮旗塚古墳 ⑯寺山南山古墳 ⑰七観音古墳	総合公園	昭和 42	36.28	昭和 22 年都市計画決定 昭和 38 年事業着手 昭和 52 年都市緑化植物園整備に着手 昭和 57 年都市緑化植物園開園 昭和 61 年都市緑化センター開館 平成 28 年収塚古墳広場完成
大仙公園 予定地	②長塚古墳 ④塚廻古墳 ⑥丸保山古墳 ⑬銭塚古墳				
御陵山公園	⑲ニサンザイ古墳内濠				

＊近隣公園１ha 以上４ha 未満、総合公園 10ha 以上 50ha 未満を標準とする。

④堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例

大仙公園周辺は「都市の風致を維持するため定める地区」として大仙風致地区に指定されており、次のいずれかの行為を行う場合は、許可が必要になる。

○許可が必要な行為

（１）建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築及び移転
（２）建築物等の色彩の変更
（３）宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
（４）水面の埋立て又は干拓
（５）木竹の伐採
（６）土石の類の採取
（７）屋外における土石、廃棄物、又は再生資源のたい積

○許可基準

（１）建築物の新築、改築、増築又は移転行為
① 高さが 15 メートル以下であること。
② 建ぺい率が 40 パーセント以下であること。
（防火地域内、街区の角地等 建築基準法と同等の緩和はありません。）
③ 外壁、柱等の面から後退距離は道路境界から 1.8 メートル以上、その他の境界から 1 メートル以上であること。
④ 位置、規模、形態、意匠及び色彩が周辺の風致と著しく不調和でないこと。
⑤ 緑化率及び、基準植栽密度を確保すること。

表．緑化率

敷地面積	緑化率
500 平方メートル未満	100 分の 20
500 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満	100 分の 25
1,000 平方メートル以上	100 分の 30

※基準植栽密度とは、「必要緑化面積」の 10 平方メートあたり高木 1 本（中木 2 本で 1 本に換算することができる。）以上の植栽密度をという。小数点第 2 位以下切り捨て。第 1 位を 0.5 刻みで切り上げる。

※必要緑化面積（㎡） ＝ 敷地面積（㎡） × 緑化率

（２）工作物の新築等

・道路に接する部分の敷地境界沿いに高さが 1.5 メートル以上(最大 5 メートル以下とする。）の擁壁を設けようとする場合は、高さの 2 分の 1 以上の植栽空間を設けること。(最大 1.8 メートルの後退とする。）

⑤堺市景観条例

本市では市全域を景観計画区域として景観法に基づく景観計画をしており、景観条例に基づき、以下の行為については届出、許可が必要となる。

	行為の種別		対象規模
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（※1）		次のいずれかに該当するもの（増築・改築後に以下の規模になるものを含む） ・建築物の高さが 15m を超えるもの ・地上 6 階以上のもの ・延べ面積が 3,000 ㎡を超えるもの
工作物	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（※2）	高架道路等	・地上からの高さが5mを超えるもの
		橋梁等	・幅員が16m以上、又は延長が30mを超えるもの
		上記以外の工作物	次のいずれかに該当するもの ・高さが 15m を超えるもの ・建築物に設置する場合で、その高さが 10m を超えかつ建築物との合計高さが 15m を超えるもの
広告物	広告物の表示、移転、若しくは色彩の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移設、修繕若しくは色彩の変更		次のいずれかに該当するもの ・広告物又は広告物を掲出する物件の高さが 15m を超えるもの ・建築物と一体になって設置される場合で、広告物又は広告物を掲出する物件の高さが 10m を超え、かつ建築物の高さとの合計が 15m を超えるもの ・広告物又は広告物を掲出する物件で、広告物の表示面積の合計が 40 ㎡を超えるもの

※1）建築物の増築、改築については、増築又は改築をする場合の床面積の合計が、既存の建築物の延べ面積の 10 分の 1 を超えるもの。また、建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の 3 分の 1 を超えるもの。

※２）工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の 3 分の 1 を超えるもの。

資料３－４

（旧保存管理計画　P46
各古墳の概要　等）を整理

（５）各古墳の状況

①いたすけ古墳　　指定地の状況（土地等の所有関係、公有化の経緯など）

都市計画区域界	工業地域
市街化区域・市街化調整区域界	無指定地
道路・河川等の地形・地物による地域界（原則としてその中心）	防火地域
道路・鉄軌道等からの後退線、その他の見通し線による地域界	準防火地域
外壁の後退距離（１ｍ）	高度地区（第１種）
第一種低層住居専用地域	高度地区（第２種）
第二種低層住居専用地域	風致地区
第一種中高層住居専用地域	生産緑地地区
第二種中高層住居専用地域	土地区画整理事業区域（５３条区域又は７６条区域）
第一種住居地域	都市計画道路
第二種住居地域	都市計画公園・緑地
近隣商業地域	その他の都市計画施設（道路・公園を除く）

①いたすけ古墳　　指定地の状況（土地等の所有関係、土地利用状況など）

土地所有区分

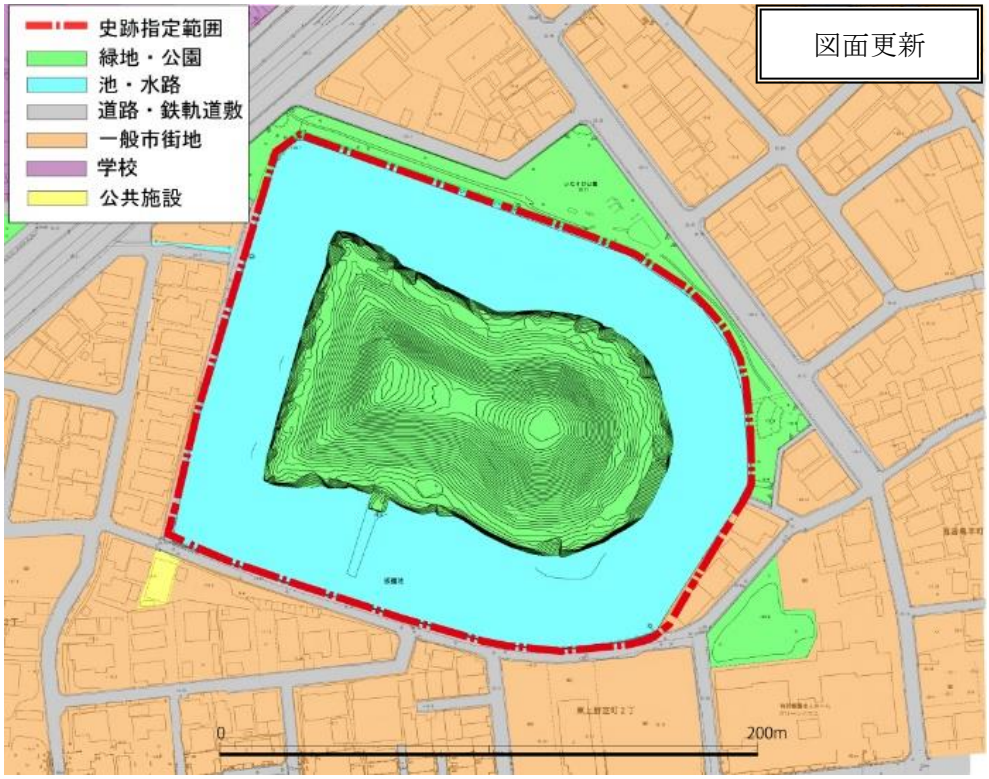

土地利用状況図

②長塚古墳　　指定地の状況（土地等の所有関係、土地利用状況など）

都市計画区域界	工業地域
市街化区域・市街化調整区域界	無指定地
道路・河川等の地形・地物による地域界（原則としてその中心）	防火地域
道路・鉄軌道等からの後退線、その他の見通し線による地域界	準防火地域
外壁の後退距離（１ｍ）	高度地区（第１種）
第一種低層住居専用地域	高度地区（第２種）
第二種低層住居専用地域	風致地区
第一種中高層住居専用地域	生産緑地地区
第二種中高層住居専用地域	土地区画整理事業区域（５３条区域又は７６条区域）
第一種住居地域	都市計画道路
第二種住居地域	都市計画公園・緑地
近隣商業地域	その他の都市計画施設（道路・公園を除く）

都市計画図

②長塚古墳　　指定地の状況（土地等の所有関係、土地利用状況など）

土地所有区分図

土地利用状況図

②収塚古墳　　指定地の状況（土地等の所有関係、土地利用状況など）

図面更新

都市計画区域界	工業地域
市街化区域・市街化調整区域界	無指定地
道路・河川等の地形・地物による地域界（原則としてその中心）	防火地域
道路・鉄軌道等からの後退線、その他の見通し線による地域界	準防火地域
外壁の後退距離（１ｍ）	高度地区（第１種）
第一種低層住居専用地域	高度地区（第２種）
第二種低層住居専用地域	風致地区
第一種中高層住居専用地域	生産緑地地区
第二種中高層住居専用地域	土地区画整理事業区域（５３条区域又は７６条区域）
第一種住居地域	都市計画道路
第二種住居地域	都市計画公園・緑地
近隣商業地域	その他の都市計画施設（道路・公園を除く）

②収塚古墳　　指定地の状況（土地等の所有関係、土地利用状況など）

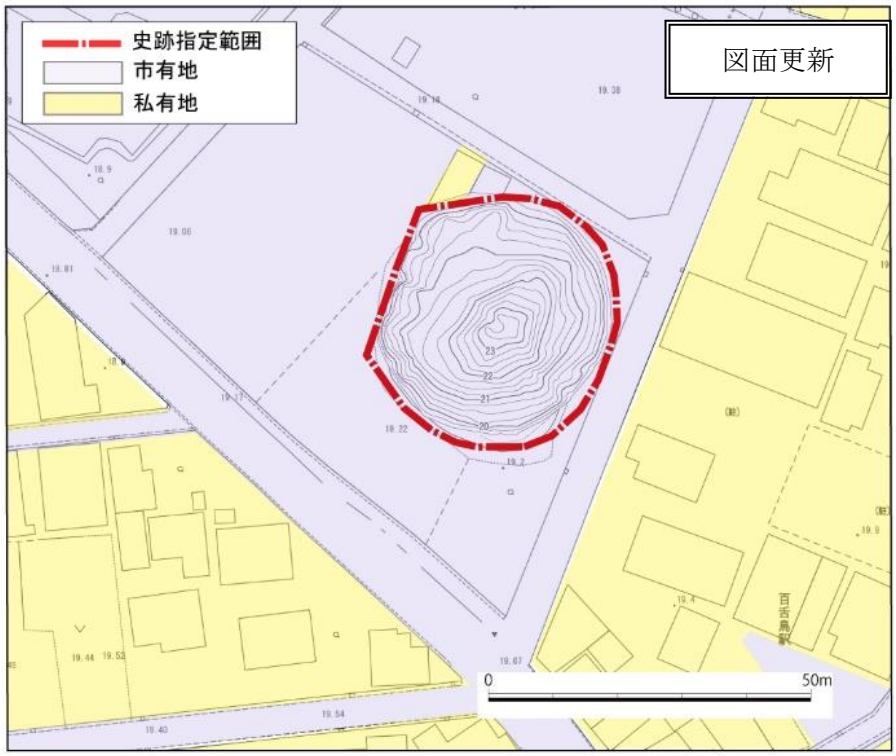

土地所有区分図

土地利用状況図

④塚廻古墳　　指定地の状況（土地等の所有関係、土地利用状況など）

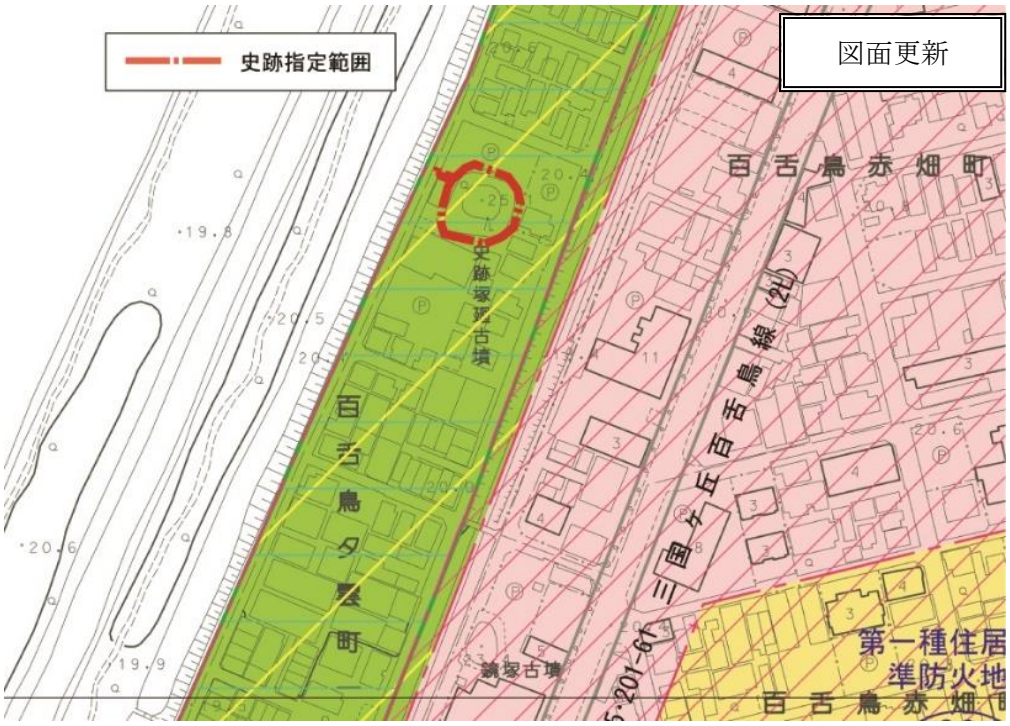

都市計画区域界
市街化区域・市街化調整区域界
道路・河川等の地形・地物による地域界（原則としてその中心）
道路・鉄軌道等からの後退線、その他の見通し線による地域界
外壁の後退距離（１ｍ）
第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
近隣商業地域
工業地域
無指定地
防火地域
準防火地域
高度地区（第１種）
高度地区（第２種）
風致地区
生産緑地地区
土地区画整理事業区域（５３条区域又は７６条区域）
都市計画道路
都市計画公園・緑地
その他の都市計画施設（道路・公園を除く）

都市計画図

④塚廻古墳　　指定地の状況（土地等の所有関係、土地利用状況など）

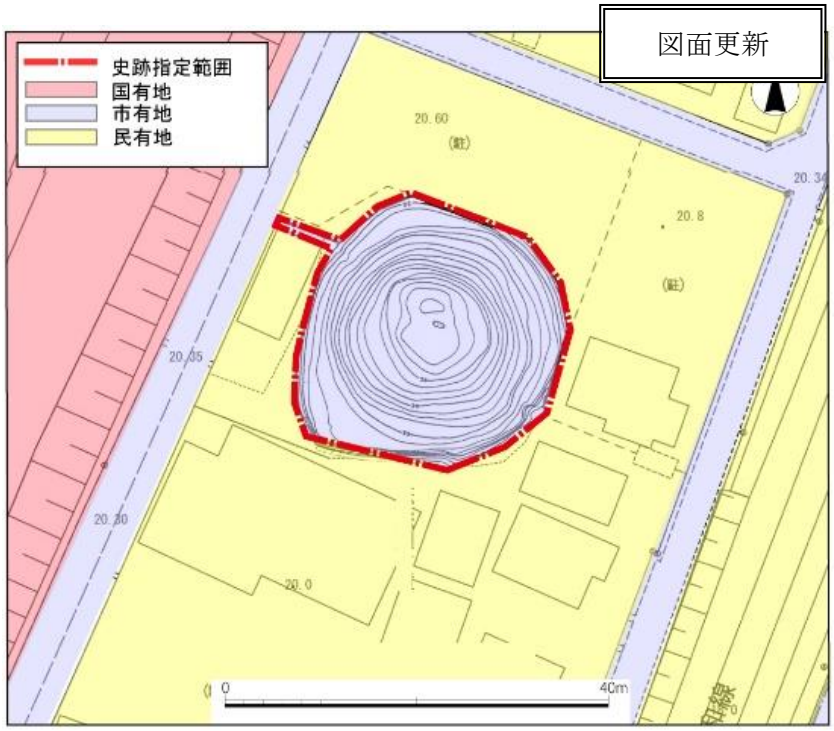

土地所有区分図

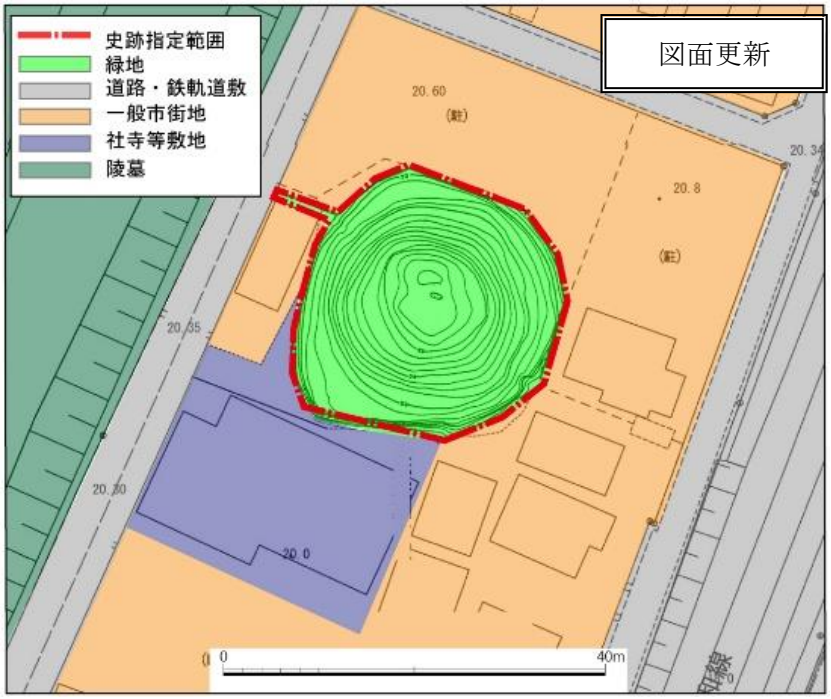

土地利用状況図

⑤文珠塚古墳　　指定地の状況（土地等の所有関係、土地利用状況など）

図面更新

都　市　計　画　区　域　界
市街化区域・市街化調整区域界
道路・河川等の地形・地物による地域界（原則としてその中心）
道路・鉄軌道等からの後退線、その他の見通し線による地域界
外　壁　の　後　退　距　離　（１ｍ）
第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
近隣商業地域
工業地域
無指定地
防火地域
準防火地域
高度地区（第１種）
高度地区（第２種）
風致地区
生産緑地地区
土地区画整理事業区域（５３条区域又は７６条区域）
都市計画道路
都市計画公園・緑地
その他の都市計画施設（道路・公園を除く）

都市計画図

⑤文珠塚古墳　　指定地の状況（土地等の所有関係、土地利用状況など

図面更新

土地所有区分図

図面更新

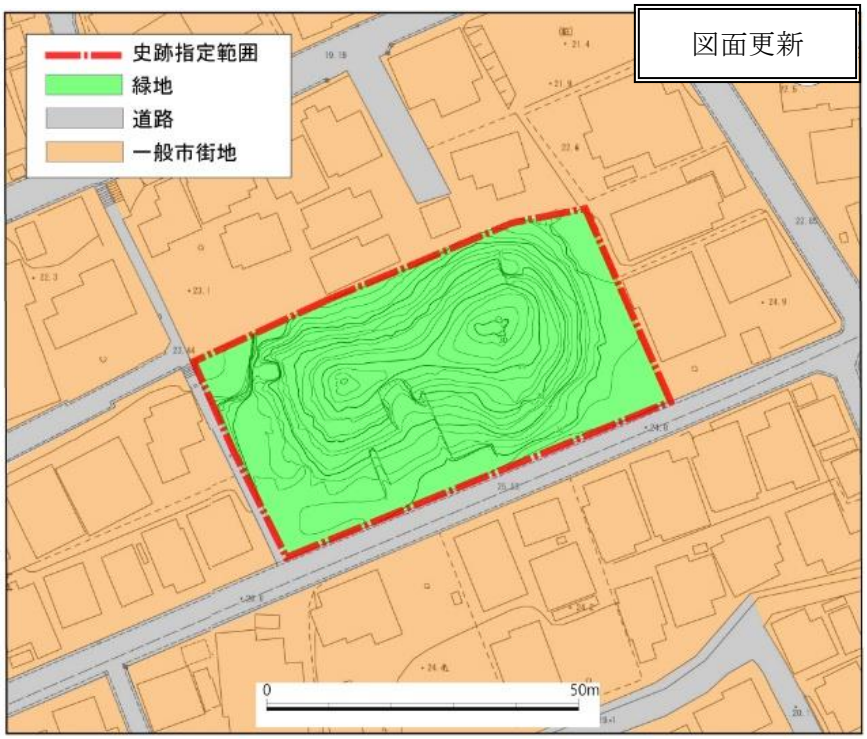

土地利用状況図

⑥丸保山古墳　指定地の状況（土地等の所有関係、公有化の経緯など

都市計画区域界	工業地域
市街化区域・市街化調整区域界	無指定地
道路・河川等の地形・地物による地域界（原則としてその中心）	防火地域
道路・鉄軌道等からの後退線、その他の見通し線による地域界	準防火地域
外壁の後退距離（１ｍ）	高度地区（第１種）
第一種低層住居専用地域	高度地区（第２種）
第二種低層住居専用地域	風致地区
第一種中高層住居専用地域	生産緑地地区
第二種中高層住居専用地域	土地区画整理事業区域（５３条区域又は７６条区域）
第一種住居地域	都市計画道路
第二種住居地域	都市計画公園・緑地
近隣商業地域	その他の都市計画施設（道路・公園を除く）

都市計画図

⑥丸保山古墳　指定地の状況（土地等の所有関係、土地利用状況など

土地所有区分図

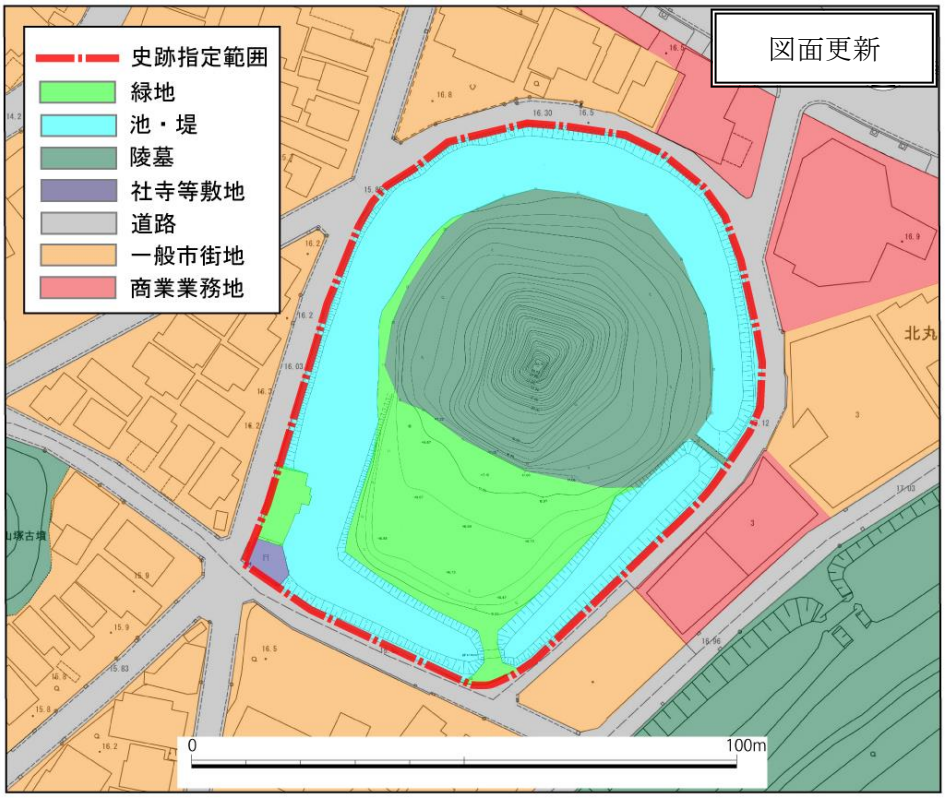

土地利用状況図

⑦乳岡古墳　指定地の状況（土地等の所有関係、土地利用状況など）

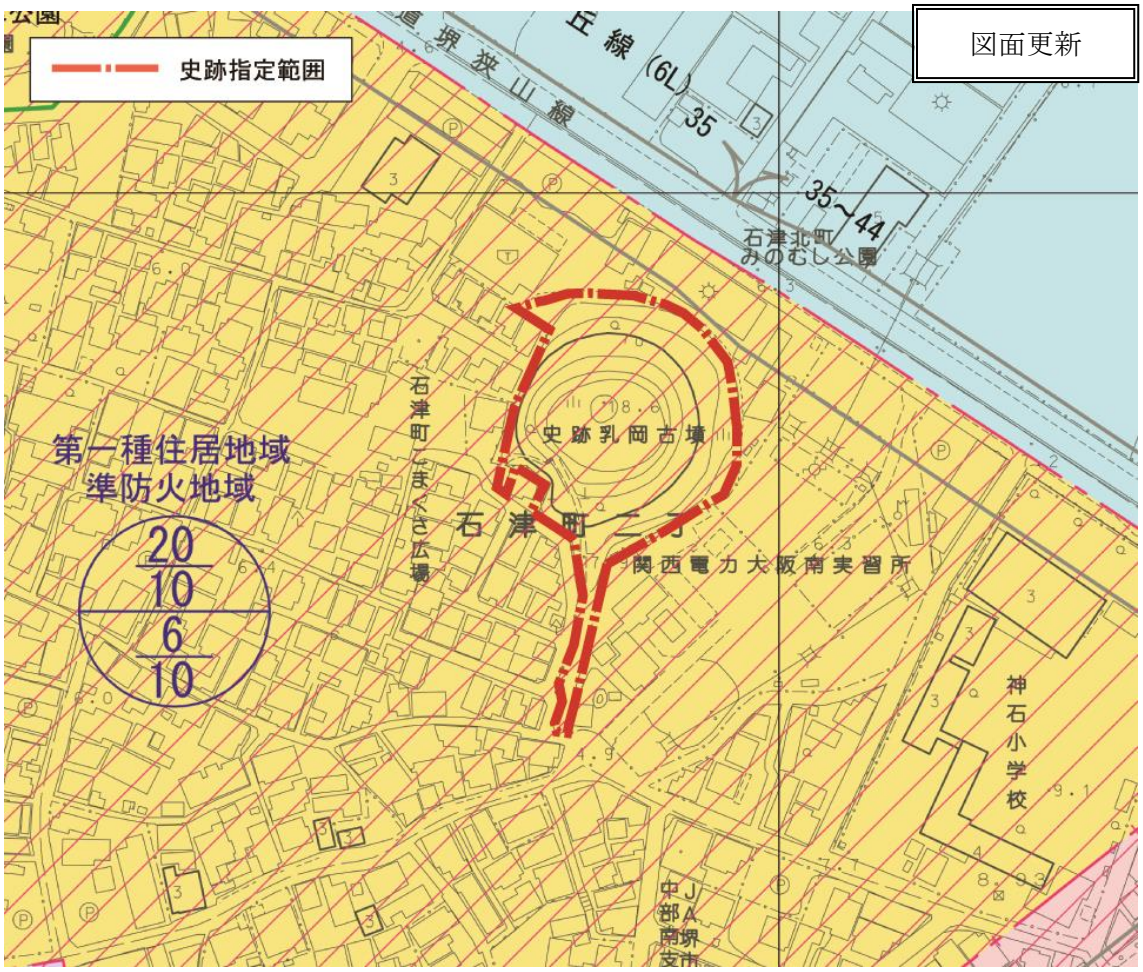

都市計画区域界	工業地域
市街化区域・市街化調整区域界	無指定地
道路・河川等の地形・地物による地域界（原則としてその中心）	防火地域
道路・鉄軌道等からの後退線、その他の見通し線による地域界	準防火地域
外壁の後退距離（１ｍ）	高度地区（第１種）
第一種低層住居専用地域	高度地区（第２種）
第二種低層住居専用地域	風致地区
第一種中高層住居専用地域	生産緑地地区
第二種中高層住居専用地域	土地区画整理事業区域（５３条区域又は７６条区域）
第一種住居地域	都市計画道路
第二種住居地域	都市計画公園・緑地
近隣商業地域	その他の都市計画施設（道路・公園を除く）

都市計画図

⑥乳岡古墳　指定地の状況（土地等の所有関係、土地利用状況など）

土地所有区分図

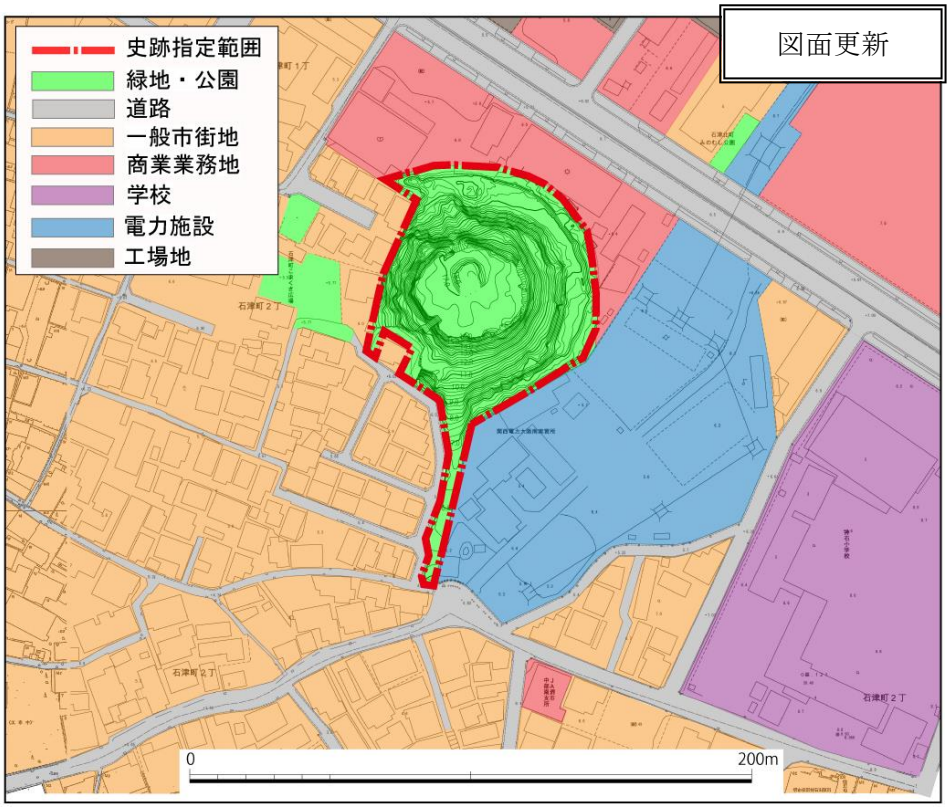

土地利用状況図

⑧御廟表塚古墳　指定地の状況（土地等の所有関係、土地利用状況など）

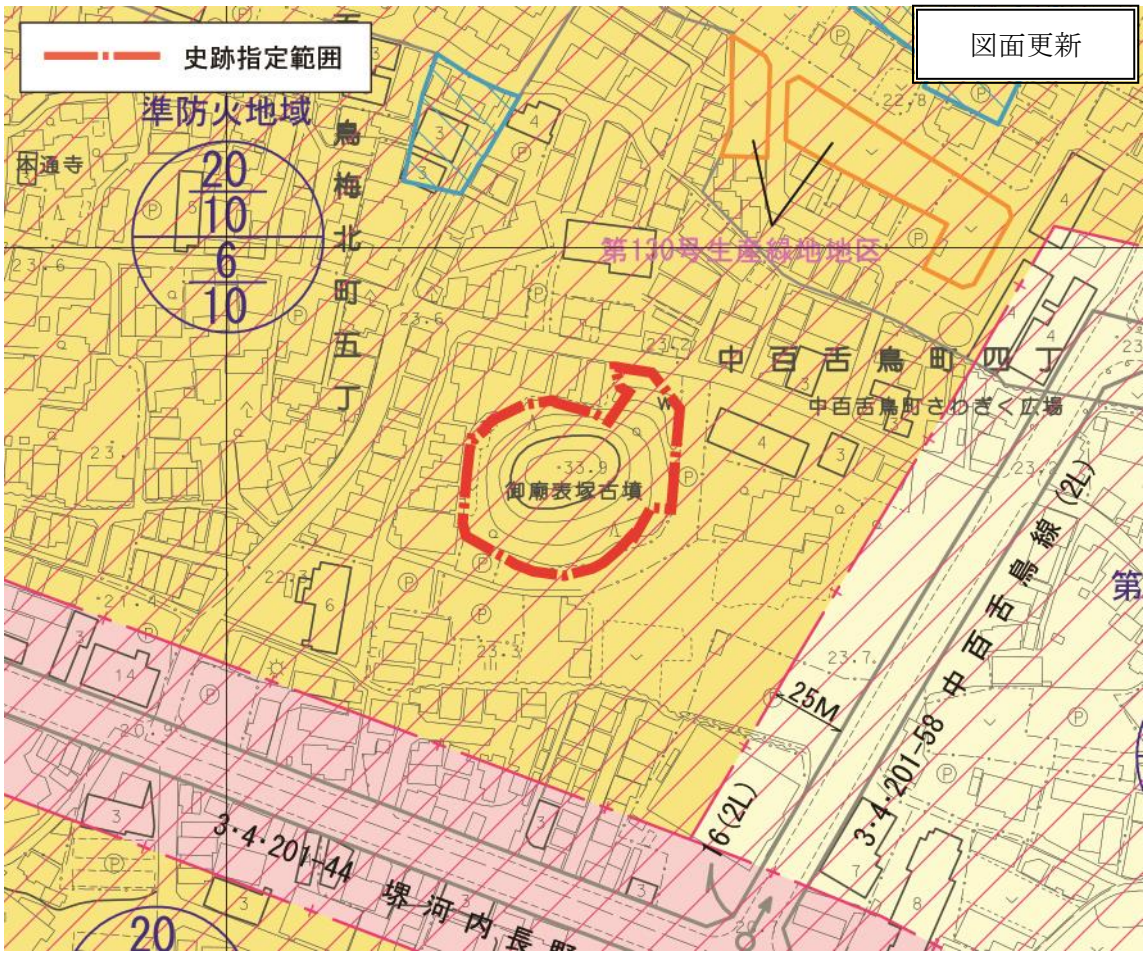

都市計画区域界	工業地域
市街化区域・市街化調整区域界	無指定地
道路・河川等の地形・地物による地域界（原則としてその中心）	防火地域
道路・鉄軌道等からの後退線、その他の見通し線による地域界	準防火地域
外壁の後退距離（１ｍ）	高度地区（第１種）
第一種低層住居専用地域	高度地区（第２種）
第二種低層住居専用地域	風致地区
第一種中高層住居専用地域	生産緑地地区
第二種中高層住居専用地域	土地区画整理事業区域（５３条区域又は７６条区域）
第一種住居地域	都市計画道路
第二種住居地域	都市計画公園・緑地
近隣商業地域	その他の都市計画施設（道路・公園を除く）

都市計画図

⑧御廟表塚古墳　指定地の状況（土地等の所有関係、土地利用状況など）

土地所有区分図

土地利用状況図

⑨ドンチャ山古墳　**指定地の状況（土地等の所有関係、**土地利用状況など）

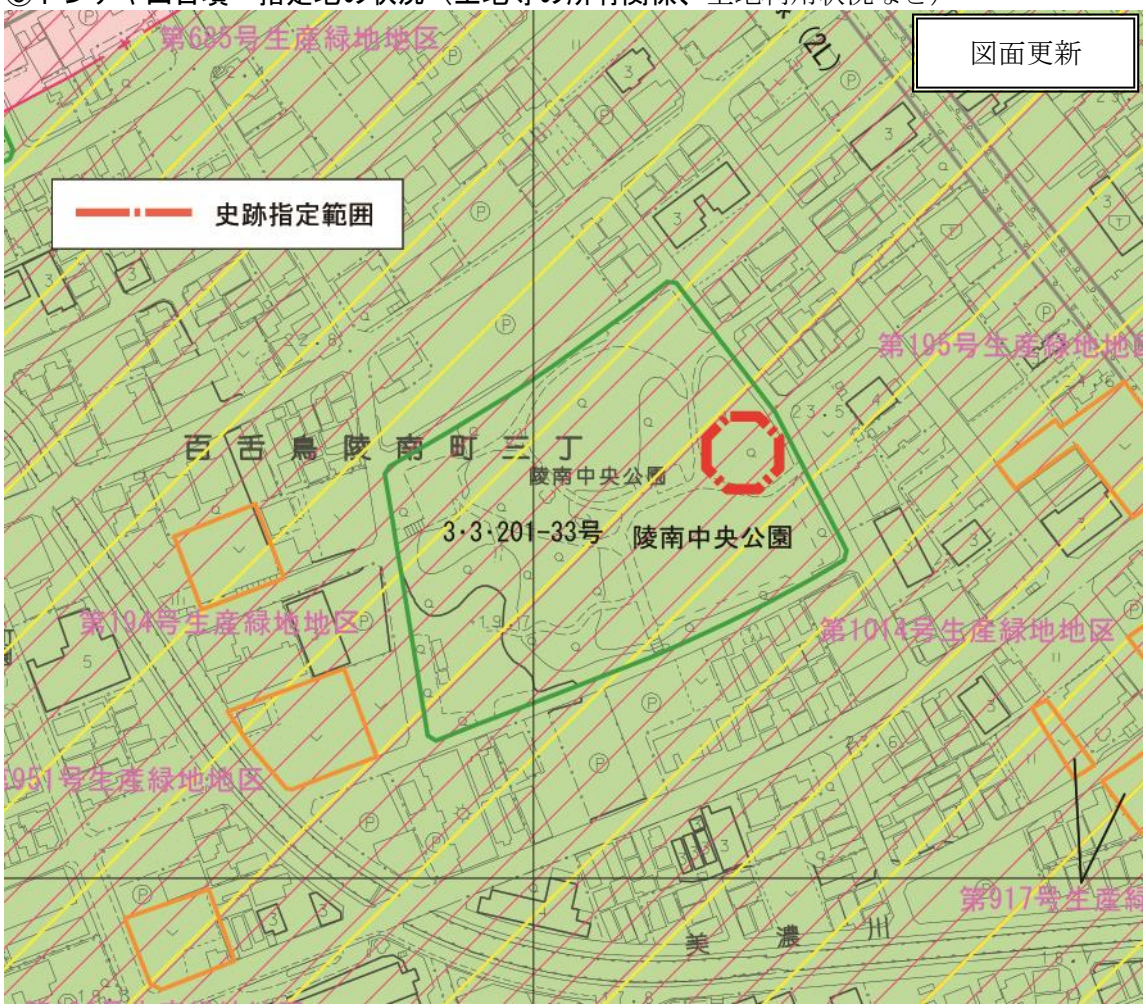

都市計画図

⑨ドンチャ山古墳　指定地の状況（土地等の所有関係、土地利用状況など）

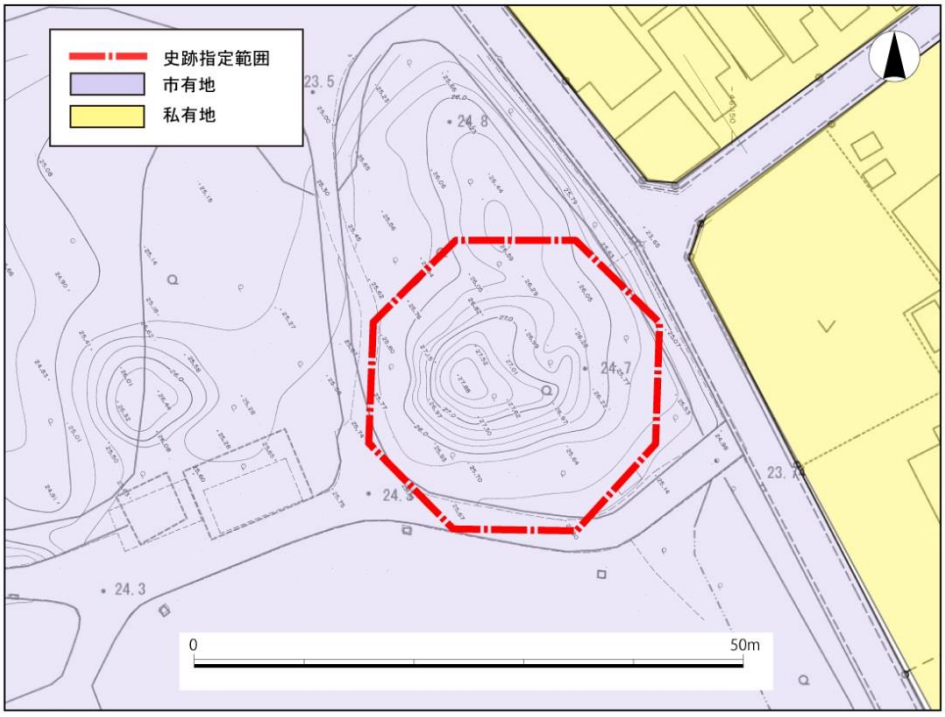

土地所有区分図

土地利用状況図

⑩正楽寺山古墳　**指定地の状況（土地等の所有関係、**土地利用状況など）

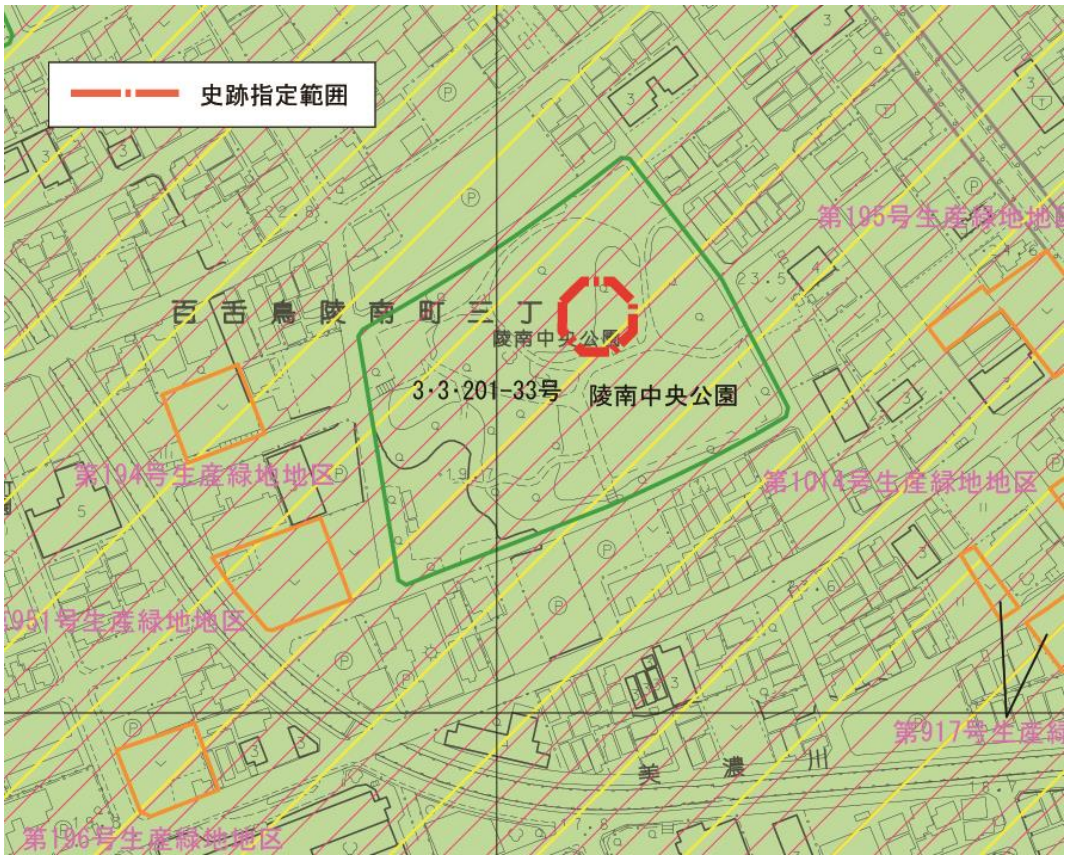

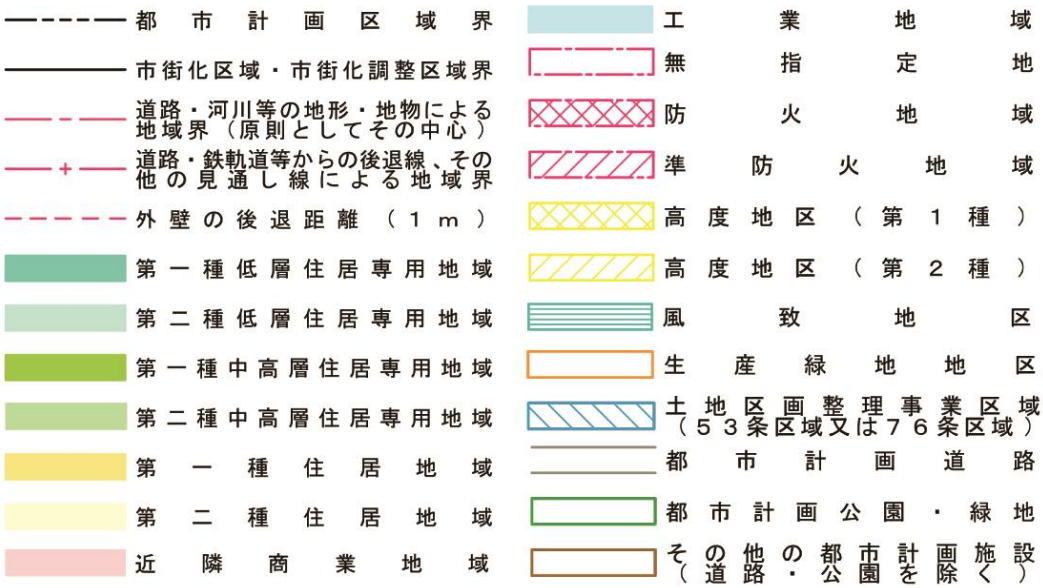

都市計画図

⑩正楽寺山古墳　指定地の状況（土地等の所有関係、土地利用状況など）

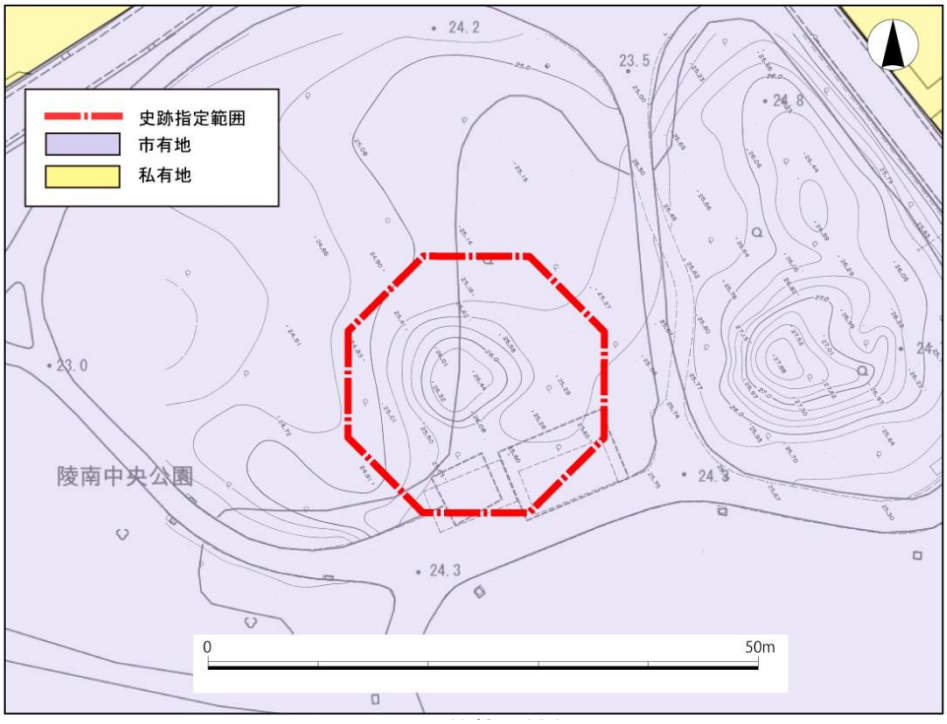

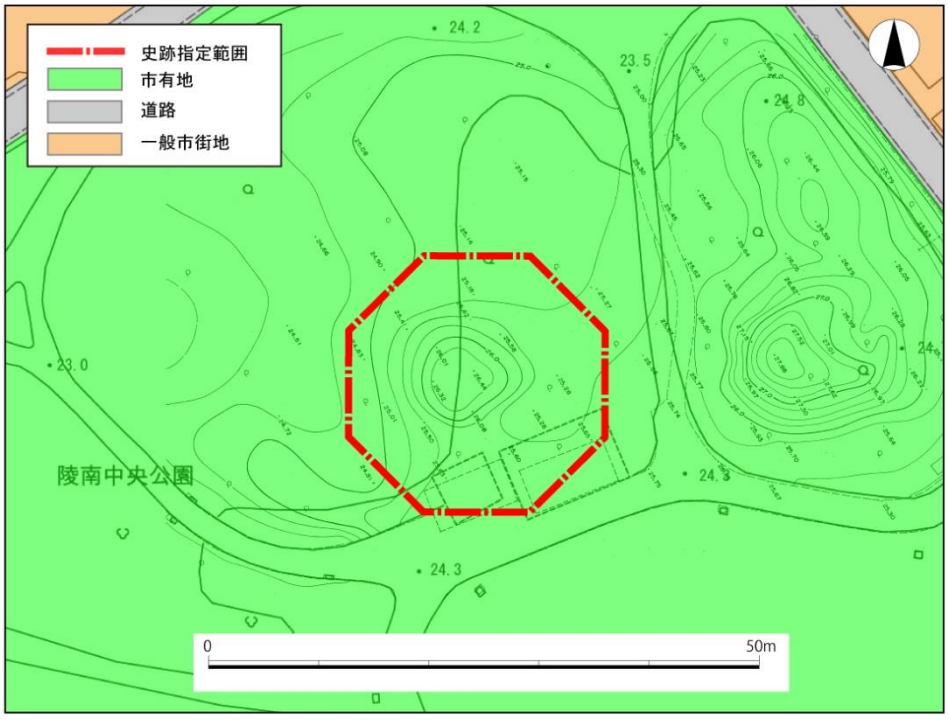

土地利用状況図

⑪鏡塚古墳　**指定地の状況（土地等の所有関係、**土地利用状況など）

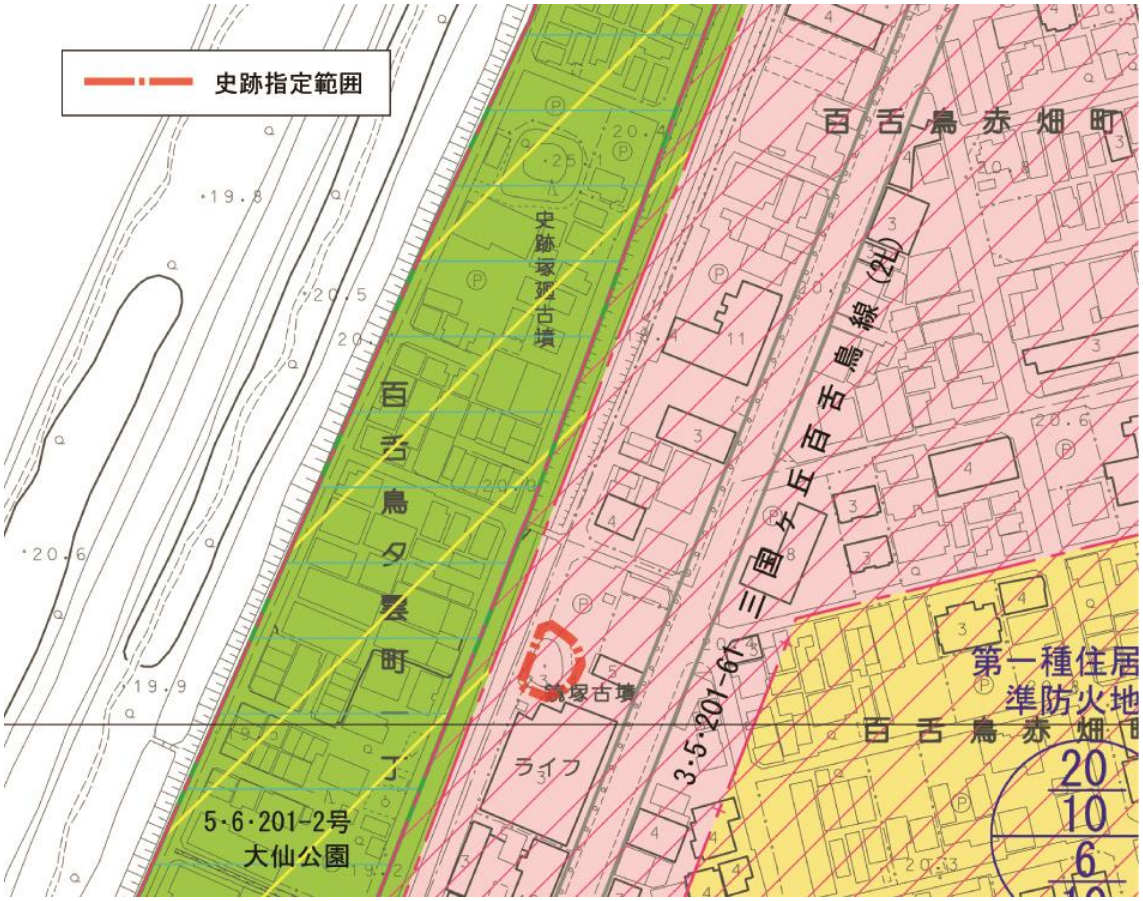

都　市　計　画　区　域　界
市街化区域・市街化調整区域界
道路・河川等の地形・地物による地域界（原則としてその中心）
道路・鉄軌道等からの後退線、その他の見通し線による地域界
外　壁　の　後　退　距　離　（１ｍ）
第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
近隣商業地域
工業地域
無指定地
防火地域
準防火地域
高度地区（第１種）
高度地区（第２種）
風致地区
生産緑地地区
土地区画整理事業区域（５３条区域又は７６条区域）
都市計画道路
都市計画公園・緑地
その他の都市計画施設（道路・公園を除く）

都市計画図

⑪鏡塚古墳　**指定地の状況（土地等の所有関係、**土地利用状況など）

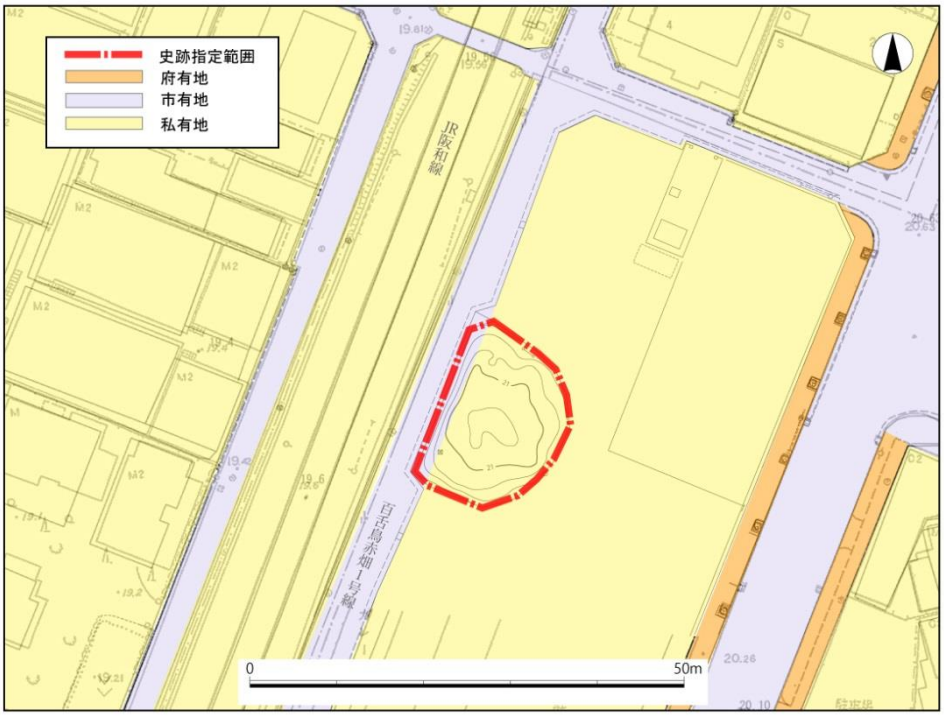

土地所有区分図

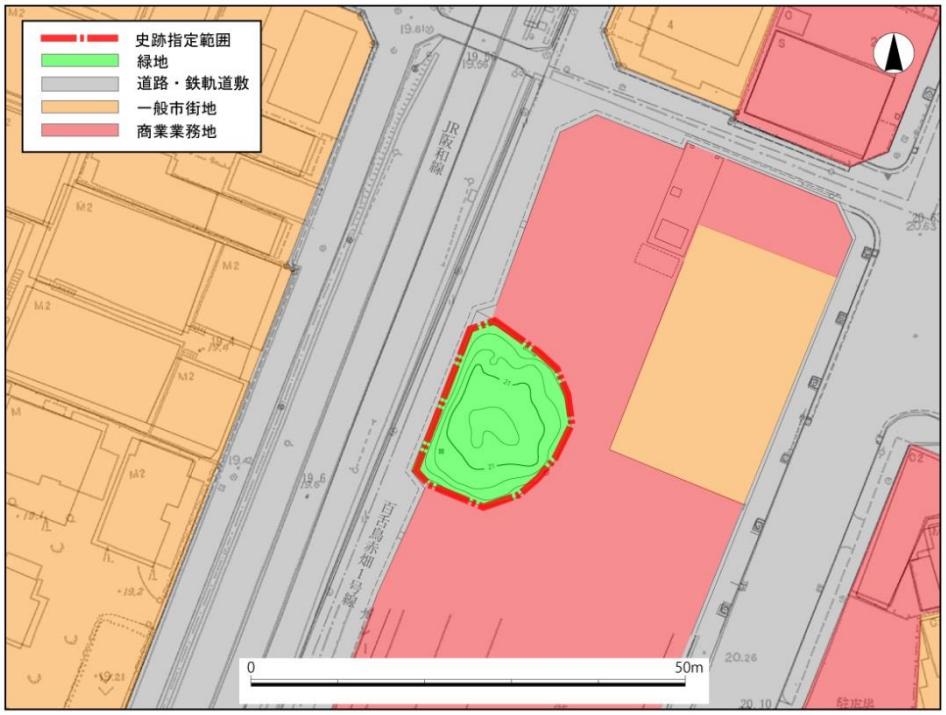

土地利用状況図

⑫善右ヱ門山古墳　**指定地の状況（土地等の所有関係、**土地利用状況など）

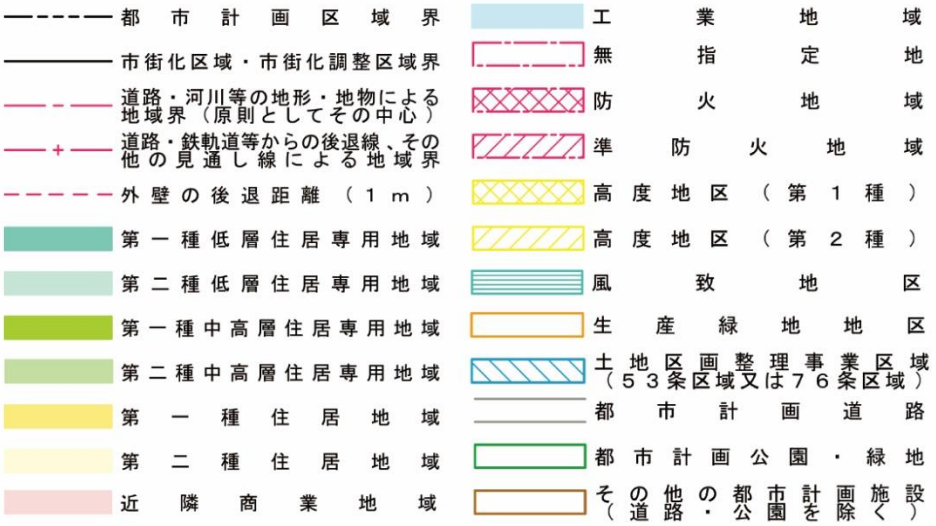

都市計画図

⑫善右ヱ門山古墳　**指定地の状況（土地等の所有関係、**土地利用状況など）

土地所有区分図

土地利用状況図

⑬銭塚古墳　墳　**指定地の状況（土地等の所有関係、**土地利用状況など）

都市計画区域界
市街化区域・市街化調整区域界
道路・河川等の地形・地物による地域界（原則としてその中心）
道路・鉄軌道等からの後退線、その他の見通し線による地域界
外壁の後退距離（１ｍ）
第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
近隣商業地域
工業地域
無指定地
防火地域
準防火地域
高度地区（第１種）
高度地区（第２種）
風致地区
生産緑地地区
土地区画整理事業区域（５３条区域又は７６条区域）
都市計画道路
都市計画公園・緑地
その他の都市計画施設（道路・公園を除く）

⑬銭塚古墳　　**指定地の状況（土地等の所有関係、**土地利用状況など）

土地利用状況図

土地所有区分図

⑭グワショウ坊古墳　**指定地の状況（土地等の所有関係、**土地利用状況など）

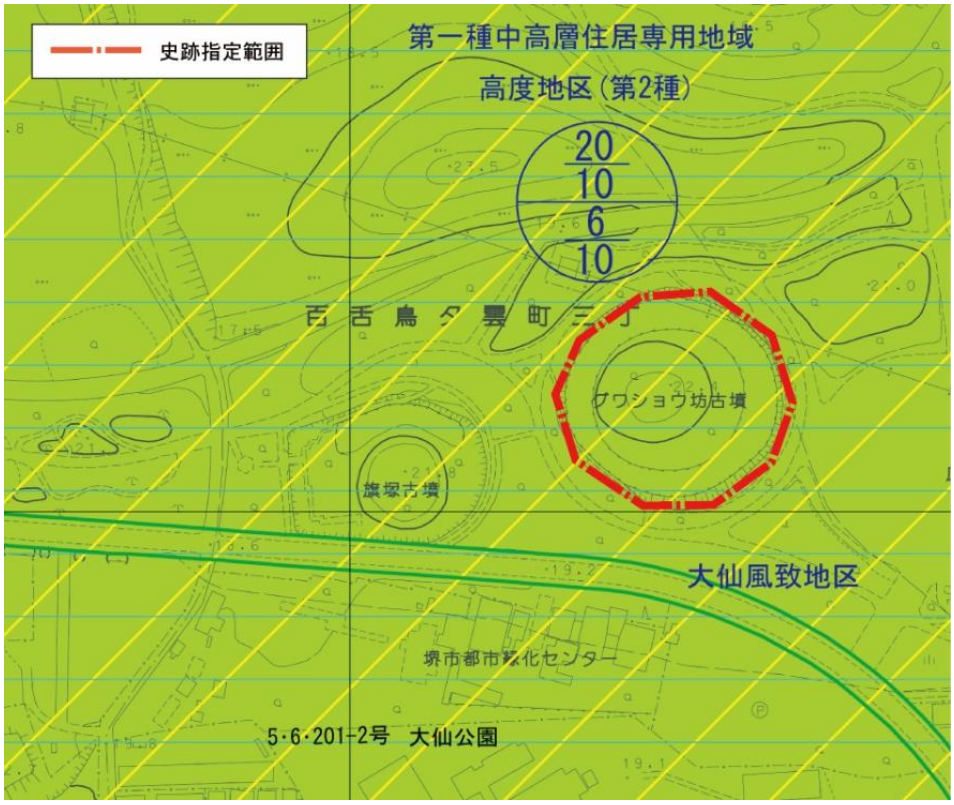

都市計画区域界	工業地域
市街化区域・市街化調整区域界	無指定地
道路・河川等の地形・地物による地域界（原則としてその中心）	防火地域
道路・鉄軌道等からの後退線、その他の見通し線による地域界	準防火地域
外壁の後退距離（１ｍ）	高度地区（第１種）
第一種低層住居専用地域	高度地区（第２種）
第二種低層住居専用地域	風致地区
第一種中高層住居専用地域	生産緑地地区
第二種中高層住居専用地域	土地区画整理事業区域（５３条区域又は７６条区域）
第一種住居地域	都市計画道路
第二種住居地域	都市計画公園・緑地
近隣商業地域	その他の都市計画施設（道路・公園を除く）

都市計画図

⑭グワショウ坊古墳　**指定地の状況（土地等の所有関係、**土地利用状況など）

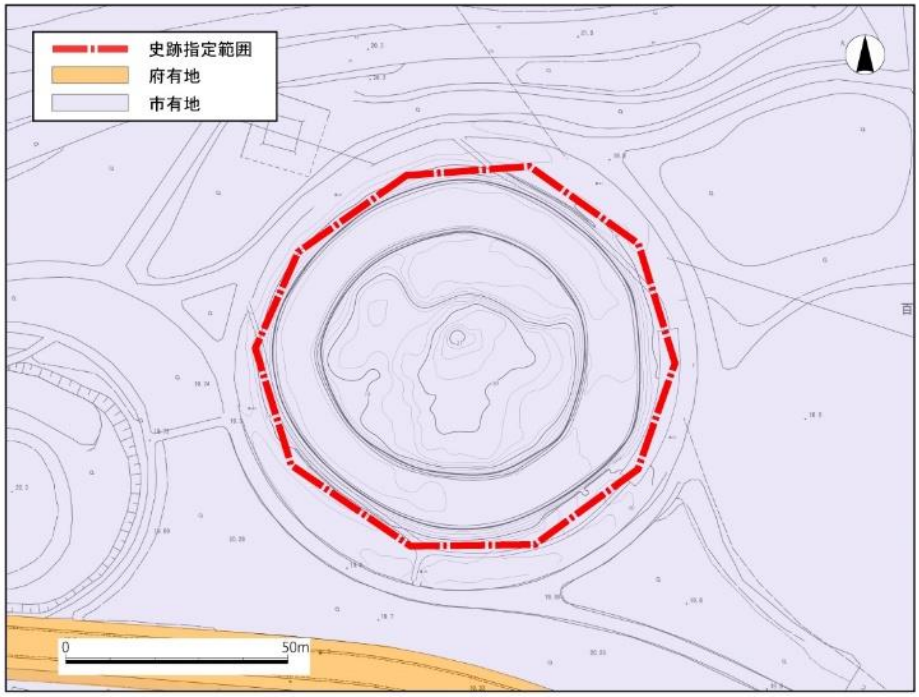

土地所有区分図

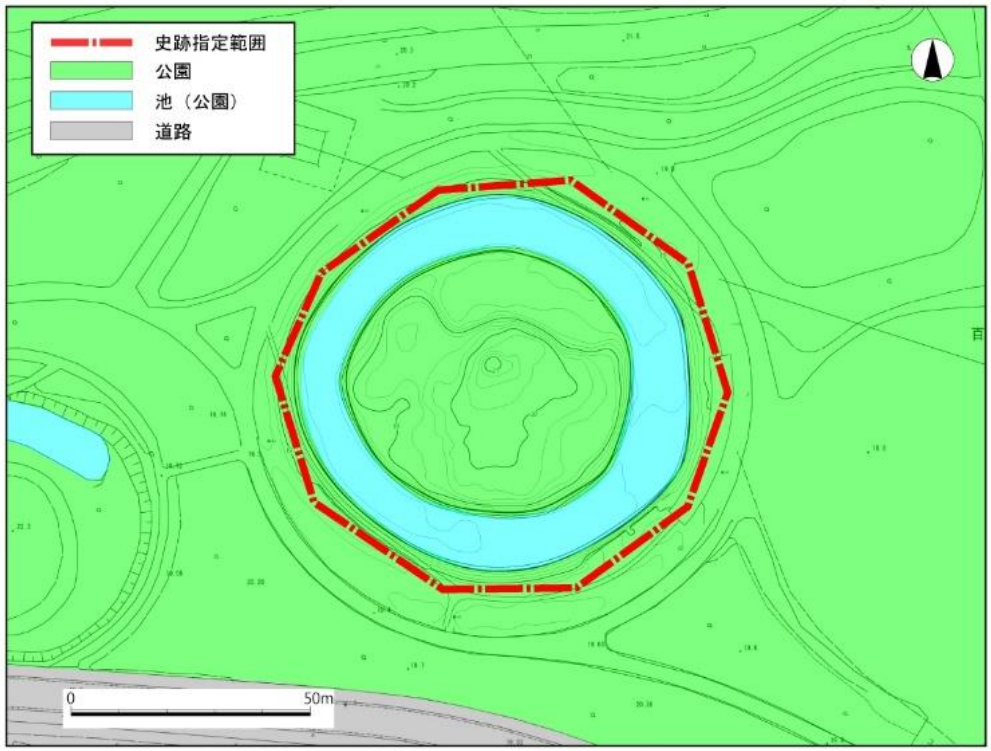

土地利用状況

⑮旗塚古墳　**指定地の状況（土地等の所有関係、**土地利用状況**など）**

都　市　計　画　区　域　界
市街化区域・市街化調整区域界
道路・河川等の地形・地物による地域界（原則としてその中心）
道路・鉄軌道等からの後退線、その他の見通し線による地域界
外　壁　の　後　退　距　離　（１ｍ）
第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
近隣商業地域
工業地域
無指定地
防火地域
準防火地域
高度地区（第１種）
高度地区（第２種）
風致地区
生産緑地地区
土地区画整理事業区域（５３条区域又は７６条区域）
都市計画道路
都市計画公園・緑地
その他の都市計画施設（道路・公園を除く）

都市計画図

⑮旗塚古墳　**指定地の状況（土地等の所有関係、**土地利用状況**など）**

土地所有区分図

土地利用状況

⑯寺山南山古墳　指定地の状況（土地等の所有関係、土地利用状況など）

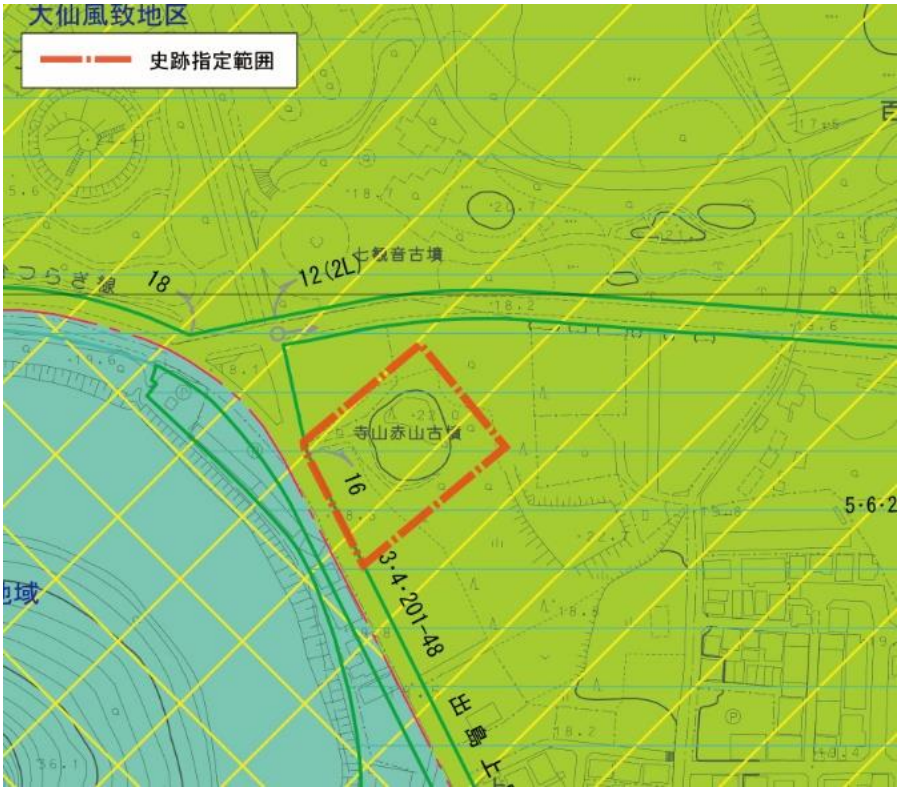

都市計画区域界
市街化区域・市街化調整区域界
道路・河川等の地形・地物による地域界（原則としてその中心）
道路・鉄軌道等からの後退線、その他の見通し線による地域界
外壁の後退距離（１ｍ）
第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
近隣商業地域
工業地域
無指定地
防火地域
準防火地域
高度地区（第１種）
高度地区（第２種）
風致地区
生産緑地地区
土地区画整理事業区域（５３条区域又は７６条区域）
都市計画道路
都市計画公園・緑地
その他の都市計画施設（道路・公園を除く）

都市計画図

⑯寺山南山古墳　指定地の状況（土地等の所有関係、土地利用状況など）

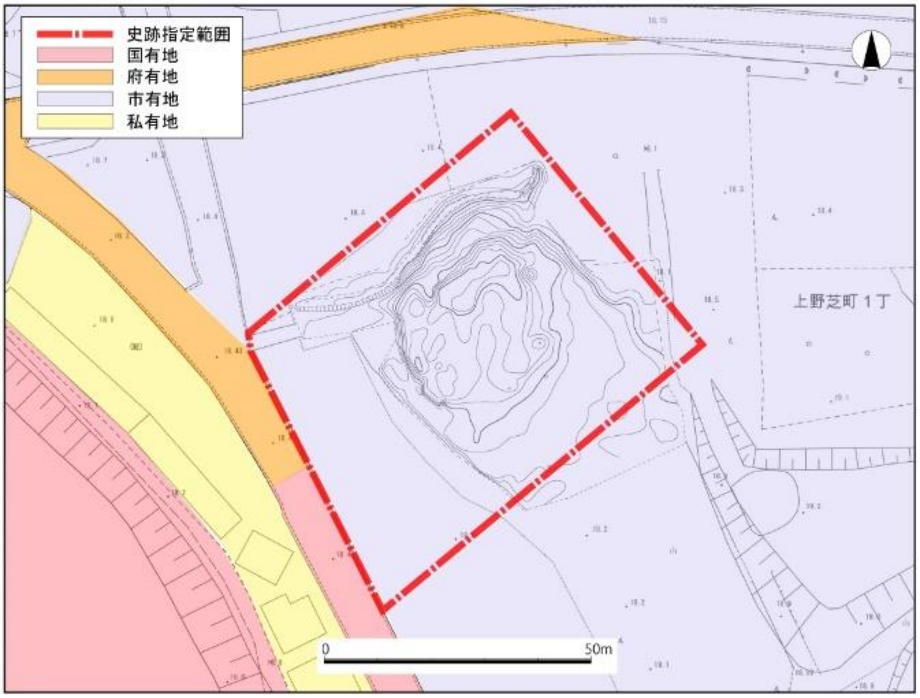

土地所有区分図

土地利用状況図

⑰七観音古墳　指定地の状況（土地等の所有関係、土地利用状況など）

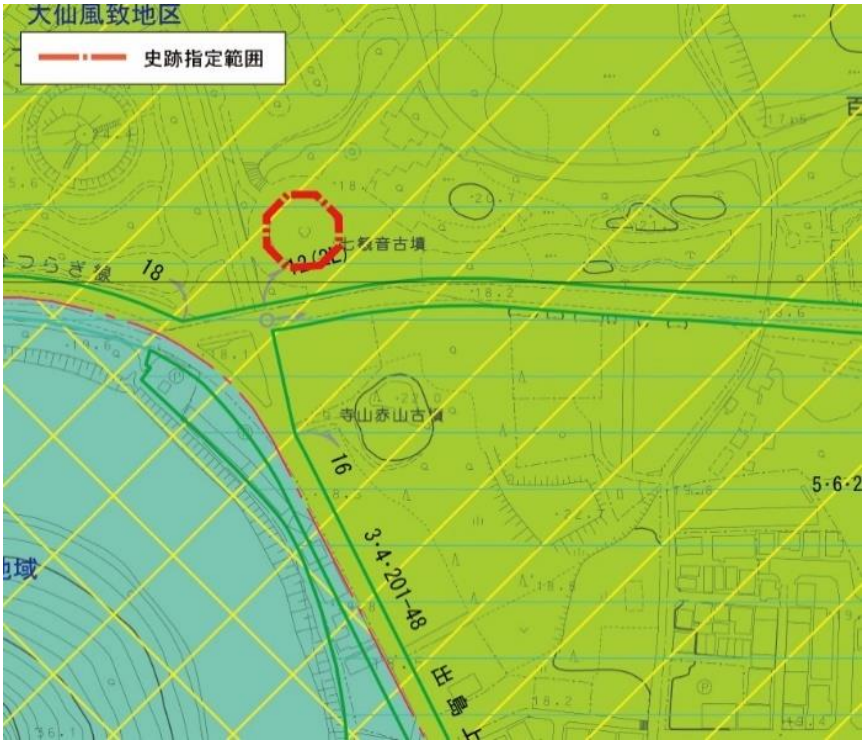

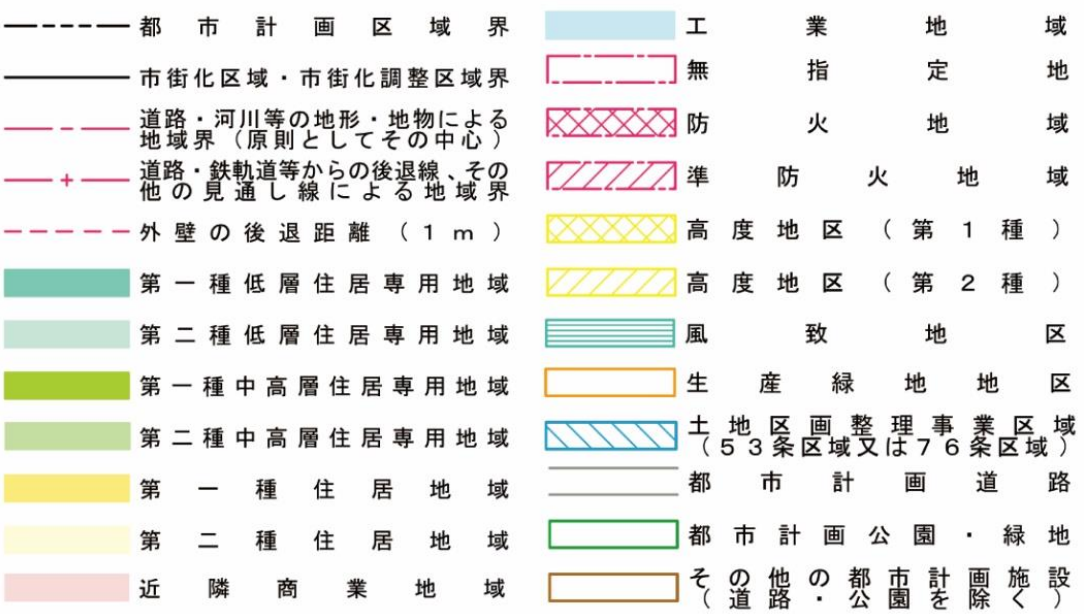

都市計画図

⑯七観音古墳　指定地の状況（土地等の所有関係、土地利用状況など）

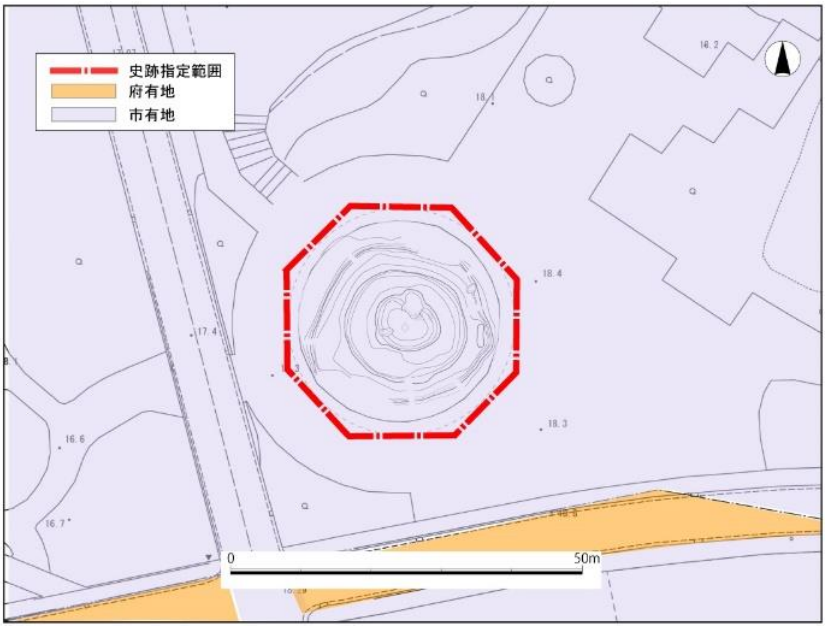

土地所有区分図

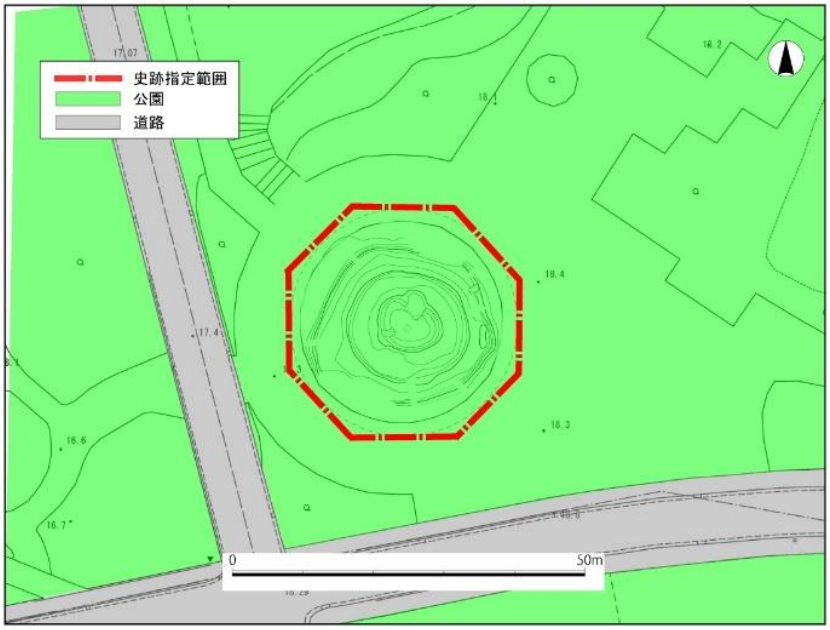

土地利用状況図

資料２－４

⑱御廟山古墳内濠　指定地の状況（土地等の所有関係、土地利用状況など）

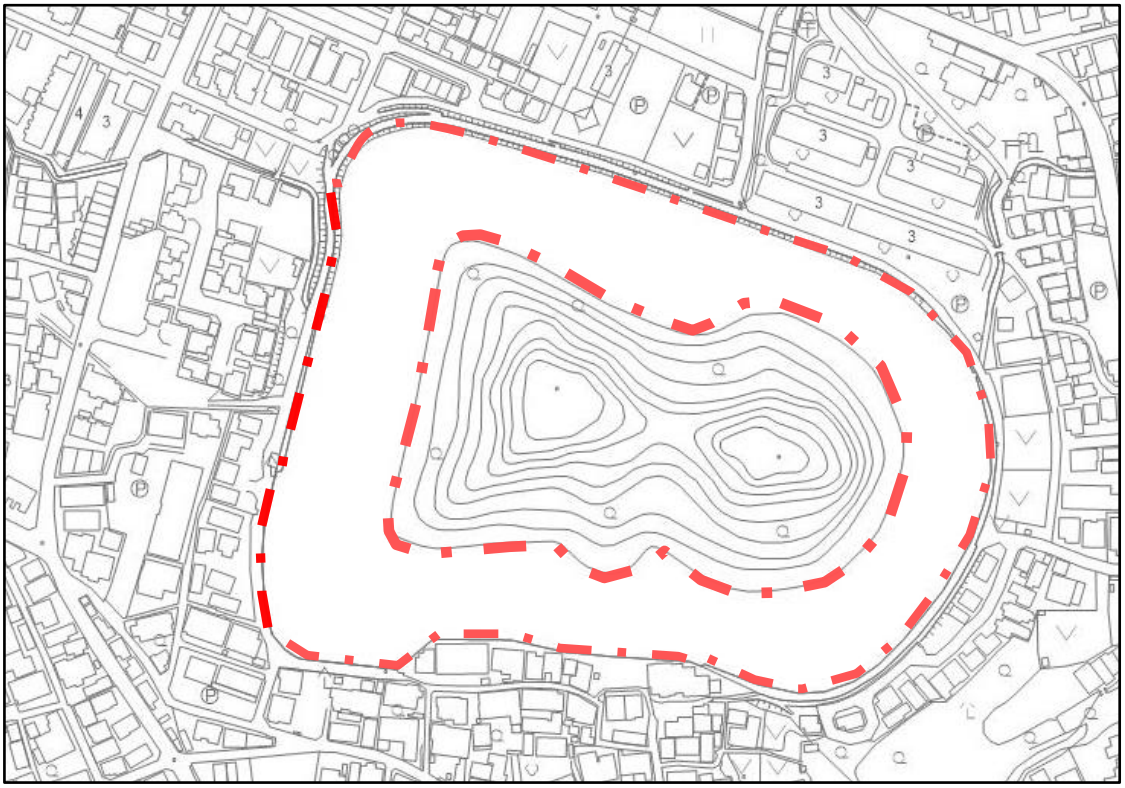
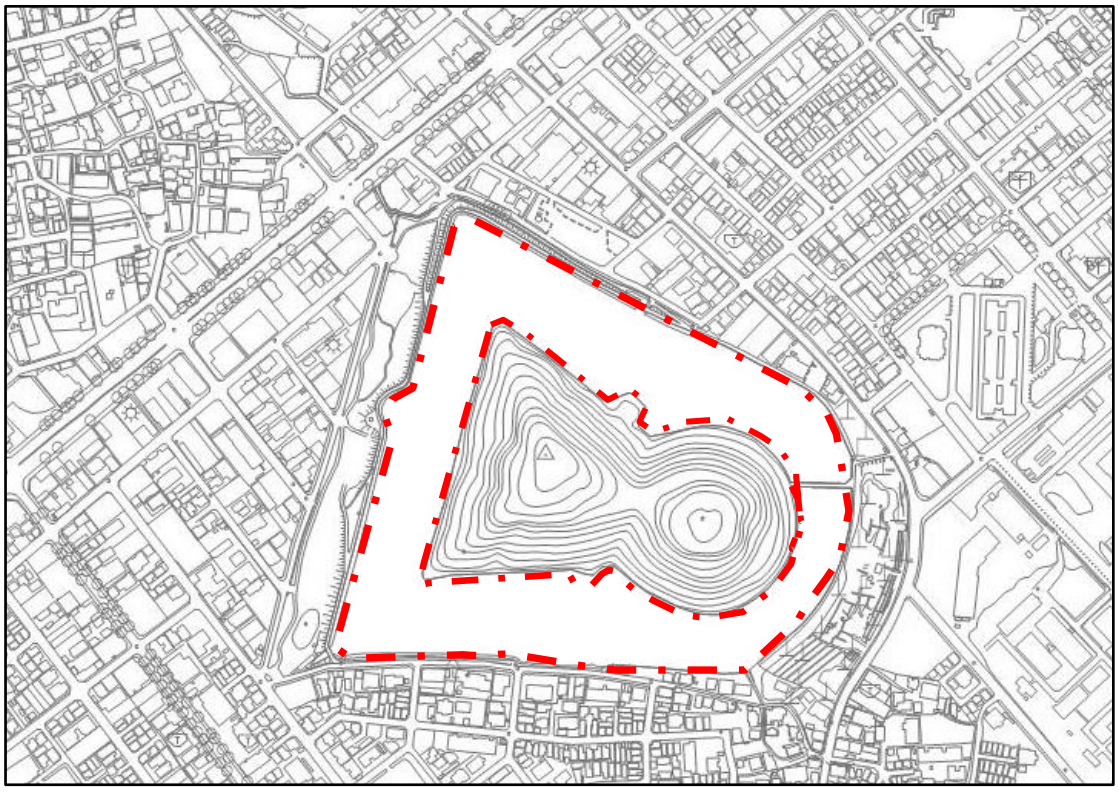
⑳ニサンザイ古墳内濠　指定地の状況（土地等の所有関係、土地利用状況など）